

目 次

○第1号（3月1日）

| | |
|----------------------|-----|
| 議事日程 第1号 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名について | 4 |
| 日程第 2 会期決定について | 4 |
| 日程第 3 諸般の報告について | 4 |
| 村長挨拶並びに提出議案の概要説明 | 5 |
| 日程第 4 一般質問について | 8 |
| ◇高田清一君 | 8 |
| ◇村上慎一君 | 2 3 |
| ◇波多野宏美 | 3 2 |
| ◇善養寺孝君 | 4 2 |
| ◇松井保夫君 | 5 1 |
| ◇早坂 通君 | 6 4 |
| 散 会 | 7 4 |

○第2号（3月2日）

| | |
|----------------|-----|
| 議事日程 第2号 | 7 5 |
| 本日の会議に付した事件 | 7 6 |
| 出席議員 | 7 7 |
| 欠席議員 | 7 7 |
| 説明のため出席した者 | 7 7 |
| 事務局職員出席者 | 7 7 |
| 開 議 | 7 8 |
| 日程第 1 一般質問について | 7 8 |
| ◇川田敏彦君 | 7 9 |

| | | | |
|--------|----------|--|-----|
| 日程第 2 | 議案第 41 号 | 自動車交通事故に関する和解について…………… | 89 |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 平成 29 年度榛東村一般会計補正予算（第 7 号）に ついて…………… | 91 |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 平成 29 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について…………… | 94 |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 平成 29 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 2 号）について…………… | 96 |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 平成 29 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について…………… | 97 |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 平成 29 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補 正予算（第 1 号）について…………… | 98 |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 平成 29 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第 5 号）について…………… | 100 |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 平成 29 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 5 号）について…………… | 102 |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 平成 29 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 2 号）について…………… | 103 |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 平成 29 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）について…………… | 104 |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 107 |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について…………… | 108 |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する 条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 109 |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制 定について…………… | 110 |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 榛東村債権管理条例の制定について…………… | 111 |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定につい て…………… | 113 |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について…………… | 114 |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の | |

| | | |
|---------|---|-------|
| | 制定について…………… | 1 1 5 |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 1 号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 1 7 |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 2 号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 1 8 |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 3 号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 4 号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について…………… | 1 2 1 |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 5 号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 2 2 |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 6 号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 2 4 |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 7 号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 2 5 |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 8 号 榛東村企業誘致促進条例を廃止する条例の制定について…………… | 1 2 7 |
| 日程第 2 8 | 請願・陳情について…………… | 1 2 8 |
| 散 会 | …………… | 1 2 8 |

○第 3 号（3 月 5 日）

| | |
|------------------|-------|
| 議事日程 第 3 号…………… | 1 2 9 |
| 本日の会議に付した事件…………… | 1 2 9 |
| 出席議員…………… | 1 3 0 |
| 欠席議員…………… | 1 3 0 |

| | |
|--|-----|
| 説明のため出席した者 | 130 |
| 事務局職員出席者 | 130 |
| 開 議 | 131 |
| 日程第 1 議案第 31号 平成30年度榛東村一般会計予算について | 131 |
| 日程第 2 議案第 32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について | 134 |
| 日程第 3 議案第 33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について | 136 |
| 日程第 4 議案第 34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について | 137 |
| 日程第 5 議案第 35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について | 138 |
| 日程第 6 議案第 36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について | 139 |
| 日程第 7 議案第 37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について | 141 |
| 日程第 8 議案第 38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について | 142 |
| 日程第 9 議案第 39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について | 143 |
| 日程第10 議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について | 144 |
| 散 会 | 147 |

○第4号（3月16日）

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 議事日程 第4号 | 149 |
| 本日の会議に付した事件 | 150 |
| 出席議員 | 151 |
| 欠席議員 | 151 |
| 説明のため出席した者 | 151 |
| 事務局職員出席者 | 151 |
| 開 議 | 152 |
| 日程第 1 議案第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 152 |
| 日程第 2 議案第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について | 153 |
| 日程第 3 議案第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について | 154 |

| | | | |
|--------|--------------------------------------|---|-------|
| 日程第 4 | 議案第 31 号 | 平成 30 年度榛東村一般会計予算について…………… | 1 5 5 |
| 日程第 5 | 議案第 32 号 | 平成 30 年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて…………… | 1 5 6 |
| 日程第 6 | 議案第 33 号 | 平成 30 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算に ついて…………… | 1 5 7 |
| 日程第 7 | 議案第 34 号 | 平成 30 年度榛東村介護保険特別会計予算について…………… | 1 5 8 |
| 日程第 8 | 議案第 35 号 | 平成 30 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予 算について…………… | 1 5 9 |
| 日程第 9 | 議案第 36 号 | 平成 30 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算に ついて…………… | 1 6 0 |
| 日程第 10 | 議案第 37 号 | 平成 30 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について…………… | 1 6 1 |
| 日程第 11 | 議案第 38 号 | 平成 30 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて…………… | 1 6 2 |
| 日程第 12 | 議案第 39 号 | 平成 30 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算に ついて…………… | 1 6 3 |
| 日程第 13 | 議案第 40 号 | 平成 30 年度榛東村上水道事業会計予算について…………… | 1 6 4 |
| 日程第 14 | 議案第 29 号 | 村道の路線の認定について…………… | 1 6 5 |
| 日程第 15 | 議案第 30 号 | 村道の路線の変更について…………… | 1 6 7 |
| 日程第 16 | 委員会審査報告書について（総務産業建設常任委員会）…………… | | 1 6 9 |
| 日程第 17 | 委員会審査報告書について（総務産業建設常任委員会）…………… | | 1 7 0 |
| 日程第 18 | 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）…………… | | 1 7 1 |
| 日程第 19 | 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）…………… | | 1 7 1 |
| 日程第 20 | 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）…………… | | 1 7 1 |
| 日程第 21 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について…………… | | 1 7 2 |
| 日程第 22 | 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について…………… | | 1 7 2 |
| 日程第 23 | 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について…………… | | 1 7 2 |
| 日程第 24 | 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について…………… | | 1 7 2 |
| 日程第 25 | 発委第 1 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について…………… | | 1 7 2 |
| 日程第 26 | 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について…………… | | 1 7 4 |
| | 議長挨拶…………… | | 1 7 5 |
| | 閉 会…………… | | 1 7 5 |

平成30年第1回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

3月1日（木）

平成30年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

平成30年3月1日（木曜日）

議事日程 第1号

平成30年3月1日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 波多野 宏美 君 | 2番 | 善養寺 孝 君 |
| 3番 | 蜂 巢 實 君 | 4番 | 村 上 慎一 君 |
| 5番 | 川 田 敏彦 君 | 6番 | 小野関 治義 君 |
| 7番 | 高 田 清一 君 | 8番 | 清 水 健一 君 |
| 9番 | 裕 井 保夫 君 | 10番 | 小 山 久利 君 |
| 11番 | 山 口 宗一 君 | 12番 | 岸 昭勝 君 |
| 13番 | 早 坂 通 君 | 14番 | 南 千晴 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 村 長 | 真 塩 卓 君 | 副 村 長 | 倉 持 直美 君 |
| 総 務 課 長 | 小 山 美子 君 | 企 画 財 政 課 長 | 清 村 昌一 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦一 君 | 住 民 生 活 課 長 | 山 本 正子 君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦 君 | 産 業 振 興 課 長 | 青 木 繁 君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 清 水 義美 君 |
| 会 計 課 長 | 清 水 喜代志 君 | 教 育 長 | 阿 佐 見 純 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢一 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|--------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岩 田 健一 | 書 記 | 津 久 井 久 美 |
|---------|--------|-----|-----------|

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回榛東村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに第1回定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき厚く御礼申し上げます。

いよいよきょうから弥生3月に入り春の香りが漂う季節がめぐってまいりました。日本選手のメダルラッシュで沸いたピョンチャン冬季オリンピックが閉幕し、リンクと雪山の熱い戦いが私たちに感動を与えてくれました。片や、同じ雪山でも本県ではこの1月下旬、本白根山が突如噴火し、多くの死傷者が出ました。部下を守り殉職された相馬原駐屯地所属の自衛官のその勇気と使命感に強く感銘を受けました。心からのご冥福をお祈りするとともに、けがをされた方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、幅広い層の住民が議員として参画することが求められています。群馬県の町村議会においても、少子化・高齢化等により、議員のなり手不足の傾向にあります。将来に向けて、それぞれの町村が持つ潜在能力を最大限に伸ばし、住民の福祉制度をさらに高めるためには、住民に身近な町村の長所を生かし、住民からの関心と信頼を寄せていただける議会活動を展開するとともに、多様な人材が議員として参画できる環境づくりをしていく必要があります。

群馬県町村議会議長会でも、先月21日に開われました定期総会において、問題解消に向けた政府への要望事項を決議いたしました。

国においても、高知県大川村が昨年6月に議会にかわる村民総会の調査を発表したことを受け、総務省は町村議会のあり方に関する研究会を発足しました。議員のなり手不足に悩む小規模な自治体を対象に現行の制度に加え、新たな制度の新設等を提案する報告書を、この3月に公表するとされております。今後の国の動向も注視していきたいと考えております。

なお、今定例会では、議論を活発にし、わかりやすい議会となるよう、執行部に反問権を付与いたします。反問権とは、議員の質問の真意や問題点を反問する権利であります。今回は、議員の主張する質問の趣旨や根拠などの内容を確認するものに限り、反問権を行使できるものとします。このことで議論が活発化し、議会がより活性化することを期待いたします。

なお、本日は、大勢の傍聴の方々がお見えでございます。

傍聴されます皆様申し上げます。傍聴人の守るべき事項をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

ただいまから平成30年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

4番村上慎一議員、5番川田敏彦議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期につきましては、本日3月1日から16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日3月1日から16日までの16日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

岩田議会事務局長。

○議会事務局長（岩田健一君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

まず、①議案等の受理につきましては、本定例会に伴い議案41件、陳情8件を受理いたしました。

次に、②例月現金出納検査の結果報告につきましては、地方自治法第199条第9項の規定により、代表監査委員より議長宛て報告のありました平成29年11月、12月並びに本年1月の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては配付してあります検査結果の別紙のとおりでございます。後ほどご確認ください。

次に、③渋川広域組合の関係でございます。

まず、2月14日午前10時から広域組合大会議室において、議会運営委員会が開催され、南議長出席されました。議題につきましては、2月定例会等でございます。

次に、2月21日午前10時、渋川市勤労福祉センター大会議室において、2月定例会が開催され、山口議員、小山議員が出席されました。平成29年度一般会計補正予算並びに平成30年度一般会計予算について審議されました。

④群馬県町村議会議長会の関係でございます。

本年1月19日午前10時30分から群馬県市町村会館において理事会が開催されました。南議長が出席

されました。議案につきましては定期総会等でございます。

2月21日午前11時より、同じく群馬県市町村会館において定期総会が行われ、南議長が出席されました。議案につきましては、平成30年度一般会計予算等についてでございます。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

よろしく願いいたします。

◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長より挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

平成30年第1回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、年度末を迎え極めてご多忙の中、全員のご出席を賜り、ここに平成30年第1回定例村議会が開会できますことを厚く御礼申し上げます。

まず、本定例会に上程いたします41議案の主なものについて申し上げたいというように思います。

議案第1号は、榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてのご同意をお願いするものでございます。

議案の2号、3号につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦について諮問をお願いするものでございます。

4号から12号までにつきましては、平成29年度一般会計そのほか7特別会計、上水道事業会計における補正予算をお願いするものでございます。

13号から28号までにつきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を初め、各条例の一部改正あるいは新規の制定をお願いするものでございます。

29号につきましては、村道の路線認定について、30号は村道の路線変更についてをお願いします。

41号につきましては、自動車交通事故に関する和解についてを議会の議決をお願いするものでございます。

31号から40号までにつきましては、30年度の各会計の当初予算でございます。一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた予算総額は歳出ベースで96億円でございます。これは前年度に対し9億6,500万円の減となっております。

第6次の総合計画の3年目に当たる平成30年度は、地方交付税を初め各種交付金の減収が見込まれる一方、義務的経費が増大し、予算総額に占める割合は平成29年度において38.1%でございましたけれども、30年度は3%の増と41.1%となりました。人件費につきましては、退職不補充により前年度

よりも5,000万円強の削減を行いました。扶助費の構成比がほぼ2割、義務的経費の5割を占めるまでになり、財政の自由度が低下しております。

30年度当初予算編成は、全会計において限られた財源の有効な配分に努めてまいりました。

初めに、一般会計の歳入でございますが、村税は14億8,000万円を見込みました。譲与税、各種交付金については平成30年度の地方財政計画、いわゆる地財計画等に基づきまして、それぞれ増減をいたしたところでございます。しかし、2款の地方譲与税から12款の交通安全対策特別交付金までの合計で前年度比42万円の増額にとどまっております。また、地方交付税の振りかえ分であります臨時財政対策債も地財計画において1.5%の減とされたことから、前年度よりも500万円減の1億8,500万円を計上いたしました。最終的な財源不足額は3億4,217万円で、この全額を財政調整基金からの繰り入れで手当てしたところでございます。

次に、歳出でございますけれども、6次総合計画の策定の大綱として6本の柱立てをしておりますが、この6本の柱、項目ごとに主要事業を申し上げたいというように思います。

1番目の「健やかで生き生きとしたむらづくり」でございますが、新規事業といたしまして官学連携の生活習慣改善プログラム、自殺対策緊急強化事業、若者向け健康づくりセミナーなどを実施し、健康寿命の延伸を図ることといたしました。

継続事業といたしまして、任意予防接種助成事業、不妊不育治療、その費用の助成事業。子育て支援モバイルサービス等の子育て実施施策を引き続き実施するほか、平成28年度から実施しております給食費、これは幼稚園、小学校、中学校でございますけれども、その引き下げは継続して実施してまいります。

次に、「人と文化を育むむらづくり」として、中学校において情報通信技術の環境整備事業に着手いたします。これは、ICTを教育現場で活用することによりまして、主体的に対応でき、それで深い学び、それにつなげようとするものでございます。平成30年度においては、各教室の無線LANの敷設工事など環境整備を行うとともに、教職員に対する研修を実施いたしたいというように思っております。

また、小・中学校における学習支援員を引き続き配置するほか、新たに教育相談員を配置することといたしました。

3番目の「快適で住みよいむらづくり」として、新年度も高崎渋川バイパスのアクセス道路整備を重点的に行いまして、第2号計画道路を供用するほか、第5号計画道路は概略設計を行う予定となっております。また、生活道路及び農作業等の改良もあわせて実施いたします。

間もなく策定が完了する空き家対策計画に基づきまして、平成30年度において空き家除去、空き家活用、リフォーム等の補助制度を新たに設けたいと思っております。

4つ目の「豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、新規事業といたしまして農業研修者受け入れ農家等補助事業制度を実施いたします。そして、ふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物等

の普及促進を図るとともに、茨城県の大洗町、東京都の葛飾区、神奈川県の大井町等とのイベント交流を平成30年度においても引き続き実施することといたしまして、本村の農畜産物、工業品等のPRを積極的に行ってまいりたいと思います。

5つ目の「自然と安全・安心を守るむらづくり」として、平成29年度から実施しております高齢者運転免許証自主返納支援事業を計上いたしました。また、自治総合センターのコミュニティ助成金を活用して消防装備品等の充実を図るほか、消防団員に対する準中型の免許取得金の助成も継続して実施いたします。

最後に、「自主自立のむらづくり」といたしまして、公共施設の省エネルギーに資するため、主要な施設について省エネルギー化計画を策定いたします。

広報広聴関係では、広報しんとうの縮刷版を平成30年度以降計画的に策定することといたしました。続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案第32号は平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算です。

国民健康保険制度の運営を安定化し将来にわたり国民皆保険制度を堅持していくことができるよう、平成30年度から県が市町村とともに保険制度を運営することとなります。国民健康保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業等が今般の制度改正によりまして廃止されるため、平成30年度の国保特会の予算は前年度に比べて3億8,878万円の減、15億1,506万円で、率にしますと20.4%の大幅な減となっております。これは共同事業に対するそれも入っているというように考えております。

また、国民健康保険税については、平均におきまして、これも約束しております、16.5%の引き下げを行うということに考えております。先ほど申し上げたとおり、国保税の条例の改正案もあわせて上程をさせてもらいたいというように考えております。

議案の第33号でございますけれども、平成30年度の榛東村後期高齢者医療特別会計予算は総額1億2,655万円でございます。前年度に比べまして1,577万円、14.2%の増となっております。

34号につきましては、村の介護保険特別会計予算、これについても総額は12億1,144万円、前年度に比べて190万円の0.2%の減となっております。

35号につきましては、住宅新築資金の貸付特別会計でございますけれども、総額は1,080万円の前年度に比べて222万円、17.0%の減となっております。

さらに、村の公共下水道事業の特別会計、これは4億6,321万円、前年度に比べまして880万円の1.9%の増となっております。

37号につきましては、榛東村の農業集落排水特別事業の特別会計については1億5,874万円の前年度に比べまして1,704万円、9.9%の減となっております。

そのほかにつきましても、学校給食特別会計あるいは太陽光発電事業の特別会計、あるいはそういうものを含めまして特別会計の総額は36億5,159万円、前年度から3億9,000万円強の減となっているところでございます。これは、国民健康保険制度の改変によるところが大きいと、主な原因というよ

うに考えております。

終わりになりますけれども、企業会計ですが、議案の40号、30年度の榛東村上水道事業会計は収益的収入が3億882万円、収益的支出が2億9,075万円となっております。資本的収入は540万円、資本的支出は5,424万円となっております。

以上、村議会の開会に当たりまして所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。これからよろしくお願いいたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。その内容は、村の一般事務に関することと限定されています。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。会議規則第51条、発言内容の制限の規定により、発言は簡単明瞭を心がけていただきたいと思います。また、答弁者は同様に、わかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番高田清一議員の質問を許可いたします。

7番高田清一議員。

〔7番 高田清一君登壇〕

○7番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。7番高田清一でございます。

先ほどのお話の中、挨拶の中でもありましたけれども、去る2月25日に閉会しました平昌オリンピックに際しましては、13個のメダルということで大きな成果を上げてきたと。こんな中、メダル獲得選手が必ず口にしていたことがあります。これは、自分の力だけではなくスタッフの皆さん、また自分を選手を応援してくれる皆さんのおかげだという、それが心の支えとなっていたという発言でございました。さすがトップに立つ選手の謙虚で周りを思いやる人間性がにじみ出ている発言、このことにも大いに感動したところでございます。

1月30日の新聞記事に、2017年市町村別転入転出に関する記事が掲載されました。県内で35市町村中29市町村が転出過多。やはり若者の働き口創出が大きな課題となっていることがうかがえるところでございます。我が榛東村は転入超過5市町村中、伊勢崎、太田、吉岡に次いで132人の転入超過実績であり、非常に喜ばしいことであると同時に、今後も継続して増加が続くよう、協力して魅力あるむらづくりにかかわっていかれたらと思っております。

また、1月23日に発生しました本白根山の噴火ではとうとい命が奪われる悲惨な結果になってしまいました。ここにご冥福をお祈りするとともに、当村においてもいつ何どき、どのような災害が発生

するかはわからない想定外災害に対しての備えを今から心がけていかなければならないというふうに思っております。

そんな中、身近な問題として空き家火災、これが目立っております。昨年も4区や1区の中では空き家火災が発生しており、火災発生時の早期消火活動も非常に重要になってきていると思っております。

そのようなことから、本日は防災、防火活動を中心に質問を行いたいというふうに思っております。

以後、自席に戻り質問を続けます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） まず、防火、消火設備に関して質問を行います。

まず、常日ごろ防災、防火、消火活動に対し、消防団及び行政の担当者の皆さんに尽力をいただいていることに感謝を申し上げます。

消火栓及び防火水槽の事前点検に関しましては、消防団行政が連携をとる中で対策を講じていると思いますけれども、村内消火栓、防火水槽設置箇所はどのくらいあるのかを教えてください。

○議長（南 千晴君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 村内には消火栓は176カ所、防火水槽は167カ所でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 消防団と行政でリストの整合及び情報の共有化等々はどのように行っているか、これも教えていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 各分団及び本部班の消防自動車に、消火栓や防火水槽の設置箇所を示した地図が整備されております。

新規設置箇所等については、その都度地図に加えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 昨年11月11日に実施されました防火訓練に際しましては、準備に携わった皆さん、大変ご苦労さまでした、お疲れさまでした。

地元の、私どもの地元の区では、このような、写真をある程度執行部の皆さんには事前に提出して

あるんですが、このような形で地元の区では防火、消火訓練を実施したところでございます。

この中で消火栓の使い方や実際に消火栓使用による放水訓練も行っていました。いざ使ってみると、いろいろなふぐあいが発見できたのと、改めて初期消火が大事であることを実感いたしました。消火訓練につきましては、既に幾つかの区では実施しているとの話を聞いておるんですけども、未実施の区に対して今後行政からの訓練実施の働きかけをしたほうがよろしいのではないかというふうに思いますが、お考えはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 防災訓練の一環として消火訓練の実施について区長を通じてお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 非常に自分の地元でもやって、非常に効果のある、また住民参加の消火訓練であったというふうに思っております。これは区長を初めとして役員の皆さんには大変ご苦労いただきました。また、地元の皆さんも非常に参加意識が高く、これについては非常に重要であり、ぜひともこれは具体的に来年度進めていただければというふうに思います。

訓練を実施した際に、ホースに穴があいていたり、また乾燥、これも私も余り消防で詳しくなかったんですが、これ先端の筒、これを乾燥と言うそうなんですが、乾燥のパッキンが劣化しており、水が噴出して使用不可の状態でもありました。このような設備に対する点検は具体的に日常、どのような頻度でどのように実施しているかを教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの点検の頻度についてですが、毎年火災シーズンの12月上旬でございますが、消防団が防火水槽設置箇所の視認性確認のためペンキによる塗装作業を実施しております。あわせて、マンホールや消火栓用補給水弁について動作確認等を実施しております。

これらにより、近隣住民の消火施設確認、消防団員の的確な水利確認へつなげております。また、広域消防署により防火水利調査が年に一度実施され、調査結果の報告を受けております。ふぐあいや不良箇所があった場合には、補修、修繕等を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 私も、行政の皆さんや消防の皆さんにだけにどうだどうだと言うつもりはご

ございませんので、近隣の消火栓及び防火水槽がどのような状態になっているのかということで、地図をいただきまして、近隣のところを私なりに巡回、点検をしてみました。

その結果、まず消火栓なり防火水槽を新規に設置したほうがよろしいのではないかと、今後の災害に対して必要なのではないかとということが、私の点検した範疇で約13カ所ありました。これは、非常に今後の災害に備えて、また消火活動に必要な不可欠だというふうに思いますので、これについてはぜひともコメントをいただきたいのと同時に、具体的に幾つか例を紹介しますと、4区で言えば、4区のコミセン下の住宅地。それから5区で言えば、ひらしま歯科医院の周りの住宅地。これ、新規の住宅がかなりふえているものですから、そこら辺の住宅地が中心でございます。それから6区で言うと、蛇ヶ見橋の北住宅地。それから7区で言いますと、白子のりの北住宅地。きのうも山林火災があったところの、その場所の近くに設置すればどうかということですが、そこら辺についてのリストがあります。これ、執行のほうにもお渡ししてありますので、ここら辺を検討いただいて、これは何をやるといってもお金がかかるわけですから、お金がかかって予算が必要がゆえに計画性を持って対処、対応していただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 新規設置に関してでございますが、消火栓については水道管の配管状況や付近の水利を考慮し設置箇所を検討してまいりたいと考えております。また、防火水槽につきましては、計画に基づいて4年ごとに設置しております。平成31年度において5基の設置を予定しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これ、消防団の皆さんとか、また地区の役員の皆さんと話をする中でぜひとも欲しいとか、またあるべきだという声を聞いておりますので、確実な計画を持った展開をお願いしたいというふうに思います。

その点検と同時に、これも執行のほうには資料をお渡ししてあるんですが、消火栓、防火水槽の点検をしたところ、やはり乾燥の使用確認、要は乾燥が、パッキンが壊れているとか何とかという問題が3件。それから、やはりホースが穴があいていて、劣化していて使えなからうというところが3件。それから、その消火設備を置いておくこの収納箱、収納箱がもうさびていてよたつていてだめだというところが1件。それから、消火栓の表示が見当たらない。あるところとないところがあったというのが4件等々が私が見る範疇で見受けられました。

また、防火水槽に関しては、表示がないのが6件。これやっぱりすぐ見えない。消防はすぐその地図で見つけられるから大丈夫だという声もあるんですけども、やっぱりここには何があるという

表示板はあったほうがよろしいかというふうに思いますので、そこら辺のところがないのが6件。表示板が倒れている、表示板が破損しているというところも見受けられました。

このようなことに対しての処理等々に対する考え方を教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまご指摘がありました件につきましては、消火栓及び防火水槽の点検についてでございますが、ふぐあいや不良箇所があった場合には、的確に早急に修繕に対応していきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これは行政とか消防団だけをお願いするということではなくして、消防団と行政と、なおかつ地区の自治会も連携して点検作業とやるのも一つの考え方なのかなというふうに思いますので、区長さん、各区区長会を通じて区長さんをお願いしてでも、そういう点検作業をできるだけ早急にやるべきと思うんですが、そこら辺の働きかけはどうでしょう。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 先ほどのご質問の中で、ホース等の点検の件のところなんですけど、今現在、格納箱や格納箱内のホースなどの設備状況については点検を行っていないのが現状ですので、今後消防団と早急に協議して、計画的に点検を行えるようにしていきたいと思っております。

先ほどの区を巻き込んでの点検をやってというご提案でございますが、区が実施する防災訓練の中に点検を兼ねて消火栓を使った消火訓練を取り入れていただけるよう働きかけていきたいと考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 今のお話と関連してなんですけれども、災害発生時及び今はやっているJアラート発令時、このような発令された場合等々において、当庁舎の役場においても非常持ち出しや救護係、避難誘導係等々の担当役割も含めて、当然のことながら避難訓練は実施されているでしょうけれども、このような避難訓練等々も含めて、各地区の現状では一人一人がそういう発令したときに、どこにどう逃げればいいのかとか、どこに隠ればいいのかとか、どう行動すべきだ等々も含めてわかっていない人が多いのではないかと、特に高齢者を中心として、いないのが現状ではないかというふうに思います。

よって、どこにどう避難すればいいのかということを含めて、また誰が誰を支援するのか。これは

2月8日に開かれた見守りネットワークで紙上では決めたんですけども、紙上で決めた具体的に誰を誰が支援するのか、誰が見守っていくのか等々の実証検証も含めて、避難訓練を区単位で実施する計画を持つべきではないかと、このような指導を行政としてすべきではないかというふうに思うんですが、考えはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 本年2月8日に榛東村社会福祉協議会の主催で行われた住民支え合えマップづくりでは、多くの関係者にご参加いただき、地域支援者や要支援者、避難場所の情報共有をすることができたものと考えております。

そのマップを活用して、顔の見える関係づくりを目的として、各行政区で作成した住民支え合いマップを活用した避難訓練を、防災訓練の実施について各行政区にお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） せっかく社協のほうで毎年見守りネットワークということで、全村集まっていたいて計画をして整理しているわけですので、これを有効活用すると同時に、これを実際に紙上で決めたことが具体的な行動につながる、その検証を含めた避難訓練をすべきだというふうに思いますので、ここら辺はぜひとも確実にやっていただければというふうに思います。

それで、要望としてなんですが、防災・防犯に関する消防団やまたは区長を通じての区の問題点等々の要求・要望に対しましては、予算がない厳しい状況とはいうことは重々わかるんですけども、できるだけ多くの予算化対応をお願いできればというふうに要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、マンホールトイレということで、取り上げさせていただきます。

マンホールトイレにつきましては、このような資料いろいろ、これも執行にお渡ししてあるんですが、あってよかったマンホールトイレということで、どんなことかという、具体的に言いますと、マンホールトイレとは災害時に直接下水道に接続できる、常日ごろ使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる簡易トイレということだそうですが、マンホールの上に便座や囲いを設置するだけですぐに使えるとか、それから段差がなくて高齢者や車椅子の方でも使いやすいとか、それからし尿は下水道へ直接流せるのにおいも少なくくみ取り不要と、などの特徴があるそうです。

それで、具体的に全国でどのぐらいあるかという、全国で、これ今ちょっと調べましたら、全国で340の地方公共団体で合計2万4,000基設置されているということだそうです。これは、国土交通省が整備、支援しているということでございますけれども、どんなものがあるかということで少し写真をご用意しました。

これが、男女共用で使えるマンホールトイレだそうです。それから、これが災害対策、これは男子の小用でしょうね。男子の小用のこういうのもあると。ということで、この設置の検討。それからもつと言いますと、その他でもいろいろなタイプが出ているみたいです。これ、座ってやる、立ってやるから始まっていて、簡単なもの、安いもの高いもの、いろいろなんです、いろんなものが今準備されているということです、このような災害発生時に備えて、このようなマンホールトイレも確実に予算化して確実に準備していくということも必要なかと思うんですが、これに対する考えはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現在、災害用トイレといたしまして、マンホール対応トイレが1基備蓄されております。また、非常用トイレ及び非常トイレ用便座があり、500回分の対応ができる状況となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 私どもも何か起きたときに先ほどの避難場所等々の問題もあるという話をしたんですが、よく避難場所で使われるのが学校とか公共施設、また集センターなどが避難場所や避難所として使われておるわけですけれども、このような場所に設置検討を今からしていくべきだと思うんですがどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 今現在のところ、具体的な計画はありません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員がおっしゃったとおりわかるんですけども、本当言うと、その1基うちのほうで設置、用意しているということ、金額的にも1基が四十数万円かかるわけです。もう本当に1基で500人、500回分というのは本当にいいかどうか、これじゃ足んないということはみんなわかっているわけです。

昨日、上下水道課あるいは総務課等とも勉強会をさせていただきました。これをいかに下水の栓、そのところにマンホールのところへ、ぱっと何か簡易的なものを作ってそういうものできないかと。そうすれば幾らもかからないだろうというような話もさせていただきました。今検討をしているところでございますけれども、本当に必要なのはすぐ、1基があつてそんなものがどこで使えるかというこ

とになりますので、それは検討をさせてもらいますけれども、一番の問題は水が必要です。やっぱり流したり、そういうことと、あと下水の関係がいざというときに壊れないかどうか。そうすると、その壊れたところ、上だけで何メートルだけが使えるかどうかということも研究しなきゃならない。昨日、そういう関係ともっと四十何万円か、関連なもので安くできる、いっぱいそれができるものを検討せよということで、基本はやらさせてもらいましたんで、検討したいと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） なかなかこれを展開するには難しい問題というのをわかっていながらお話をさせてもらっているわけですが、そういうことをそれを契機としてそういうことごとに対する検討をしていただいて、前に進めていくということを執行の皆さんにはお願いしておきます。

これが使えるかどうかはわからないんですが、下水道総合地震対策事業ということで、これは地方整備局が発行している補助金も何かあるという話も聞きました。そのほかにも、補助金の制度が文部科学省が発行している公立学校施設整備事業とか、内閣府が発行しているもの、または消防庁が発行しているもの等々補助金にかかわる、または補助金がもらえる的な要素のものも多々見受けられますので、これも十分検討していただいて、ぜひとも少しずつでも準備、対応をしていただけることをお願いして次に移りたいというふうに思います。

少し、お年寄り対策ということでお伺いをしたいと思います。

まずは、平成28年6月に提案しました、いきいきサロン援助金。これに対しましては年間平均25名以上の区とか30名以上の区については、何らかの形でプラスアルファを考えていただけないかというお話をしたんですが、これにつきましては昨年度から若干ですけれども対応していただいたということに対しまして、長寿会からも感謝をされたことをお知らせしておきます。

近年、高齢者の悲惨な交通事故が多発して、数カ月前にも前橋での事故ではとうとい高校生の命が奪われております。先月2月9日の新聞報道によりますと、昨年の県内自主免許返納者は65歳以上で5,715人、これは過去最高だそうですけれども、また75歳以上の免許返納者は4,458人ということで、前年度の1.5倍という増加だそうですということでございます。村内においても、返納者の支援体制は今できているわけですが、返納者促進の働きかけをするに当たり、返納者に対して追加支援、または何らかの形での補助対策を考えているかどうかをお聞きします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） これまで、交通安全会、交通指導隊等関係者による広報活動、啓発活動を継続的に実施してきております。

平成29年度からは65歳以上の方を対象に、高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金により対応をしているところでございます。高齢者の方に対しては、対象者が多く集ういきいきサロン等コミュニ

ティの場を有効活用しまして、要請に応じ時事の交通事故ケースを盛り込んだ関係者による講話を実施し、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。今後も、榛東村交通安全会が実施している高齢者宅を訪問し、交通安全に関する啓発物品である反射材等の配付を継続的に行ってまいりたいと思います。

今後の新たな支援対策については、高齢者及び関係団体等の意見を拝聴し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 私も自分の年齢を考えますと、このごろは大分危なくなったという話がありまして、時々振り返ると、あれ、こんなはずじゃなかったというのがあります。ただ、免許返納するとなると、この田舎の中で、車がないと足に困っちゃうなど。やっぱり免許はなかなか返納し切れないというのは、これが村内における高齢者の正直なところではないのかと。なおかつ、プラスで言いますと、Aコープもなくなりましたし、近場で買い物できるという商店もますます閉鎖しちゃったりしている、こういうような実情の中で車がますます必要な中で、なおかつ車を運転せざるを得ない中で免許を返納するとなると、何か見返りを求めて免許を返納するわけじゃないんですけれども、何かそこら辺についている手厚い何か保護政策なり、何か1回だけではなくてそれ以降の問題等とも含めて配慮していただければというところをお願いしておきます。

それから、やっぱり28年6月の定例会で質問させていただきました。高齢者がバスを乗るに際してバスダイヤの見直し要請、これはバス会社に対する見直し要請と、バスカードを購入、このバスカードというものもこんなお年寄り用のあるということも私も見たんですが、バスカードを購入代金割引支援策などの提案をさせていただきました。おととの6月定例会でやったのですけれども、そのときの回答として、いろいろな施策を講じていきたいと考えているとの答弁をいただきました。何か、もう約2年たつんですが、何か対策を実施したかどうか、どんなことやったのかを教えてください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず、敬老バスカードについてのお答えをさせていただきます。

確かに、昨年度の一般質問の中で敬老バスカードの購入を営業所以外でできないかというようなご提案もございましたが、敬老バスカードの敬老割引補助金交付事業につきましては、昨年と同様に実施をしているところで、榛東村に路線の乗り入れがある3つのバス事業者が事業を実施してくれています。助成額についても同様に以前より変わらず実施はしております。購入方法につきましても、今回のご質問もありましたので、再度各事業所にも確認はしましたが、販売については現状と同じように実施していきたいということでございまして、役場等での販売についてはやはり困難な状況は同様

でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） なかなかバス会社も営利企業ですし、なかなか赤字続き、なおかつ乗客が少ない村内の巡回に対してバス会社も大変だろうというようなことは当然理解できるんですが、村内におけるお年寄りということを考えると、ますますお年寄りがふえてくる中、何か大変なものわかる、お金もない、バス会社も大変だなと、みんなそれぞれが大変なことを言うと何も進まないんですけれども、ぜひとも村内におけるお年寄り対策の一環として、そこら辺もぜひとも配慮していただくことを再度お願い申し上げておきます。

それから、お年寄り対策の一環として、利用者数と費用の負担からしてなかなか難しいと思うんですけども、じゃ、そうした中で1つにはぐるりんバスだとかという声も実際村民の中から要求は出ているわけですが、なかなかぐるりんバスなんていうわけにはいかないだろうと。お金の問題、維持、乗客数の問題等々含めて、難しいというのも私にも重々わかるんですが、せめてそこのお風呂に来るお年寄りも多いわけですけれども、そのお風呂への足として運行手段、交通手段を考慮してもらいたいというふうに思うんですが、これに対してはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今のお風呂に入るための足がない方に対してどのような補助ができるかということなんですけれども、今現在社会福祉協議会、ふれあい館のほうでは、5人以上集まっていたら送迎の申し込みをしていただければ、村内どこへでも行ってくださるというふうになっております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これは私も初めて知ったんですが、これはあれですかね、やっぱり広報とか何かでの周知、広報活動をしているということなんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 申しわけありません、周知については確認をしておりますが、これからはその旨を周知していきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） お年寄りが多分ね、これを知っている人は少ないのではないかなというような

気がします。私どもが知らないぐらいです。私がしんとう広報隅から隅まで読まなかったというほうが悪いんですけども。それがゆえに、何かしんとう広報を通じてでもよろしいですし、何らかの区長便を通じての配布物をすることによって、これをお年寄りに対する周知をする動きをしてほしいと思います。やはりお年寄りを村長言われるように、お年寄りも大事にする村ですということですので、ぜひともお年寄りを大事にした、少しでも配慮していただければと思います。

余談ですけども、お年寄りというのは先ほどのいきいきサロンの補助金じゃないんですけども、年間5,000円であろうが1万円であろうが、じゃ、たかが1万円と言ってもされど1万円。これ、お年寄りはそのことによって気持ちが通じることによって非常に張り合いを持つ。またそれによって生きがいを持つ。なおかつ、村の行政に対する理解を深める。もろもろから含めてもたとえ少しであっても気持ちは通じるということは非常に大事ですから、そこら辺をぜひとも配慮してお願いをしたいというふうに思います。

次に、先ほどのふれあい館の関係からして、少し関連としての質問をさせていただきます。

先週も、私もふれあい館に何度か足を運ばせてもらいました。非常に今多いんですね。今多いというのはなぜかという、整理券を使い切らねばということで、かなり多くの人が行っているという状況ですけども、ここ数年のふれあい館の入場者数推移がわかりましたら教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） ご質問のふれあい館の入館者数の推移ということなんですけれども、過去4年の数値になりますが、平成25年度11万5,143人、平成26年度11万6,168人、27年度11万4,744人、28年度11万3,514人となっています。また、先ほど高田議員さんおっしゃいましたけれども、今その優待券を利用して入館者の方が伸びているということなんですけれども、今年度と前年度、28年度1月末現在の入館者数を比較しますと、平成28年度9万3,038人、今年度9万367人とマイナス2,671人と大きく減少していますけれども、先ほどおっしゃったとおり、これから入館者の伸びが見込まれると思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 前回の一般質問でもお話をさせていただいたんですが、整理券を配布したら整理券が村内在住者であっても村外であっても、入ってもらえばいい的な認識の答弁をいただいたことがあって、私はいまだかつて理解しきれてないんですが、村外の人に整理券を配っちゃって、村外の人が入ったらからいいのかということではないのかなというふうなところ、今のところまだ疑問であります。

そうした面でなかなかふれあい館の運営も大変な状況というのは、これも理解をしているところですけども、村からの補填金の推移、ここ三、四年の補填金の推移を教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 村からの補填金とおっしゃいましたけれども、今現在は指定管理をしていますので、委託料というふうになるかと思えます。先ほど、推移のところ平成25年度から言いましたので、こちらのほうも平成25年度からとさせていただきますが、平成25年度2,266万円、平成26年度2,164万円、平成27年度1,643万円、平成28年度1,724万円、今年度については予算ベースですけれども2,589万円となっております。

また、赤字になったら補填をすればよいという考えを持っているのではないかというご質問かと思うんですけども、ふれあい館が営利を目的とした施設ではなく、また先ほど言いましたけれども、指定管理委託の仕様書にそって委託料として支払っているものでございます。

また、収支の改善を図る方法としまして、1つには入館者数をふやす対策としてポイントカードの導入等工夫を重ねましたが、入館者が顕著にふえるというふうにはなりません。2つ目の対策としまして、コストを下げるといって営業時間を短縮するなどの対策を図った経緯がございます。3つ目の改善策として、入館料の値上げということも考えられますが、これについてはふれあい館は入館料の安さが魅力というところもあり、すぐに取り組めることではないかと考えています。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 今の答弁もやむを得ないということと、もう一つ感じるのには村民に対してお風呂の整理券を配るといって、これは1つには村民福祉の面でよろしいかなという見方と、この整理券がどれだけ配られた人が活用しているのかという見方と、両面あると思うんですね。

ある意味の捉え方からしたら、整理券を全戸に配布しちゃって、それを使ったか使わないか。または、これもったいないからお友達にあげるよということでも、ま、それもいいだろうという考え方じゃそれまでなんです。そうではなくって、常にあそこを定常的に活用している人たちに、来たら、逆に言えば5回来たら次に1枚をくれるよとか、何とかということ、要は活用している、使っている人に対してもっと優遇するような作戦も1つの考え方かなというふうに思いますので、そこら辺も検討していただければというふうに思います。

もう一つ、これもやはり28年度のときにお願したんですが、やはり先週私が行ったときも8時なんです。6時から6時半ごろに食事をして7時ごろ行くと、もう1時間で最後にはもうお風呂掃除だよという時間になっちゃっている。これは、やはりお仕事を終わってから来る人たち等々については、やっぱり8時というのはやっぱり早いなというのを相変わらず感じます。

また、私もお風呂に行くときそういう声、まだ早いんだよという声も随分聞いております。やはり、この時間については、夏場と同じく9時までにするのか、または最初のスタートの時間を1時間シフトして、実際の稼働時間を同じにする中で9時まで運営するというようなところが必要かなと思うん

ですが、ここでも今後検討してもらうわけにいかないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 時間をスライドさせるということなんですけれども、平成25年に時間ごとの入館者数を調べましたところ、夜8時を過ぎた入館者数が最も少なく、先ほど言いましたけれども、経費の面からも考慮し、理事会で承認を得て、冬期間の営業を夜8時までにしたという経緯がございます。

今、議員さんのご意見がありました営業時間が同じならば開館時間をスライドさせるというご意見については、今後検討していきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これはもしも、前もお話したんですけれども、アンケートをとってもよろしいかなと思うんですね。入館者に対するアンケートをとって、どうでしょうかということでのアンケートをとった結果によつての判断でもよろしいかと思ひます。理事会でということではなくして、理事会でもよろしいんでしょうけれども、実際にそこを活用している、利用している人たちの意見も尊重していただければというふうに思ひます。

それから、もう一つお風呂で要望があるのが、今うどんとおそばはメニューとしてあるんですけれども、前なかったときから比べれば大分このおそばやうどん食べている人も多くなつて、非常にありがたいんですけれども、余り手間かからないでなおかつ喜んでいただけるご飯ものということで、カレーなども追加してほしいという声もあるんですが、これに対する検討はどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 現在提供しております食事のメニューにつきましては、限られた空間を利用して考えられたメニューになっております。ですので、現在メニューをふやすことについては考えておりません。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） なかなかそうなるとなれば、手間の問題、材料の問題、それから衛生上の問題等々含めて、なかなか難しいかなとも思ひますけれども、何らかの機会にそういう要求も踏まえた中での対応ということでの検討をしていただければというふうに思ひます。これは要望として置いておきます。

それから、ふれあい館の隣にあるグラウンドゴルフ場の件なんですけれども、これ、村外の人が少し、これも使っているというお話を聞きました。別に村外の人だめだよというところに意見を言うつもり

は毛頭ないんですけれども、これについて村外の方が使っている、使用の実績等々わかったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 村外の方がグラウンドゴルフ場を利用している実績ということでございますけれども、把握はできておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これ村外の方が使ってもよろしいかなど。話によると、グラウンドゴルフ場内の村外の貸し出しについては入浴と同じで、チケット買ったなら3時間券を買ったらお風呂入っている時間が何分、それからグラウンドゴルフ使っている時間が何分、合わせて3時間で使えるリボンつけるという話を私も使っている人に聞いてみました。そうすると、それは別に反対ではございませんが、その運用基準そこについては整備されているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 運用基準については、明文化されたものはございませんが、グラウンドゴルフ場のところには村外者の方の利用についての利用の仕方というか、そういうのはうたってあります。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これは、村内のお年寄りから村外の方の、これやっかみかもしれないんですけれども、村外の方の使い方がどうのこうのとか、それから邪魔している勝手に使っているときなど、その口説きと泣きかもしれないんですが、そういう声も出ていましたので、私もちょっと調べてみたんですが、何らかの形での運用基準を制定して、その運用基準に基づいて何か村内の人から用の質問があったら、こうなっているんだよということは答えられるような体制にしておくとか。また、村外の方には、それを周知徹底した運用を図っていただくということも必要かなというふうに思いますので、そこら辺もぜひとも運用基準、簡単なもので結構ですけれども、運用基準を制定してほしいと思いますが、どうでしょう。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それにつきましては、グラウンドゴルフ場もふれあい館と同じように、社会福祉協議会に指定管理として委託をしております。ですので、社会福祉協議会とともに検討

してまいりたいと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 社協は社協として企業内努力をしているというのは、遠くから見てもよくわかります。いろいろ入館者や等々についても配慮した動き、これしているというのもよくわかります。また、私も何件か村民の代表として、社協に要求・要望したんですが、これも迅速に対応してもらっている、これも重々理解しているわけ。それを踏まえて今いろんな形でのお話をさせていただいているわけですけども、もう一つ最後に、これも今言ったことを踏まえて言わせていただくんですが、あそこのふれあい館が年始が三が日が休みなんですね。三が日休みの理由は、これもお聞きしたいと思うんですが、できれば年始というのは帰省客も多いし、それから家の中でそんなに多くの方がお風呂に入るわけにいかないから、じゃ、お風呂に行こうかということでのときのタイミングで、一番集客が見込めるタイミングで三が日の年始が休みということなんですけども、これはぜひとも従業員は大変だと言ってもそれはシフトを組んで何とか運用する中で、三が日を営業運用してほしいというふうに思うんですが、それは検討していただけないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 正月の開館ということなんですけれども、以前はやっておりました。しかし、やはり先ほど営業時間を変えたときと同じように、何年か調査をしまして、やはり思ったほどの入館者数がなかったということで、休みになったという経緯がございますので、いずれにしても結果としてどうなるかというのはまた別問題なんですけれども、検討はしていきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） よく私お風呂行くと前橋とか赤城のほうから遠くの人から来ている人というのは結構いるんですね。話を聞くと何かというと、榛東のお風呂は非常にあったまると、非常にいい風呂だということで、結構人気があるということも事実でございます。そういう人たちはいろんなお風呂に行った上での評価なんだろうから、確かに間違いないと思うんですけども、そういう人気があるお風呂がゆえに、そこら辺のところもより一層集客につなげる、なおかつ顧客満足につなげる等との動きも、これ、社協に指定管理者で委託しているからということだけではなくして、私どもも含めてですけども、行政の皆さんも指導する立場、要は指定管理者として社協に委託している立場として、今後よりよい住民満足につなげる動きをぜひとも図っていただければというふうに思います。

最後に、私も過日確定申告に庁舎に出向きました。これは前々から言っているんですが、非常にこの確定申告というのはほかの市町村でもやっているといえばやっている、また当たり前といえば当た

り前なんでしょうけれども、非常に私はありがたいというふうに思っています。これは、毎年税務課の皆さんには温かい対応をとっていただいて、私は非常にありがたいというふうに思っておるんですけども、今後の各部署、特に村民の窓口のある住民生活課や会計課や税務課、そこら辺の皆さん、職員の皆さんについては、村民がその対応1つで村民がいい印象を持つか、または役場は冷たいと思うのか、そこら辺の判断が下される立場でもあろうかなというふうに思いますので、ぜひとも税務課の確定申告と同じく、心温まる温かい対応をしていただければというところをお願いして、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で7番高田議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。開会を10時35分から。

午前10時13分休憩

午前10時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

休憩前に続きまして、一般質問を行います。

質問順位2番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。先ほどと傍聴者の方が1割ぐらいに減りましたけれども、それはそれでいいんだと思いますけれども、私、議員になってこれで4回目の一般質問なんですけれども、その時期に合わせたテーマがありますので、今回は30年度に向けての予算議会と聞きますので、傍聴に来ている方もここへ来て、30年度に村がどんなお金の使い方を重点的に考えてくれているんだとか、それに対して議員側はどんな質問に対してそれを了承するんだか、もうちょっとこうに使ったほうがいいんじゃないですかとか、そういったことで村内に住む皆さんが自分たちが納めた税金が、自治体は、実際には法人・個人から税金を集めて、それを行政サービスということで所得の再配分をする機関です。社会的に言えば、村長が社長で、副村長が専務さんで、各おのおの課長さんたちがいろんな自分たちの技量を発揮しながら住民サービスの充実に活躍する団体だと思います。

それに対して、私が前、書記長に言われたのは、「議員は何をやるんですかね」と聞いたときに、「村と住民のパイプ役」と。村民の皆さんの疑問だとか、こうしてほしいという要望を村に伝えるのは、この一般質問でそれが実現できるわけです。

1回目から申し上げていますがけれども、何でもかんでも役場、村にお願いしますよという時代はもう終わりまして、世間を見ても、公助・共助・自助といいますが、この間、雪が1月、2月に降りました。そこである村民の方から、この前の歩道を朝早く雪かきをしている人がいっぱいいるん

だと、うちの社会福祉協議会の呼びかけもあって、地域ボランティアの方たちが朝早くから子どもたちの安全確保のために歩道の雪かきをしてくれたと。駐在さんにもちょっと話をする機会がありましたら、あの新井の辺も前の区長さん初め、いろんな人がもう率先して雪かきをしてくれていると。それは村長も言われていますけれども、この榛東村は人がいい、住みやすいし、安全で、子どもにも優しい、そういった目標を持った村ですから、それは村長の意見を尊重してかはわかりませんが、村民みずから村のことを愛していますので、ぜひお年寄りとか子どもに優しい行動にみずから出られるような人たちがふえたんだと思います。

今回は、本来でしたら3つの質問事項がありまして、本当は30年度に向けての本村の重要テーマ、多分、村民の方は、30年度、先ほど村長言われたように一般と特別を含めて100億を切ったみたいですしけれども、財政が厳しいのは榛東村だからじゃなくて、もう国が苦しいんですから、もう少子高齢化のとんでもない時代に入りまして、税収がないところで決められた限られた予算の中で、いかに村民に行政サービスをできるかというのを考えていただけるのが執行側で、それを私たち議会は見守りながら意見を述べて、村民の生活しやすいような村になるように意見を述べますけれども、3番目がなくなりましたので、私は今回2つの質問になったわけですしけれども、残りは自席へ戻ってから質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） まず、最初になんですけれども、先ほども申し上げたように、1月と2月に積雪がありまして、村内で除雪はされているんでしょうけれども、ある村民の方から、具体的には、この役場を下って榊原機械さんのところで凍結があつて、非常に危険な思いをしたと。そんな意見から、ぜひ先ほど言った村と住民のパイプ役としてお聞きしますけれども、榛東村における降雪時の除雪の要請基準ですとか優先順位について聞きたいと思います。まず、どのような状況になったら、除雪の要請をしますか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 村道の積雪の対応としましては、1・2級村道を中心とした主要幹線道路等の対応につきまして村の建設業協会と積雪対策会議を開催し、路線ごとの除雪作業分担等の確認を図っております。村道の除雪につきましては、榛東村地域防災計画に基づき、除雪の対応を行っているところでございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 私も除雪とって、この間も新潟に行ってみると、関越道が積雪のために通行どめとってありて、17号はすごいきれいです。雪国ですと除雪の仕方が、群馬、特に榛東村とは

違うのかと思うんですけども、よくわかりません。一般的に除雪という言葉だったので、ウィキペディアで調べてみたら、「除雪とは、主に積雪時において交通や場所の確保などの冬季の円滑な社会活動の運営を目的として雪や氷を除くこと」と書いてありました。

群馬県を見ようと思って、沼田はちょっと比較にならないので、前橋市の例を見ましたら、前橋市は4年前ですか、大雪が降った後に道路除雪実施計画というものを早速つくりまして、毎年11月、12月に変更、変更しながら、市民の安全確保に努めているということがわかりました。それを見ると、国道、県道、市道、いろいろありますけれども、先ほど久保田課長が言われたように、建設業者の方に依頼して除雪等はするんでしょうけれども、おもしろいのは、垣根を超えた相互除雪のイメージ、国道だけを受けたからじゃなくて、その横の県道、市道も時間のタイミングにはやっていただくと、どうでしょうか、請け負ったからこだけというのじゃなくて、それは国とも協議したんでしょうけれども、要するに前橋市民の安全確保のためだと思います。

先ほど申し上げましたこの通り、榊原機械さんの横の道というのは、都市計画マスタープランにもありますように、ここが役場、隣がささえの家、下に社協も入ったふれあい館、その下に大事な子どもたちの給食をつくってくれる給食センター等があります。そうすると、この道路は、私が思うには住民の方が住民サービスを受けるために通う主要な道路だと思うんですけども、そこに凍結があるのは、これはいけないと自分では思うんですけども、その対応とか対処というのはどのように考えていますか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） ことしの降雪でございますけれども、1月22日、23日と、それから2月1日から2日の2回の降雪がございました。22日の降雪では、午後には積雪が予測されるため、午前には村の建設業協力会に対しまして、防災計画で規定する除雪準備と除雪開始の目安である積雪5センチから10センチでの除雪の対応を依頼したところでございます。また、22日17時29分には警戒本部を立ち上げまして、職員3名を当直させ、対応に当たったところでございます。

議員のおっしゃいました八幡ふれあい線、蛇ヶ見井戸尻線についてでございますけれども、役場西交差点から蛇ヶ見井戸尻線の交差点付近につきましては、除雪対応の重要路線ということで認識しております。当該路線につきましては、建物や立竹木により日差しが遮られる時間が長く、除雪後の路面凍結につきましては、建設課としても注視をしていた路線であるということでございます。村道の安全の確保のため、降雪時の除雪・凍結につきましては、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

ということは、いろんな課の方とか村民の方に聞いた意見によると、あそこは日陰になってしまうので凍結があって、危ない思いをした人がかなりいると。12月の議会ですか、村長に防災計画のことでお聞きしたとき、積雪等で役場職員が来られない等のときはどんな対応ですかという質問に対して、村長は通勤時にいろんなことを気づいたら、それは規約とか約束事ではなくて、おのおのみんな気をつけろと。先ほど言ったように、これすぐ200メートル下ですから、多分役場職員の方は皆さん気づくと思いますし、これ、住民が大事にしている仕事、あとは先ほどの質問であったように、ふれあい館へ楽しみに温泉に来たい人が、あそこでもし事故でも起こしましたら、村長の考えている優しいむらづくりとは少し外れてしまいますので、ぜひとも気を使ってあそこを凍結がないようにしていただければと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 前も私も毎日通っているところでございますけれども、本当にあそこはいつも、ことしの1月23日には凍結をしてしまいました。私も危ない思いをしながら通っているんですけども、その解消として塩カルをまいたり、いろいろさせてもらっているところでございます。しかし、まだまだこれは完全解消になっていないということは事実でございます。今後も注意してやっていきたい。

それと同時に、ことし私も23日とか、そういう日に村内をくまなく、くまなくといったら悪いんですけれども、どこまでいのかわかりませんが、巡視というか、見させてもらいました。本当に去年と比べて、ことし住民の方々が、特に子どもたちが通る学童通学路、それを一生懸命かいてくれている姿を見させてもらって、これが大分進んでいるなとうれしく思ったところでございます。これからもそういうところ、完全に業者に頼んでいるだけじゃなく、住民の皆さんとも一緒になってやっていけたらというように考えております。皆さんのご協力をお願いしたいと非常に思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

配付はしていませんけれども、私が2月幾日ですか、出勤する前ここを通ったら、ささえの家の女性職員の方がみずから、もう7時前ですよ、雪かきをしていました。後でちょっと話を聞きに行ったら、これから皆さんが来るので、自主的に私は雪かきをしていますと。聞いたら、局長は私よりもっといっぱい雪かきをしていますと。今、村長言われたように、公助、自助かもしれませんけれども、みんなの子どもたちとか、通われてくる人たちの安全のために自主的にやってくれる優しい榛東村の人たちがふえています。これは村長もいろんなことをお願いをしてくれているので、村民も意見を同じにして歩調を合わせてくれていますので、ぜひ村に優しい思いで接していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

終わりました、次の耕作放棄地を含め、農地での太陽光シェアリングというのがいっぱいあるんですけども、これを使って耕作放棄地ですとか休耕地の活性化ができないかと思っているんですけども、最初に、耕作放棄地の増加傾向とか、今どんなふうになっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 農業委員会に毎年調査していただいております耕作放棄地実態調査の値は、平成23年度が6.6ヘクタール、28年度が17.4ヘクタールと、6年間の間に2.6倍にふえましたが、昨年、平成29年度は13.7ヘクタールに減少しました。これは、平成29年5月、昨年ですが、新たな制度のもと、農地利用最適化推進委員を加えてスタートした農業委員会の皆さんが各農家へ農地の保全管理を呼びかけるなどした努力のたまものと感謝しております。

農地の保全管理のみで作付けされない遊休農地は、生産者の高齢化や担い手不足といった要因により増える傾向にあります。土地利用型農業に取り組んでいる農事組合法人が昨年4月に発足し、実績を伸ばしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 農業委員さん等にも意見を聞きましたけれども、耕作放棄地ですとか休耕地になってしまう一番の原因は何でしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） やはり担い手不足、高齢化といった部分かと存じます。また、今現在、榛東村に酪農の農家さんは2軒ほどありますけれども、以前もっと複数軒ありましたが、酪農家の方がやめると、飼料用畑が一挙にあきますので、そこら辺で大きな要因になったかと記憶しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ある雑誌を見たら、全国の中で群馬県は3番目に多い太陽光シェアリング、113件ぐらいあるんですかね。榛東村では、そういった農地等に太陽光を併用したシェアリングの実績はありますか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 最初に、農業委員会のほうで許可するときは営農型太陽光発電所と

呼んでおります。それについては、5カ所で3,000平米ほどございます。また、それ以外であわせてお話ししておきますと、平成24年度以降、農地法第4条、第5条で整備された太陽光発電所の面積は7.3ヘクタールに及びますが、そのピークは27年度の2.7ヘクタールで、28年度は1.4ヘクタール、今年度2月末が0.6ヘクタールと減少しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 産業振興課の仕事として、これから活性化ということに対して取り組んでいただいているんですけども、先ほど言った農地等に太陽光を載せての営農型の経営ですか、なかなか農作物を小規模な農地でやっても収益は上がりません。また、先ほどの少子高齢化の中で、年齢によって農作業ができなくなってという方もいるでしょうし、相続の問題で実際に村に農地があるんですけども、村外、下手をすれば県外に居住している方もいますので、どうしてもその農地が耕作放棄地になってしまうとか休耕地になってしまうというのが出てくるんですけども、なるべく手間がかからないで簡単にできるというか、語弊があるかもしれませんが、観光農園的なことを取り入れてシェアリングという手法は取り入れられないのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 新たな観光農業が創造できないかというような内容かと思いますが、最初に、今時点におけるその太陽光関係の背景について説明しておきます。

最初に、榛東村の状況、先ほど転用面積が減ってきているお話をしましたが、村の住宅用太陽光発電システムの補助金の交付件数は、平成25年度は64件でピークで、翌年度以降減少を続けておまして、ことし1月末現在で11件と聞いております。この減少は、電力会社の買い取り価格の低下に伴うものと考えられますが、21年11月に余剰電力買い取り制度、固定価格買い取り制度がスタートし、24年度の10キロワット以上2,000キロワット未満の売電価格はキロワット当たり税抜きの40円でしたが、翌年度以降、36円、32円、29円、24円、29年度が21円、30年度は未定と言われております。太陽光発電は、普及を図るため、発電所の整備費を早期に回収できるよう消費電力に上乗せする形で高い売電価格が設定されておりましたが、ある程度普及した現在では、買い取り価格を下げ、売電より自家消費へ誘引するのが現行制度の姿と見受けられます。電気の消費価格より売電価格が高かった時代から、売電価格より消費価格が高くなり、発電した電気を自家消費したほうが有利になりつつあると言えます。このため、太陽光発電関連の業界では、蓄電池や自家消費モデルの普及にシフトしつつあります。

振り返りますと、作付された農地の上部空間を活用して太陽光発電設備を設ける営農型太陽光発電所は、平成25年3月に農林省から支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用

許可制度上の取り扱いについてで内容が明らかになりました。その後、詳細な条件等が示されたので、営農型太陽光発電所の取り組みは、太陽光シェアリングですね、25年度から28年度までが着手の適期だったと考えられます。このため、これから普及を図ることは農地所有者へ不利益をもたらす可能性が高いと考えております。

それでも、先ほどおっしゃいました質問にございました観光農業とそのいろんな組み合わせでやっていって、活性化に結びつかないかというようなご提案だったと思いますが、太陽光シェアリング、営農型太陽光発電所の大規模な存在は目を引く設備となり得るかもしれませんが、一過性のものと見込まれます。太陽光パネルの下で作付された作物が、太陽光パネルがない場合よりも収益が上がるなど注目を集めていかなければ、観光農業は確立できないかと思えます。

また、市民農園等の関係でいろんな形態が考えられますが、そういうところでそういう太陽光パネルをとり入れたものなどが、例えば温室のエネルギー源として太陽光パネルを使ったりなんなりできれば、そういうものがまた注目を浴びて、その後の展開がある程度期待されるのじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

実は私、11月から4回にわたって、先月24日が最終日だったんですけども、経済産業省の新エネルギー庁主催のまちエネ大学というのがありまして、これは飯能が今回、関東で選ばれて、飯能の自然を生かしながら活性化させようということで、国・県、いろんな方が集まって、面識のない方がほとんどなんですけれども、9つのグループに分かれている自然エネルギーを使いながら飯能を元気にしようという会、座学に出してきました。

私のグループは、たまたま飯能の人が誰もいまして、2回目から飯能のまちエネじゃなくて、実は榛東村に変わっちゃいまして、1月30日に他県からこの榛東に3人見えてくれて、太陽光のプロフェッショナルがいたりして、白子のりの太陽光を見たり、観光施設を見たり、耳飾り館を見たり、箕郷のファームドゥさんがやっているシェアリングを見たり、耕作放棄地も見て、県外の方、村外の方が見ると、この榛東村はある意味カルチャーショックがあったみたいですよ。立派な庁舎があって、耳飾り館も、何かすばらしいという表現をしていました。卯三郎こけしさんへ行ったら、1回も榛東に来たことがないよと言った井上さんという方が、実は社員旅行で2年前に来て、あのこけしは、ザクというんですか、5種類全部買って帰った覚えがあるとかと言って、なかなか村内にいると発見できないことが、村外、県外の方から見ると、なかなかいい村なんだと思えました。

それで、2月24日に自分たちのグループが発表したのが、「みんなの力で明るい農村」というテーマで発表しまして、リーダーの方が発表して、ほかの8つのグループがそこにコメントをいろいろ

れるんですけれども、その中に「榛東村にぜひ来たい」という方が大勢いまして、それで講評してくれる国の人とかもいたんですけれども、先ほどの太陽光シェアリングをやると売電価格は下がりますけれども、当然、設置費も下がりますので、そのプロの会社の方が何人も来ていましたら、千葉県の間瑛市あたりから出発で、今シェアリングはかなりふえています。

それで、収益が上がらないようでしたら提案はできないんですけれども、そこで一定の収益を上げながら、村長、あとは農業委員会の会長が尽力してくれて、榛東村は大洗町や、先ほどの大井町、あとは東京葛飾区と協定を組んでいます。いろんなことで活性化という意見は出るんですけれども、具体的な、じゃ何をしたらいいかという意見がなかなか出ません。

そこで、先ほどまちエネ大学でヒントを得たんですけれども、耕作放棄地の解消方法に太陽光シェアリングでなるべく手間のかからない、先ほど簡単にブルーベリーとかを植えて観光農園にして、せっかく協定を組んでいる県外から、パネルオーナーという制度がありますので、その間瑛市なんかは1枚から買えるんです。その買ったお金の収益をあげるんですけれども、コメンテーターの話でいくと、榛東村さんの場合は、ふるさと納税で使っている、例えば夢工房のハムをつけてあげたらどうですかとか、ワイナリーがありますよねと、そのワインもつけてあげたら、返礼品としたらどうでしょうか。そうすると、耕作放棄地の解消につながるし、協定を結んでいる県外の都市から週末の市民農園としても趣向がうかがえるかもしれませんし、そうするとどんどん話が広がって、産業振興課、先月、空き家対策ですか、案ができましたけれども、せっかく県外からいっぱい人が来てくれますので、空き家を何とか利用して、そこに宿泊していただくとか、今まで何か県外へ、村もふるさとまつりとかもそうですけれども、何人かの方は来てくれるんですけれども、大勢の市民、区民がなかなか榛東へ足を運んでくれないと。パネルオーナーになれば、自分の所有したパネルがそこにあって、そこで例えばブルーベリーができたりとか、長芋ができたりとか、トマトができたりとかというところ、その収穫のために足を運んでくれば、例えばウイークエンドになると榛東村は人口が500人ふえるとか、イベントのときも、ふるさとのような感覚で榛東村に足を運んでくれば、下手をすればここへ定住してくれる人もできるんじゃないかと。

そんなことを考えていて、自分たちのグループの中では、ぜひそのシェアリングに対してもう出資をしてもいいというメンバーも出ました。先ほど言ったように9つのグループの中で発表したんですけれども、一番手ごろで農地を利用して、空き家対策も兼ねて、一番実現可能なアイデアかもしれませんという意見もいただきました。ぜひそんなことから、ふるさと納税の収益も減るのは間違いないんでしょうけれども、そこに新たな手法として観光農園みたいなことをやりながら、村外の方にオーナーになってもらって、ぜひ榛東村に足しげく通っていただいて、あわよくば榛東の空き家も利用していただいて、榛東のイベントにはたくさん来ていただいて、なおかつできれば移住をしてくれる人もできれば、こんないいことはないと思いますので、急に私もその4回の座学を受けたところで、皆さんの意見を聞きながら、こんなことを体験したんですけれども、村長、こんな意見はどんなでしよ

うか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ありがとうございます。

これについては、去年もお話ししたところでございますけれども、もう近々に空き家対策とか、当初の挨拶の中にも申し上げましたけれども、そういうところが安全対策あるいは景観等も含めて、これは必要ということで来年度予算に盛り込ませてもらったところでございます。これらを踏まえて、今、村上議員がおっしゃるように、そのようなことをいろいろなものを組み合わせたものが対応できればいいなというように思っております。これの発想にしてくれたのが、前々から言っておりますけれども、村上議員がおっしゃるとおり、我々はこの中でずっと育つと、内容はよくわからない、いつも行っているところだから、これは当たり前だと、こうにやっているんですけども、村外の人から見れば、この景色、あるいは神社でも何でもそうだと思うんですけども、そういうところをああいところがあるな、そういうことを再発見して、それを空き家対策等、そういうものにとり入れられればいいことだなということで、来年度予算にそれを組ませてもらったところでございます。先ほどの村上議員のおっしゃられたようなことも含めて、これは検討されるということを申し上げたいというように思います。ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 自分たちのグループの中で発表した意見の中で、耳飾り館へ私を含めて4人行ったときに、耳飾り館にいた方は、私が議員とも村民とも知らない人なんです。お客さんが誰もいなかったら4人でいろいろ聞いていたら、あの方も多分村外から来ての方なんでしょう。やっぱり発想がおもしろくて、何で榛東村へ来たかといったら、夜景がきれいだと。実はそのメンバーの方たちは、もうすごいすれ者なので、村のホームページはさんざん見まして、総合計画なんかみんな見てくれて、榛東はいいところじゃないですか、村上さんと言ってくれました。発表した中では、まだ名前も知らないほかのグループの人たちが、榛東村の夜景を見ながらジャズを聞いて酒を飲みたいと、こんないいところはないので、ぜひ行きたいという方が十何人コメントにありました。

先ほど村長が言ったように、いろんなやっぱり少子高齢化に伴って、これは何度も言うように榛東村だけじゃなくて、抱える問題は同じです。財源はなくなっていきますし、社会保障に係るお金はふえる一方なものですから、以前の人口も右肩上がり、税収も右肩上がりの時代は終わっちゃって、両方が落ちちゃいますので、行政とすれば行政の今まで運営じゃなくて、村長、前、言われていたけれども、もう行政は経営ですよ。どうやったら限られた財源の中で村民に行政サービスをうまくできるかということを考慮されて、村長が誕生日の日にも皆さんの前で言われていたのを聞きましたけれども、その意見には賛同です。ぜひ幾つもの問題を解決できる手法として、太陽光シェアリング

って私もおもしろいと思っています。先ほど青木課長が言ったように、もうこれから太陽光の売電で成り立つという時代はなかなかなくて、来年度から普通は18円ですか、売電価格は。きのうから東京ビッグサイトで太陽光、そのグループのメンバーも出ているらしいですけども、展示会がありました、たまたまテレビを見たら、もう売電価格で収益を上げる時代じゃなくて、使う時代だと。何か19年何とかとあって、もう前、住宅の上に上げたやつが来年度もう買い取り価格が下がるので、多分10円になっちゃうだろうと。となると、先ほど青木課長が言われたように、もう蓄電池を置いて、売るんじゃないで自分で使うと。先ほど冒頭、村長が挨拶で言われていましたけれども、低炭素化を求めには、金額じゃなくて、自分の電気は自分でつくるという時代がもう来ちゃっていますので、そういう観点からもおもしろいんだと思います。ぜひいろんな課の方と協議をしながら、村長が何度も言うように、人がいいんですから、村は。優しく、子どもにもお年寄りにも優しい施策を考えていただいていますので、ぜひ各課の方にその思いを伝えていただいて、私たち議会は、その使われる予算が適切に、妥当に村民のことを考えていただいているんだなということに賛同ができれば、すぐ皆さん挙手しますので、ぜひそんな方向で優しい行政をしていただければと思ひまして、15分を残して質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で4番村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

続いて、質問順位3番波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君登壇〕

○1番（波多野宏美君） 1番波多野宏美。こんにちは。

私のほうも昨年4月に新人議員となりまして、自分にとっては、はや、もう間もなく来月で1年ということになるわけですけども、非常に自分としては、この1年早かったなというふうに思っております。本当に日々、以前の仕事につきましては私も教育界に携わっていた一人として、いろいろな意味でやはり、生徒と、また対父兄、この3者で相対することが多くて、いろいろと頭を悩ませられる問題も多くありました。ただ、今回、今年の4月に議員として当選させていただいてから、今度は行政のほうでいろんな勉強も少しずつさせていただいて本日に至っているわけですけども。

その前置きはさておきまして、きょうの高田議員さんのほうからも話が出ましたように、冬季五輪のほう、本当に日本勢は大活躍をいたしまして、金4つ、銀が5つ、そして銅が4つと。その中に20歳以下の選手というのが2名、銀でスノボの平野君、そしてフィギュアの宇野君というようなことで10代。そして、ほかの冬季五輪以外で見ますと、卓球のほうのやはり男子の張本君とか、または女子の2名、この子たちも10代。そして、またスポーツとはちょっと離れますが、将棋の世界でも藤井君というのが、何とまだ15歳ということで、非常に日本国内が本当にまだ少年と置かれるような年齢の子たちが活躍をしてくれているということなので、私としては、やはり教育に携わっていた一人として、この榛東村において、今までにも私も間接的にいろんな子どもたちと接触することが多かったです。

そういう中で、この特に小・中学校というのは教育上大事な時期です。やはり将来を担うというのは、もう本当にこの子たちでありまして、村長さんのほうも子どもの教育というものを上げていただいている。今、国会もやっておるところですけども、安倍総理大臣のほうからも、たびたび教育という言葉が出てきます。そういったことでひとつ、こういったことをやはり踏まえて、私のほうも自分もそれに携わってきた一人として、今後やはりこの榛東村内でこういった小・中学生を含めた教育的なもので教育委員会さんとどういうふうこれから、いろいろ少子化も目立っておりますけれども、携わっていききたいなというふうに思っております。

また、きょうは、この後、教育委員会さんを中心に3つの項目を質問にかえさせていただきます。

1つは、教員の多忙解決、そしてもう一つは、中央公民館建てかえにかかわる図書館設置、そして最後に、村内施設の体育施設の利用についてというようなことで、以後、自席に戻り質問にかえさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、まず1つ目に、教職員の、特にこれ、小・中学校を含めた業務の負担の軽減、業務の効率化についてお聞きするんですけども、お聞きする前に、まず先日、2月の県議会のほうで角倉県議が教育長さんのほうに質問しております。部活動以外でいかに教員の業務量を減らしていくかというテーマの質問を投げかけたところ、教育長さんのほうが教職員の多忙化解消に向けた協議会の提言を踏まえ、各市町村教育委と連携を密にし、全県で足並みをそろえていきたいと、学校外の会議や研修会の削減、持参する資料やレポート作成の軽減、ICT情報通信技術を活用し、教員の勤務時間の把握を全県に一斉に実施できるよう準備を進めているというような回答というかお答えがあったわけなんですけど、まず、この業務効率化について本榛東村の教育委員会さんとしてはどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思ひまして。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ただいまのご質問について回答させていただきます。

子どもたちの資質や能力の育成のためには、教員が授業や授業準備などに集中し、かつ健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、教育の質を高められる環境を構築することが必要であるというふうに考えております。しかし、教員勤務実態調査から教職員の長時間勤務の実態がまさに看過できない状況にあるということが明らかになりました。先ほど波多野議員さんからもお話があったように、国としては、授業改善を初めとする教育の質の確保などの観点からも、学校の教育の根幹が現在、揺らぎつつある現実を重く受けとめるべきであり、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があるというふうに考えております。

群馬県としても教職員の多忙化解消に向けた協議会を今年度3回開催し、働き方の改善や教員の負

担軽減について検討をしてみました。その中で具体的に出てきましたのが、先ほどの勤務時間の把握であったり、会議や研修の見直し及び削減、部活動の負担軽減などの方針が示されたところがございます。

榛東村教育委員会としても国や県の方針に沿って進めていきたいと考えております。具体的に申し上げますと、以前、山口議員さんからご質問があったときに回答したと思いますが、教員の勤務時間の客観的な把握ということに関しては、ICTを活用して勤務時間の管理を現在も実施しており、4月からも継続的に実施する予定になっております。これについては、榛東は他市町村に先駆けて昨年9月からスタートしているものですが、今度の4月から全県下で実施をするということになっております。

また、先ほどの会議の削減、レポート等の見直し等に関しても、県や県の出張等のものも含めてそうですけれども、村で行う教職員の研修等についても内容の精選を図っておるところでございます。

また、部活動に関しても、部活動の方針を現在、村教委で作成中であり、国や県の方針に沿った内容にする予定でございます。

また、教職員の事務処理、特に指導要録等への記載や学校評価等の業務の電子化の効率化ということに関しては、榛東村では平成27年度から各小・中学校に校務支援システムを既に導入しており、その点については他市町村に先駆けて業務の改善が進んでいるところであるというふうに考えております。

また、部活動指導員等の関係でございまして、榛東村としても要望していたところですが、このたび県から1名は配置が榛東村に可能であるという回答を得たところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 波多野議員さんのほうから、教員の多忙化解消ということでいろいろご心配をさせていただいてありがたいなと思います。

この教員の多忙化を解消すると、教員だけに目が行っているわけですが、この根幹は何かと、大きな目的は何かというと、いろいろな先生方の余分仕事とは本当はないんですけども、いろんなもので処理しなくてはならない状況から幾らかでも抜いてあげて、子どもたちと向き合う時間をつくってやると、あわせて、先生方の一番重要な仕事というのは授業ですから、その指導力を高めるために教材研究等の時間を生み出してやると、これが大もとにあるというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

局長さん並びに今、教育長さんのほうからもお答えしていただいたわけですが、私も少なからず高等学校というところで、私立ではありますけれども、独自を踏んだ、これは考え方を一緒にするというわけにはいきません。やはり私がいた学校というのは、本当に私立の中でも独自性を踏んで、特にスポーツ指導を盛んにさせるということの着眼にしまして、日々トレーニングを積ませ、当然けが等の問題もありますけれども、そういったものをやはり解消しまして、いろんな対策を練ってやってきたわけなんですけれども、今のこの、特に公立小・中学校さんのあり方を考えますと、何かこの時代は特に少子化ではありますけれども、危機感ばかり先走って、本来の仕事、例えばこの運動部、部活含めると、何か危険度は余り避けて、なるべく簡単に練習をさせて帰ってしまうような、そうなりますと、やはり子どもたちというのは勝利主義なところもありますので、やはりやるからには強くなりたい、うまくなりたい、技術を上げたいというような、当然そういう気持ちになるわけですから、そういったときにやはり指導者のほうがその気持ちを酌んであげないと、いい指導にならないわけで、余りにも熱があり過ぎますと、また困るんですけれども、そういったことをやはり私は考えてしまいます。

しゃべっていると、どんどん時間がなくなりますので、次に、今、先ほど局長さんのほうから言われてしまった項目もあるんですが、これも部活動の休養日、明確に設けることについてどう考えているかという質問になるわけなんですけど、この件についても、やはり2月24日に上毛新聞さんのほうで大きく運動部ガイドライン原案というようなことで、県教委のほうから安全対策種目別というようなことで、ちょっと申しわけないんですが、読ませていただきますが、原案では、スポーツ医学の観点から活動時間を適度に抑えるべきだとして、学期中は週2日以上を休養日、1日の活動は平日2時間、休日は3時間程度までに抑えることとしたと、骨子案の趣旨を維持したというふうなことなんですけど、本当にこの数字まで、2時間とか3時間とかいうふうなことになってきますと、運動部強化として何ができるのかなど。けがをさせないために準備運動だって1時間ぐらいかけてやる種目もあります。そういったことを考えますと、やはり技術を追ったときに非常に困難だなど。ですからこそ、この後のテーマにも出てきますが、先ほど局長さんのほうからも話が出ましたので、この件については、やはり今後の検討ということで考えていただき、次に行きます。

次は、長期休業中の学校閉庁の導入について。

これにちょっとどういうふうに今後考えていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 長期休業中の学校閉庁日ということですが、長期休業の趣旨を考えると、児童・生徒が十分な休養をとったり、部活動以外の多様な活動ができるようにしたりするために、まとまった休日の確保は必要です。また、なかなか休暇を取得しづらい教員に、しっかり休養をとってもらおう狙いもあります。今回の働き方改革の中の国の方針の中でも、このまとま

った休養日をとることというのは明記されているものでございます。

以前から年末年始、特に12月末、あとは三が日ぐらいのところには学校行事を入れていませんでしたが、榛東村では前橋市に次いで、平成26年度から夏季休暇中に学校閉庁日を既に設けており、お盆の時期に5日間を完全休業日というふうにしております。この期間は、原則として教員は勤務をしない、部活動は行わないということにしています。この期間、保護者が学校に緊急に連絡をとりたいという場合には、榛東村教育委員会が窓口になることを通知でお伝えをしているところでございます。既に導入から4年が過ぎましたが、トラブル等は特になく、学校からは落ちついて先生も子どもも休養をとることができていて大変ありがたいという意見をもらっております。

今年度、県内全ての市町村が学校閉庁日を設けることになりました。県立の学校についても30年度から実施をする予定になっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

今、局長さんのほうからお話があったかと思うんですが、私は、最後に外部コーチとの交代指導についてというふうにお聞きするところと一緒に、いろんな意味で重複してくるんですが、今お答えの中に、お盆の時期は5日間、学校も閉庁するというようなことなんですが、私がやはり長年、運動部強化をしているときに休んだことはありません。それはほかのいろんな運動部もそうかと思いますが、国民的な行事の中で、これからはそこをどういうふうに使って、または外部コーチというものをこれから叫ばれていくと思います。私もわかっております。何も全て教員がやるという時代じゃありません。やはり、それにかわる外部コーチ制というものをリストアップして、いろんな意味で考えていくと。そして、当然、危険性があるものについては、ちゃんとその指導者が立ち会って、これも余談ですが、先日、藤岡中央高等学校で陸上部のハンマー投げの練習をしていたことが、男子、ほかのサッカー部ですか、何か頭に当たりまして死亡事故が起きているわけなんです、これはやはり、そこに至るまで今、県教委のほうも相当苦慮して、今後そういうことが起きないようにというようなことで、教員が必ず立ち会っていなければならないということが原則ですけれども、これにかわる、やはり外部コーチ制も含めて考えていくのかなというふうに思います。

また、次に行かせていただきます。

活動時間、原則、中学、高校とも平日2時間程度、週末も含むと。先ほども、これ自分が、また局長さんも含んで言っていたんですが、この辺をやはり、もう一回重複して聞いてしまうんですが、局長さん並びに教育長さん、どういうふうにお考えですか、こういうところ。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 休養日が中学校は週2日以上、また活動時間が平日2時間程度、週末を含む休業日が3時間程度ということが国から示されたわけです。

過去にさかのぼりますと、部活動の休養日については、平成9年に当時の文部省が中学校は週2日以上を休みにしなさいという目安を示したわけですが、過熱気味な当時の学校現場になかなかその部活動の目安というのが浸透しなかったという事情がございます。全国的にも休日を全て部活動に費やしてしまうような状況もあった中で、群馬県としては、中学校長会と中学校体育連盟の申し合わせ事項として、週1日以上は休養日を設けるようにしてまいりました。このたび教員の長時間勤務が看過できない実態があるということ、また、子どもたちの負担が非常に大きいということの問題視して、働き方改革の一環として国から1月に運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの骨子案というものが示されたわけでございます。

ここで、先ほどの平日でも2時間程度ということについてでございますけれども、国が週に2日以上休みを設けることというのは、先ほども申し上げたとおり、平成9年から言っていることで、何も今回が目新しいことではございません。ただ、土日を全て潰してしまうということよりは、土日のうち、どちらか1日は休みを設けて、また週の中に1日休みを設けて2日以上ということが今回明記されたということです。

また、国が活動時間を平日で2時間程度、休業日は3時間程度としたことについてですが、国が活動時間の上限を示すのが今回が初めてのことで、非常に国もここに関しては緊急性のあることで、喫緊に解決しなければならない課題だということ为国が姿勢を示した形であるということになっております。ただし、平日に2時間程度というのは現在もやっていることであって、何も今回の国の活動時間が出たことで短縮になるわけではなくて、今までも群馬県としては平日の練習時間は2時間程度ということでやっておりました。夏の時期は2時間以上になると当然、熱中症の心配もあり、なかなかそこまではできる状況は確かにございません。また、冬の時期は2時間やる前に、もう周囲は暗くなってしまうので、これ以上の時間というのも非常に難しいものがございます。

また、学校の教員の勤務時間というのが午後の4時45分まで榛東中はなっております。6時間目の授業が終了して、帰りの会をして、部活動がスムーズいって開始できたとしても、開始してすぐに先生方の勤務時間が終了ということになります。そこから先は、先生方の善意による活動というのが部活動の実態でございます。実際問題、学校の教員の部活動の、仮に2時間をしっかり子どもたちと一緒に活動したとして、その後それぞれの教員が学校に帰って、翌日の授業の準備をしたり、その後の授業プラン、向こう1カ月、2カ月先の計画を立てたりということをやっていますので、これは部活動の改善だけではなく、先ほども申し上げたとおり、学校の中の業務改善であったり、いろいろなものを総合的にやっつての業務改善の一環であるということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 義務教育、中学校の部活動、これは運動部活動と文化的な部活動と、こういうふうなことで行っているわけです。義務教育のほうは何をよりどころにして教育活動を展開しているかという、国から出している学習指導要領と、これを逸脱してはいけない。その中には、理由は教育の機会均等、それから継続性等があるんだらうと。日本中どこに行っても同じ教育が受けられるという根拠で、これに従って展開しているところでございます。中学校の部活動については、中学校の学習指導要領には、教育課程であるとは一言も書いていない。どういうふうに書いてあると、学校教育の一環としてやりなさいと。例えば体育の教科とか、いろいろなものと関連を持たせてやるものであると。その意義づけについては、毎度申し上げたように、運動に親しむとか文化的な活動に親しむと、それから学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養に資するという状況でございます。

先ほど波多野議員さんがおっしゃったように、例えば学校閉庁日であるとか、それから長期休業、土日2日はしないとかとあるんですけども、そのたびに県のほうから、先ほど局長からお話があったように、外部指導員ではなくて、正式名称は部活動指導員という形で、その指導員は、今度は土日、大会等があったときに一緒に行って指導もできると。ただ、どういうその要件というか、資格をこれからつくらなくちゃならないんですけども、そういう人を幸いにも県のほうから1人いただいたと。その方をどう活用していくかということは、今後の課題になるんだらうとは思んですけども、榛東村を見たとき、例えばそういう運動系が非常に好きで、伸ばしてあげたいなというのは、スポーツクラブであるとかそういうところもあるわけです、受け皿が。大事なことは、だから、村内のそういう団体とかクラブとかと、これから先は連携していくことが大事なんだらうと、そのように考えております。

時間についても、局長のほうから答えがあったように、現状とさほど変わっていないんだらうと。ただ、春の大会とか、夏の大会とか、新人戦とかあったときに、じゃ、その時間をどうしていくんだということは中学校と十分相談をしながら、ある意味、弾力的な対応も必要と。そのようには私は考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

今、局長さん、そして教育長さんのほうから私の、この特に外部指導者の件についてはお答えいただいたわけなんですけど、この件につきましても昨年、私が第1回の一般質問をしたときにリストアップをお願いしたいというようなお話をしました。この件について、やはり私も少なからず、この村内の方の状況を調べさせていただきました。何せ先日もスケジュール会議等もありまして、よく顔ぶれを見ますと、非常に民間の方が熱心に携わっているんだなというふうに思いました。ですからこそ、

ただ私、ふだんから関根さんという方と毎週金曜日夕方、南小のほうを使わせていただいて、小学生奉仕、指導させてもらっています。そういった中に、最近めきめきと頭角をあらわして群馬県で五本指に3人入ると、特に持久走ですけれども、そういった子も出てきております。やはりああいう小学生、1年生から6年生までの子が一生懸命、男女問わず活動してくれている姿を見ますと、何とかこの子たちに力をかしたいなというふうに思うのが当たり前でありまして、そんなことで、そんな中で関根さんとも話したんですが、少年団所属でやるにしても、大きな大会に出る場合は、やはり今、陸上関係でありますと上級コーチとかB級、C級のような資格を持っていないと引率は無理というような状況であります。確かに中学校さんとか高等学校に所属していれば、その中体連なり高体連の登録でその学校の教員が引率ということができるとは思いますが、ただ、クラブ制の中ではそういったものがなくなってきます。ですから、今後そういったことを、やはり教員の多忙化の解消ということを考えますと無理なところもたくさんあるわけで、そういった今言った外部指導者のリストアップ、これを早急をお願いして、やはり一生懸命やってくれる人はいます。これ、損得勘定抜きで、ふだんお仕事を終わってやってくれる方がたくさんおります。そういったこともこの榛東村内におりますので、ひとつ教育委員会さんのほうも、その辺のできる範囲でお願いをしたいということで、この教員多忙解消についての質問をこれで終わりにさせていただきます。

2番目に、これも、私も文教委員なので、当然先日来から中央公民館建てかえについての図書館設置というような、いろんな議論をされてきております。この辺につきましても、村民の皆さんは一体、図書館はありますよ、今、現にありますけれども、言葉は悪いんですが、決して満足のいくようなものではありません。やはり非常に歴史的なこととか、そういうようなものでたけている人も、この村内にたくさんおります。そういうようなことで、これも私が昨年質問をちょっと出させていただいたんですけれども、この榛東村の歴史というものの紹介という意味で、そういったものもコーナーとして持ってもらえないかというようなことをお話をしてあるんですが、この辺につきましても、いわゆる図書館整備についてのちょっと、今後まだいろんな意味で会議をしていく段階だというふうには思いますが、お聞きしたいかなというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 9月議会や文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の中でもご説明をいたしました。中央コミュニティセンターの移設について社会教育施設建設委員会を開催して、利用者等の意見や活用状況、費用等を踏まえて、施設の規模や機能について検討を進めているところでございます。

その中で、図書館機能についても、委員から意見を聞いています。委員の意見としては、建設費やその後の維持費等を考えると、大がかりな図書館ではなく、新しい中央コミュニティセンター内に図書スペースとして蔵書を置いたり、本を読めたりする場所をつくるのがよいのではないかとこの

でした。また、8月に開催した子ども議会でも、静かな学習スペースをつくってほしいという意見がありましたので、図書スペースのあり方とあわせて、現在検討をしているところでございます。

蔵書数についても検討中でございます。現在、中央公民館では、蔵書にない本であっても、相互貸借によって県内の図書館から本を取り寄せて、村民に無料で貸し出しを行っています。

また、榛東村の村民は、前橋市や高崎市、渋川市、吉岡町など、隣接する市町村の図書館を利用することができております。

また、榛東村では、以前から村内小・中学校に継続的に図書購入費を手厚く予算づけをしたり、小・中学校に学校司書を配置したりしており、学校の図書室は大変充実をしております。

これらの状況を総合的に勘案したときに、新しい中央コミュニティセンター内の図書スペースに大量の蔵書を置く必要はないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 12月7日の文教厚生委員会の席で村長のほうから、この中央公民館の建てかえについては、今後教育委員会を中心として調査検討を加えるというご発言がございました。したがって、今後どうなんだということは、まだ調査中ということでお答えはできないので申しわけございません。

それと、波多野議員さんのおっしゃった榛東村の歴史コーナーと、こういうご要望がございましたけれども、新しくそういうものができれば、当然そこへ蔵書としてコーナーをつくることは可能かなと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

非常にこの図書館の件につきましては、子ども議会というようにお話もありましたが、子どもらも望んでおります。やはり村民の皆さんも、その辺十分にこういったところを活用したいというふうに思っている人が多いです。そんなことで私も、たまたま教員上がりということで、どうなっているんだよなんていうようなことでお話をいただくことも多いもので、ぜひこの辺につきましては一日も早く、村長さんをお願いするしかないんですけども、いろいろ予算もかかります、そういった中で、お願いをしておきたいなというふうに思います。

最後に、3つ目なんですけど、村内施設の体育施設の利用についてというテーマなんですけど、まずは、今現在、確かにアリーナ、そして楽集館、それとグラウンドを含めた、また一部なんですけど、ほとんど活用されていないかな、ふれあい館の中にも運動器具というかランニングマシンが何台か、先日も

村上議員とちょっと見ていまして非常に、そういったものが置いてあるのはわかっているんですが、何かうまく使われていないなど、非常に中途半端だなと。

それで私が今回、これはあくまでも要望的なものでお願いしたいんですが、これも署名できるほどいろんな提案があります。やはり、例えばアリーナの2階が卓球場になっているんですけども、あのスペースに何も卓球台をずっと置いておくというのももったいないなというふうに思うんです、私は。ですから、あそこにランニングマシン等を例えば10台ぐらい並べて、村民の皆さんに開放すると。開放すると、ただというわけにはいかないと思うんですが、100円でも200円でもいただいて、仕事帰り、または休日を含めて、運動したいという方もおります。現に今、村内でも、私も実は学校の時間があいたときに、休日とか、セントラルスポーツさんのほうに8年間お世話になりまして、そちらでいろんな器具を使って体をちょっと、運動していたこともあります。そして、帰りにお風呂に入って帰ってくるというような状況で、今現在、この議員さんの中にもそういう方はおります。そういったことでやはり村民の皆さんに還元するのではないんですけれども、そういった施設をぜひこの辺、突拍子もなく、きょう言ってしまうてあれなんです、村長さんにお伺いいただいて、村民の方が喜ぶような運動施設の開放をお願いしたいなど。その辺、こんな突拍子もなくお話を申しわけないんですが、どうですかね、村長さん。すみません。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 波多野議員の質問というか、要望だと思ってしまうんですけども、あそこの中にランニングマシンとかそういうものを入れたらどうかと。それで健康管理とか、逆に言うと、国保とかそういうものも下がるんじゃないかということではないかと思うんですけれども、この件については、もう数年前に我々のほうも、そこに置くべき何かないかとか、そういう検討をさせてもらい、これは何県なのか忘れちゃったんですけども、議員さんと一緒に視察もさせてもらいました。いいところがありましたので、やってもらいました。その意見等を聞かせてもらい、そして村としてはどうかということを検討してもらった経緯があります。これについては、波多野議員、特によくわかっていると思うんですけれども、入れることに対して、確かに利用度は悪くはない。しかし、一番問題は、医療の面から言って、これを過度に利用してしまう、自分がここまでいろいろ、お医者さんとかそういうのにどういうことをしたらいいか、どういう時間をとったらいいかというような、それ、倍もやっちゃって、逆に逆効果はあるということもわかりました。それには、そういう施設に、そういう療養士とかそういう者もやっぱり配置しないと、逆の効果が出てくるとかいう問題もありまして、本当にそこへやるのがいいか、あるいは、そういう人も置きながら、いろいろな面でできることをやっていくことが、その検討をさせてもらって、そのときの結論がそういうことだったので、さらに、やっぱりいろいろの研究をしていかなければ、ただ単にそれをやるということが、今ここで答えることはできませんので、ご了承いただきたいと非常に思います。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

本当に突拍子もなくお話をしてしまったんですが、いかんせん私も言えた義理はありません。こんなランナーで昔いたのに、こんな体になってしましまして、今は自分としてやはり体を絞らないと早死にだなというふうに思っております。ですから、腹出している場合ではないだろうというふうに思っております。運動して、とにかく健康を考えていかないと厳しいだろうというふうに思った気持ちが出てしまいました。本当にこの辺の健康、今後は、これだけの高齢化社会になってきたわけですから、やはりいろんな意味で、施設とか、それはそういった施設をつくるとなると大変です。本当は、わがまま言って申しわけないんですが、プールなんかもすごいいいんですよ。私もゆうあいピックさんのほうによく行って、歩行とか、泳いだりとか、そういうこともあります。そういったものがあると非常に健康に役に立つと。非常に感心なのは、ああいったところに行くと、もう高齢の方が無心にやっているんです。セントラルスポーツさんに行ったときも、私が見るからに決して若くないなというふうに思うご婦人が、多分60を超えて65、70近い方がエアロビックダンスをしているわけですよ。そういった姿を見ますと、非常に感心させられて、十分自分の健康に配慮しているんだなというふうに思いました。見習わなくてはいけないなというふうに私も思いました。

そんなことで本当にいろんな意味の、何というか、考え方があるわけです。ただ、そのところは無理なお願いであれなんです、村長さんにはお願いして、私の質問をこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、1番波多野宏美議員の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。よろしく願いいたします。

午前11時54分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番善養寺孝議員の一般質問を許可いたします。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君登壇〕

○2番（善養寺 孝君） 改めまして、2番善養寺孝です。よろしく願いします。

また、本日はお忙しい中、大勢の皆様が傍聴にお越しくださいまして、ありがとうございます。

また、ことし1月の本白根山の噴火で、お亡くなりになられました地元第12旅団の隊員の方には、

謹んでお悔やみを申し上げますとともに、けがをされた方や被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

昨年4月に行われました村議会議員選挙で初当選させていただきました。身の引き締まる思いでいっぱいです。村の発展のために全力で働きたいと思っております。

議員になり約1年経過しますが、議員の心得や議員たるものの考えを大勢の方から学びました。まだわからないことがたくさんありますが、これからもご指導のほうをよろしくお願いします。

私がこれまで経験した消防団、交通指導員、体育指導員、消防ボランティアを前面に出して、安心安全で住みやすい榛東村にしたいと考えております。

今日は、議員になり初めての一般質問となります。3項目を挙げさせていただきます。

1つ目に、婚活について、2つ目に、健康増進事業の取り組みについて、3つ目に、野球専用グラウンドの整備についてです。

以後、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 1つ目に、婚活活動について質問します。

第6次総合計画の中で、榛東村の将来像として「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」とありますが、夢を与えるべき子どもの数が少なくなっている現状です。村も少子化にならないように、結婚する人も少ないのではないかと考えています。私の周りには30代、40代の独身者が多くいるのに気づきました。

社会福祉協議会が平成25年から「であい・夢プロジェクト」事業を展開し、出会いの場を提供していますが、ここ5年間までに至って、カップルは1組だけです。1組と聞いています。

多くの方が結婚を望み子育てを希望していると思いますが、先ほどのであい・夢プロジェクトの事業への参加者のうち、農業者でなくほかの分野においても、結婚への参加者が年々減っている状況であります。

村としては、社会福祉協議会が行っている事業に限らず、結婚事業についてどのような支援ができるか考えがありますか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） ご質問にお答えいたします。

婚活については、過去においては中央公民館内に結婚相談所を設け、相談を受けていたことがありましたが、民間の事業者が充実してきたため、閉所となりました。

その後、平成24年度に策定しました榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画にあります「協働による安心・安全な村づくり」として、であい・夢プロジェクト事業を推進することとされていますが、

結婚相談所閉所の後、社会福祉協議会で住民座談会での村民の意見をいち早く取り入れ、行動を起こしたことに、深く感謝しております。

婚活支援は、短期間で成果が得られるものではございませんが、行政としても可能な限りであい・夢プロジェクト事業を支援しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） ありがとうございます。行政としても可能な限りであい・夢プロジェクト事業を支援していただきたいと思います。

また、同じ内容になってしまうかもしれないんですけども、婚活を支援し、結婚をする人がふえることも、少子化対策の一環であると考えております。それに加え、出産、子育てしやすい環境を整えることが出生率の向上につながるのではないかと考えますが、村ではどのような形で婚活支援や少子化対策の取り組みを行っておりますか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 質問にお答えします。

村社会福祉協議会が行っている婚活事業に対して、村としましてはマイクロバスの貸し出しを行い、費用負担軽減等の支援を行っております。

少子化対策としましては、出生率の低下は全国的な傾向で、また特効薬がある状況ではありませんが、子育て支援策を充実させることで榛東村に定住する家族がふえ、低年齢層の人口がふえることを期待します。

子育て支援として、中学校を卒業するまでの子どもの医療費無料や、幼稚園、保育園の保育料について第3子は無料とし、多子世帯を支援しております。子育てをしている母親、父親支援として、ファミリーサポートセンター利用料金や、病児、病後児支援センター利用料金の補助、保育園、幼稚園で行っている未就園児と保護者を対象とした子育て支援センター事業、また、母子保健事業として、乳幼児健診や訪問等で育児相談を受けたり、育児教室、ロタウイルス、おたふくかぜワクチンの任意予防接種費用の助成、予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日を知らせてくれる子育て支援モバイルサービス、不妊・不育治療費等助成事業などを実施しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） わかりました。

続いて、村長さんに聞きたいんですけども、自分も社会福祉協議会の今までのプロジェクトの方

向性を考えて、本当に一生懸命やってもらっていたらいいんですけども、やっぱり限られた予算、限られた人員でやっているの、余り参加者を求めるとかが難しい状況みたいなんですけれども、村として、本当に結婚を望んでいる人がいっぱいいますので、大々と村全体で支援して、結婚する人のために婚活のプロジェクトを組んでいただきたいと思いますんですけども。

また、村長さんの顔の広いところで、県内はもとより葛飾区とか大洗とか大井さんにもそういう参加を求めて参加してもらえば、村の活性化にもなるし、それで本当に結婚を目的ではないけれども出会いがなければ結婚できないと思いますので、もっと出会いをつくっていただきたいと思いますけれども、村長さんのお考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 善養寺孝議員にお答えいたします。

本当にこの問題については、これは古くからいろいろあります。そういうことで、相談所とかそういうもので設けても、はっきり言うと、具体的な行動計画って本当に何をやったらどういうことが成果が出るということが、本当にわからないというのが私たちの悩みでございます。

しかし、それには、行政でできること、みんなでみんなが榛東村がいいんだよ、子どもを育てるのは榛東村と言っているように、そのような子育て支援とかそういうもので、榛東の人と結婚すればまたいい人がいれば、子育てとかそういうものが本当に楽しくできると、そういうことを我々は進めていくほうがいいのかなと。出会いとかそういうものについて本当に難しい問題があります。しかし、その後についての榛東村のよさをPRしていくことが大切ではないかなというように思っています。

これについては、他の市町村ではやっていないようないろいろな子育て支援をいろいろなことで工夫しながらやっているところがございますけれども、不妊治療とか不育治療とかあるいは予防接種の問題とか、あるいは……何というんですかね、学童保育の充実とか、そういうもので我々は今、一生懸命頑張っているところがございます。

そのほか、いろいろな面において、議員さんはもとより村民の皆さんから、こういう婚活というんですか、出会いをセットすればいいのだがな、というようなことがあれば、我々も本当に聞きたいところがございます。そういうことがよければ積極的に、我々のほうも支援というか逆にお願いするところがございますので、これからもいろいろな意見等をお寄せ願えればありがたいというように思っております。

何といっても子育てとかそういうものは大切でございますし、いろいろな面で皆さんのご理解とご支援を逆にお願いをしたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） ありがとうございます。

本当に村のためにもどんどん、であい・夢プロジェクト事業を支援していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、健康増進事業の取り組みについて質問します。

第6次総合計画で定められたむらづくりの基本構想の一つに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」とあり、住民一人一人が健康的な生活を送ることができるよう、疾病の予防、早期発見、早期治療をするために、各種健康診査体制、健康事業、健康相談、保健指導の充実を図るとあります。

これを受けて、榛東村健康づくり計画第2次健康プランしんとう21が、平成28年3月に作成されました。その基本理念は、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す村と掲げています。この計画を推進するために、さまざまな健康増進のための事業を行っていると思いますが、まず、健康に暮らし続けるため、疾病の予防、早期発見、早期治療をするために実施している各種の内容をお伺いします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 各種検診についてということでお答えをさせていただきます。

健康増進事業は、先ほど議員さんがおっしゃられた、平成28年度から32年度を計画期間として策定した「榛東村健康づくり計画」に基づき、各種施策を実施しているところでございます。

先ほどの質問にもありましたように、疾病の早期発見、早期治療を行い、疾病の進行や重篤化を防ぐ2次予防として実施している検診につきましては、40歳以上を対象とする胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、肝炎ウイルス検診、腹部超音波検査を実施しています。また、女性の検診内容としましては、20歳以上の女性を対象とする子宮頸がん検診、そして40歳以上の女性を対象とする乳がん検診を行っております。また、男性特有の検診としましては、50歳以上の男性を対象とする前立腺がん検診を実施しております。そのほかに、胃がんリスク検診、骨密度検診、歯周疾患検診については、対象年齢を限定し実施しております。

また、生活習慣病を早期に発見するための特定健診としましては、40歳以上の国民健康保険加入者と、また75歳以上の後期高齢者医療保険加入者及び村独自の健診としましては、20歳から39歳の若い方を対象とした健診として実施をしております。

また、本年度からは新規事業としまして、胃がん検診の中に50歳以上を対象とした胃内視鏡検査、胃カメラですね、その検査を今年度から実施をしているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 取り組みについて健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指していることがわかりました。

がんや生活習慣病の発見のため、いろいろな種類の検診を行われているようですが、特にがん検診について、その受診率を伺います。また、村が目標とする受診率はどのくらいか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 平成28年度の受診率でお答えします。肺がん検診は46.4%、胃がん検診は25.6%、大腸がん検診は36.6%、子宮頸がん検診は48.4%、乳がん検診は48.1%、前立腺がん検診は43.3%でございました。

本年度はまだ個別検診を実施しているところでございますので、受診者数が確定していないため受診率はまだ出ておりませんが、胃内視鏡検査とそれから乳がん検診、マンモグラフィー検査を、ことしから総合健診の午前中から実施をしまして、それによりまして、それぞれの検診が100名以上増加しているところから、受診率も伸びているかと予測しているところです。

また、健康づくり計画で設定された目標値ですが、各がん検診とも50%以上であり、この目標の達成のためにさらなる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 目標を50%としていると伺いますが、健康に暮らせるように受診率を上げてもらえば、もっと70とか80にしてもらいたいと思っています。

がん検診の中に、目標値に近い検診もあれば、がん検診や大腸がん検診は20%から30%であり、がん検診によって受診率にばらつきがあるようですが、村が実施している検診を多くの人に受診してもらうために、受診率の向上を行っている施策がありますか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 各検診の受診率の向上を図るために現在実施していることとしましては、まず、4月に入りまして検診申し込み調査を実施しております。こちらは全世帯の該当年齢の方に検診の内容などの案内を同封したものを配付させていただきまして、検診の周知を図るとともに申し込みを行っているところです。

また、この申し込み票というか、検診の対象としましては、先ほど申し上げたとおりなんですが、節目検診としまして検診を周知することのためにも、40歳、50歳、60歳になる方については、節目でこんな検診が受けられますということで、検診の周知を個別に通知を同封しまして、受診を促しています。

また、集団検診におきましては、早朝から、それから休日に検診日を設定しまして、平日では来られないという方に対して受けやすい環境を整備しております。

また、平成24年度から総合検診としまして、一度に受けられる検診項目をふやし、受診者の利便性の向上を図っております。

それから、個別検診としましては、平成21年度から特定健康診査と長寿健診、子宮頸がん検診、乳がん検診を始めまして、本年度からは、先ほども申し上げましたように、がん検診に胃内視鏡検査を加えましたので、こちらは個別健診で受けられるようになって、受診の機会を広げて受けやすい体制をとということで、整えているところでございます。

また、来年度からは、20歳から39歳の若年者の方の健康診査につきましても、個別健診でも受けられるように検討を行っているところでございます。

それから、未受診者に対してですが、特定健診、長寿健診の未受診者へは、平成21年度から再通知として個別通知を送っていたところですが、平成25年度からは、全ての検診の未受診者の方に11月ごろに受診勧奨再通知を個別にまた通知しまして、受診を促しております。

また、検診の自己負担額についてですが、以前は、がん検診については500円から1,000円までの自己負担をいただいていたのですが、平成24年度からは、全ての検診をワンコインで受けられるようにということで500円に、そして平成26年度からは、村の検診は全ての検診を無料化してございまして、村民皆さんの負担軽減を図り、受けやすいように整えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） わかりました。これからも全ての検診を無料化にし、村民が負担なく受診できるように、よろしくお願いします。

健診の自己負担を無料化にしたり、早朝、休日の実施、個別診断の実施などが受けやすい体制を考えていただきますが、まず、個人が受けようという意識がなければ受診者をふやすのは難しいと思いますが、私もそうですが、まだ若いから、悪い結果が出たら怖いなどと、受診を先延ばしにしてしまう人が多いと思うので、今後も正しい情報を提供し、受診しやすい体制を整えていただきたいと思っております。

次に、健康増進事業で、健診以外にも現在行っている事業はどのような事業がありますか、お教えください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健康増進事業の健診以外の事業ということでございますが、日常生活をより健康的に改善し、健康の増進を図り、疾病を予防する一次予防ということで、健康教室や健康講座、健康相談事業などを実施をしております。これらは食生活や運動習慣など、ふだんの生活習慣が脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病の発症の予防になると考えられますので、積極的に健康を

増進し、疾病の発生を予防することを目的として、実施をしております。

具体的な事業としましては、適度な身体活動や継続的な運動習慣の習得、基本的な食事や食生活習慣、歯と口腔の健康、休養と心の健康などについて、健康教室や健康講座を実施しております。

特に本年度からは、健康長寿の村を目指すために若い世代を対象として、年齢を重ねても健康で若々しく生活できることを目的に、健康的な生活習慣、食生活習慣を身につけ、生活習慣病予防につながるための教室を、新規事業として実施をしております。若い世代ということで、育児世代の方にもなりますので、保育士による託児も設け、実施をしております。

また、平成29年3月に、群馬県立県民健康科学大学と健康づくり推進に関する協定を締結しております。村民の健康増進のために相互に連携、協力を推進することで、健康寿命を延伸し、心身ともに健康で質の高い生活の実現を図ることを目的としております。

今年度は、大学の知見を生かし、特定健診等の結果や健診に関するデータの分析と、取り組むべき課題を抽出し、慢性腎臓病について村民向けのパンフレットを作成いたしました。検診結果にこちらを同封しまして、慢性腎臓病について周知し、また検診結果を見直すきっかけとなるように皆さんに配付をしたところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 今後も正しい情報を提供し、受診しやすい体制を整えていただきたいと思います。

次に、生活習慣病を予防し、健康でいるためには、栄養、運動、休養などが大切であり、その大切さを各種の教育や講座などを通じ、住民に広く伝える取り組みが行われていることがわかりました。

今後また、ますます充実していく必要があると考えますが、今年度重点的に取り組む事業はありますか、お教えてください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今年度の取り組みは先ほど申し上げましたとおりでございまして、来年度の取り組みについてもお答えさせていただきます。

来年度につきましては、本年度までの事業を継続していくほか、新たに行う事業、また拡充する事業としましては、先ほど申し上げましたが、若い世代を対象とした健康づくり教室ということですが、こちらの拡充を考えております。

ことし実施しました教室に加え、望ましい生活習慣の情報を提供することを目的としまして、アンチエイジングについての話や、食育、運動などの内容の充実を図ることを検討しております。

対象となる年代には、子育て世代ということで若い方になりますので、ご自身の健康にとどまらず、

子どもたちの健康、食育につなげていけるように、そこも目的として実施したいと考えております。

また、県民健康科学大学との連携事業としましては、生活習慣を改善し、疾病予防、重症化予防のための活動量計を用いた、健康寿命に効果的な事業を計画しております。

こちらは、活動量計を装着することで現状の身体活動を把握してもらい、日々の活動データをグラフ化することができます。そして、それを見ることで、ご自身の体の現状を知ることができるので、健康によい活動を取り入れた生活習慣を改善することで、健康寿命を延伸すること、また、医療費の削減を図ることができるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 今後も、村民一人一人が健康でいきいき生活できる期間を延伸するため、さまざまな事業の充実をお願いし、次の質問に入らせていただきます。

野球グラウンドの整備について質問させていただきます。

野球をしている人から、野球専用グラウンドをつくってほしいという要望があり、村には総合グラウンドがありますが、野球専用グラウンドがありません。少年野球は北小、南小グラウンドを使用し、中学生は中学のグラウンドを使用していると思いますが、しかし、一般になると総合グラウンドだけになります。時期になると利用者がふえると思いますが、村はどのような対策をとっていますか。また、総合グラウンドの使用率をお教えください。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 野球専用のグラウンドということなんですけれども、現時点において野球専用グラウンドを整備する計画はございません。

榛東の総合グラウンドのあの多目的運動場ですけれども、榛東村体育施設等使用団体登録をしているチームが今、村内に6チームございます。半年ごとに調整会議を行いまして、それぞれのチームが半年ごとにうまくあのグラウンドを利用できるように調整をしながら活用をしているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） わかりました。

自分が経験した中で、区対抗とか村長杯があるときは村のグラウンドを使えないことになっているんですけれども、そういうときには、昔は農業大学のグラウンドを使わせていただいたことがあるんですけれども、もしそういう区対抗とか村長杯をやっているときに総合グラウンドを使えないときは、

どこかいい案があるんですか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほどの使用率の件、あと今の代替施設の件、通告にございませんでしたので、また後で調べてお答えをさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） すみませんでした。

一般の野球人口が結構多いと聞いていますが、野球専用グラウンドをつくるのは大変だと思いますが、せめてそういう区対抗とかある期間に練習をする場所、施設があれば、何か野球をやっている人もうれしいのではないかと思います。

まあ、大変だと思いますが、これからも村のスポーツの発展とスポーツをする環境を整えていただき、榛東からもオリンピックに出るような選手が育ちますように思っています。

初めての一般質問ですけれども、ちょっと緊張して申しわけなかったです。

村長さんと執行の課長の皆さんには、前向きな回答をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、2番善養寺孝議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

開会を1時45分といたします。

午後1時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番 杉井保夫議員の一般質問を許可いたします。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君登壇〕

○9番（松井保夫君） 改めまして、皆さんこんにちは。8区の松井でございます。

昨日の上毛新聞に、市町村の議員については高齢化、平均年齢が63歳と2カ月だそうでございます。そういう中で、榛東村議会については、若い人たちがどんどん入れるように、もう結婚して子どもを産んで育児をされるような方でも入れるような環境づくりを今後していくのが我々の務めかなと、そのように思っています。

そういう中で、オリンピックが9日から25日までであったんですけども、メダルラッシュということで、けさテレビを見ておきますと、高木姉妹のお姉さんは、金メダル1個について2,000万円の社長から報酬をいただいて、2つですので4,000万円ですね、それと会社では、係長に2階級上げてあげるといふことだそうでございます。

それと、女性のパシュートの佐藤綾乃さんについては、高崎健康福祉大学の3年生なんですけれども、高崎市については名誉市民、これを与えるというような今、構想を練っているそうでございます。

20年前、長野オリンピックでは、私は自衛隊として支援をさせていただきました。その時分とは全然もう違う環境の中で、選手が日々努力されているんだなあ。

そういう中で、女性のカーリング、あの北海道の皆さんがすばらしい賞賛をいただいていますけれども、「そだねー」だけではなくて、やっぱり女性としての、例えば休み時間に地元のチーズケーキを食べたり、ああいう一つ一つのしぐさが、彼女たちが国民的に愛される1つなのかなと、こんなふうにも思っています。

オリンピックで忘れられていることが1つありました。23日の大雪降る日に、草津白根、本白根で自衛隊員が1人亡くなっています。26日に私は部隊葬に参加をさせていただきました。部隊葬は自衛隊にいるときを含めて2回でございます。この部隊葬でいつも思うことは、全て自分の部下を助けて亡くなっているというのが、私この2回、部隊葬に出て思うことなんです。やはり、災害がいつ起こるかわからない中で、階級の上の者は下の者をいつも見て、それでかばうようにして亡くなったのが今回の事例でございます。本当に心からお悔やみを申し上げたいと、このように思っています。

そういう中で、榛東村に目を転じると、吉岡町で古い軽トラックで歩いている怪しい車が1台ありました。榛東村は新車の軽トラックが1台うろうろしているんですね。これ、何かと思ったら、吉岡町は石関町長でした。榛東村の新車の軽トラ、真塩村長でした。

これ、なぜ私がこれを言うかということ、実は23日大雪が降った日に、8区の私の団地に大雪が降って、ひとり住まいの方、お年寄りがいっぱいいらっしゃるんですけども、自衛隊のイズミという隊員が52万円出して、雪を噴き上げて除雪する機械を買ったんですね。それを私が話したら、そのイズミ君が村長を知っているんですね、村長が軽トラで来たよと。真塩村長、ここまで行ってくれているかと、こういうことで感服したところでございます。軽トラが来たら村長、新車ですからね、言っときますけれども。

そういう中で、今、村政報告会に私、参加させていただきました。村長はその席上で、1割残すん

ですけれども9割公約を達成していると、こう言われました。私ども、まさにそのとおりでと思います。もう既に100に近い9割かなと、このように思っています。しかしながら、もう1年、どこをどうするか。多分給食センターだと思うんですけれども、公約で言うと、これは6月の定例会で一般質問で再度私のほうで質問をさせていただきたいと思っています。

榛東村の中にはもう一つ、怪文書が流れております。これは、榛東村の高齢者に伺うと、三十数年前から選挙のたびにこういうものは出ていたんだよ、こう言う方がいらっしゃいます。それでは、今回の件も、その今言う選挙のためなのかという気持ちもしているんですけれども。

ただ、今タブレットで子どもたちが勉強するような時代、こういう時代に、誹謗中傷ましてや人権侵害のようなものがこの榛東村にはびこるといことは、私は将来、榛東村の子どもたちは、1回は外に勉強のために出て行っていただくけれども、この榛東村に戻ってきていただいて、それで活躍をしていただきたいと、常々思っているわけですね。そういう中で、今回のような誹謗中傷、人権侵害のような文書が出るということは、非常に今の時代に合っていない。もし勝負をするのなら政策とか、この榛東村の将来を考えて少子高齢化に備えてこういうことをしたいんだ、こういうことをしてくれ、ここで私は勝負をしていただきたい。このように常々思っておるところでございます。

きょうは4点、1つは、榛東村の自主財源の確保について。2点目が、今、座間で相当殺人事件があったんですけれども、会員制の交流サイトによる事故、これの事故防止について。3点目が、広報、PR（情報）のこの伝達要領です。4点目が、もう全国的、特にオリンピックに備えて、この日本については禁煙、これについて。

この4点、席に戻って質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） まず、自主財源の確保の考え方ですけれども、一応自主財源といいますと、大きいものについては、あれなんですね、村税。この村税が15億円前後。

こういう考えの中で、村としたらこの自主財源を確保するためには、今後何をしていたらいいのか。例えば、滞納者のこれをどんどん払ってもらうようにする、ここに心がける、そのぐらいのその考え方でいらっしゃいますか、企画財政課長。

○議長（南 千晴君） 清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 毎年度、当初予算編成状況の説明の際に、議員各位に自主財源と依存財源の比率をお示しさせていただき、説明等をさせていただいているところですが、自主財源、今議員おっしゃったように、村税がその大勢を占めるものでございます。村税以外に、分担金及び負担金あるいは使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、これらを機械的に数字を置いて、まず自主財源比率というのをお示しさせていただいてきているところでございます。

それによりますと、平成29年度の当初予算ベースでは自主財源比率が49.5%の5割合を切っているというところで、また、今議会に上程しています、平成30年度の当初予算においては45.9%ということで、前年度よりも悪化しているというところであります。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、機械的に数字を入れておまして、実際のところは、例えば地方譲与税ですとか地方消費税交付金あるいは地方交付税といったものは、便宜上、国から配分されておりますが、こういったものはそもそも地方の固有の財源であるというようなことがございまして、毎年度そのお示しさせていただいています比率があくまでも機械的に振り分けたものであるということ、まずご承知おきいただきたいと思えます。

今後のその自主財源をどうやってふやしていくんだというお尋ねでございますけれども、今、議員もおっしゃられましたとおり、村税がその根幹でございます。この村税を適正に賦課し、納付をしていただくということが、財源確保の最も基本となるところでございます。

そして、また今議会に、債権管理条例という新たな条例を上程させていただいているところでございますけれども、税以外の債権についても、共通した適正な管理を行い、収入未済金の回収に努めるということで、自主財源を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 私のところに決算の推移という資料があるんですけども、平成16年、がくっと落ちているんですね、徴収率が84%。ところが今は92%。ここ4年ぐらいはずっと上がってきているんですね。何かいいことしていますか、上がるコツは何かありますか。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） お答えします。

この4年間なぜ徴収率が上がってきたかという部分なんですけど、まずは法律にのっとって、しかるべき処分を行っております。あわせて、滞納者に対しさまざまな接触を持ち、約束をし、定期的な収入確保に努めております。もう一つ、法律にのっとって滞納処分の執行停止という徴収猶予を行い、滞納額の圧縮に努めております。結果、収入未済額の圧縮に伴いまして、徴収率が上昇しているという状況にあります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 顔が怖いから払ってくれるという話ではないですよ。それは冗談として、岩田税務課長は県に出向されていて、そこですごく勉強されてきて、それで規則に基づいて滞納云々についてもやっておられるので、その辺はやっぱり強いんですね。だから、やっぱり規則に基づいて

実施することでこうなっていくんだなというふうに、私は感じています。

今後もせっかくいいパーセントになってきているので、どんどん上げていっていただきたい、このように思います。

そういう中で、例えばふるさと納税とかソーラーとか、新たな自主財源を確保するような事業を考えていますか、企画財政課長。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、自主財源の大勢を占める村税、これをまず徴収率等を上げて確保していきたいというところでございます。

お尋ねの、ふるさと納税それからソーラー発電等ということでの自主財源確保というお話でございますけれども、まずふるさと納税に関しましては、財源の区分で、自主財源と依存財源という区分もあるんですけれども、それ以外に、経常的に収入できる経常収入と臨時的な収入という区分けもございます。

ふるさと納税、一般給付金でございますけれども、こちらについては臨時的な一般財源ということで、経常的な収入が見込めるわけではございませんので、こちらについては、自主財源の確保という観点では考えてございません。

また、ソーラー発電所ということでございますけれども、今、山子田地区に1カ所設置をし、また南小学校の体育館の屋根にソーラーパネルを乗せて発電ということで行っておりますが、これは午前中の一般質問の中でもございましたけれども、売電の単価ですか、そちらがもう下がってきているという状況でございますので、コストに見合う収入が得られるかというところについては疑問でございまして、新しく今後ソーラー発電所をまた新たに設置をするかというお尋ねでございましたら、設置する予定はございませんということでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 梶井保夫君発言〕

○9番（梶井保夫君） あの30年度予算案を見せていただくと、自主財源が45.9%、依存財源が54%なんですよ。

ということは、榛東村の場合は、自主財源が半分行っていないんですね、100%のうちの。これはやっぱり、ふるさと納税とかソーラーもあるんですけども、例えばふるさと納税については、30年度は勝負の年なんですね。今までは返礼品で50%返していたものを30%にする話なので、もちろん29年度はふるさと納税6億円見積もったわけですから、最終的には。それを今回は案でいえば、30年度はその半分の3億円ですよ。なぜかという、返礼品が50から30に下がったときのふるさと納税をしていただく人がどのくらい減るかという話なんです。そういう中で、やはりこれはもう30%にしようと思っていた話なので、いろいろなふるさと納税の返礼品については工夫をされていますか、課長。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） ふるさと納税の予算計上額の話でございましたけれども、その返礼品の割合を、29年度までの5割から30年度からは3割に引き下げるということで、歳入予算額そのものは縮小した形での計上になっておりますけれども、予算上のふるさと納税の収入、それとふるさと納税にかかります経費、これを除いた、何というんでしょうかね、黒字と言っていいのかわかりませんが、その部分については8,000万円と29年度と同額、完全に一致はしていませんけれども9,000万円弱ということで、予算上の財源とすれば確保されているところでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） やはり、納税してくれる人が、要は単純に言いまして、物ですよ。こういう物を榛東は送ってくれるからふるさと納税するという人たちを考えれば、いろいろふるさと納税の中には考えるところがいっぱいあると思うんですよ。

お盆に田舎に帰れない人は、東京からふるさと納税を榛東にして、お墓をきれいにしてもらう、ふるさと納税で。家の草刈りできない人は、家の周りの草を刈っていただく。正月の門松をつくって、2万円とか3万円をふるさと納税でしてくれる人にその門松を送る。いろいろ考えれば出てくる話だと思うんですね。

やっぱり今後はこういうことも考えながら、このふるさと納税のお金というのは一生懸命やればやるほど村に入ってくるものだと私は思っているんですね。だから、その辺を考えながら、よろしくお願いをします。

それと、今度はソーラーに行かせてもらいます。例えば、ソーラー、この雪が23日いっぱい降りました。雪がパネルの上にあつたら売電できませんよね、何で雪おろしをしないんですか。そんなちっぽけな金、とんでもない。売電をしなければ金は入らないんですから。榛名のあれの3%、雪おろしに行けばいいんです。そのために、ソフトバンクに雪山行く、ジェットこれを買ってもらえばいいんです。それで行って、雪おろしするんです。売電3%もらえるんだつたら、私はそれを考えますよ。わずかな金かもしれませんが、それが自主財源を1円でも村に入れる得策だと私は思っていますから。だから、そういうやっぱり考えを持っていただきたいなと。

もう一つは、私は今までずっと納得できないことが1つある。白子の海のソーラーについては、私は議員になりたてでした。こんな、何とか行事やっていました。そのときに聞いたことは、14期の人があそこにかかわっているんですね、議会が。その方たちに聞くと、あそこの白子の借地代と固定資産税は一緒だよと、プラ・マイ・ゼロ、村は損することはない。

本当にそうですか。かなりマイナスだと思いますよ、うそをつかれていたんだと思いますよ、その当時。私はそう思っています、全然違うと思います。固定資産税と借地代が一緒なんてあり得ません

よ。普通は絶対あり得ません。でも、そういう契約を結んでいるのなら、一緒なんでしょう。でも、その金は多分、私、入っていないと思いますよ。後ほどでいいですから、担当課長はそれを示してください。

そういうことで、やっぱり我々は、交付金とかその補助金で榛東村を動かしているわけではないと思うんですよ。それから言えば、やはり自主財源確保というのが一番大事なんです。雪おろしもみんなでしましょう。そうやって1円でも確保するのが、私は自主財源の確保だと思っています。せっかくいい自主財源確保のものがあるんですから。ということで、よろしくお願いします。

会員制交流サイト、これは教育委員会に投げかけようと思って一般質問をしています。

なぜかという、座間の事件があれだけ出た中で、これは現代社会の陰なんですね、陰の部分なんです。この何とかサイト、これは学校は生徒に注意しなさいと言っても無駄なんです、これ。そこまで徹底できないんです。なぜかという、現代社会の陰の部分なんです。

そこで私はお願いしたいのは、実は、私は自衛隊にいるときに、部下の奥さんの旦那が警察に捕まっています。それは、中学1年生の女の子の写真を送らせているんです。28歳なのに、自分も中学1年だと言って送らせているんですね。女の子は男の裸の写真が来ないから、心配になって心配になってお母さんに相談したんですね。お母さんがすぐ新潟県警に通報して、家宅捜索を受けたぐらいなんですね。

なぜかという、家庭でそういう話ができるようなその環境をつくらなければ、この陰の部分は浮いてこないと私は思っているんです。事務局長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 栢井議員のおっしゃるとおり、SNSというお話だったですけども、これはインターネットの問題としてそういう心の闇の部分というのは、確かに大きな問題としてあると思います。

学校や教育委員会も、さまざまな取り組みを通して、インターネットの危険性について啓発を行っているところですが、子どもたちが知らずにその危険な部分に近寄っていくことを、教育の力で食い止めることは可能ですが、自分がその危険性を知っていながら、みずからそこに近寄っていったようなことに関しては、教育の効果というのはさほど上がらないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 座間のあれだけ亡くなっている中で、これは私、個人的な意見なんですけれども、亡くなった人のお父さんがいらっしゃって、お父さんにマイクを向けられたときに、お父さん、こう答えたんですね。1週間前から出ていったけれども、どこに行っているかわからない、こういう

ふうに答えたんですね。

私、あれを聞いたときに、やっぱり家庭の中で、お母さんとでもいいんです、話せる体制をつくらない限り、この事案はなくならないと思ったんですね。中には、そんなことはない、学校はもっと指導しろよ、これは絶対違います。やっぱりお父さん、お母さんに対して、注意の喚起はできると思うんですね。だから、この注意の喚起か何かは、やっぱり家庭に対して学校側としてできると思う。それ以外の指導というのは、この事例は防げません。これでよろしいですかね、どうですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、学校の指導とあと家庭の話が出たので、少しお話をさせていただきます。

スマートフォン等、ICT端末の普及に伴って高い利便性が得られている一方で、児童生徒が無料通話アプリであったり、あとはSNSであったりオンラインゲームであったり、これは全国的にさまざまな問題が生じているところでございます。

学校としては、児童・生徒が適切にICTを活用して、情報化社会を安全安心に生き抜くための能力や態度を育成するために、情報通信ネットワークの危険性であったり、情報セキュリティーであったり、情報モラル、人権や個人情報の保護などについて指導を行っているところでございます。

操作方法の指導にあわせて、やはり自己肯定感を育む温かい学級づくりであったり、道徳教育や人権教育の充実を通して、自分だけでなく他人も大切に作る心や善悪の判断であったり、そういった規範意識の育成をすることもあわせてとても大事なことで考えております。

教師から指導するだけではなくて、児童・生徒が自分のこととして考えさせる取り組みも、あわせて行っております。ことし1月に榛東中学校でいじめ防止子ども会議を開催いたしまして、村内の小中学生と中学生の代表が、榛東村におけるSNSのルールづくりというのを、自分たちで話し合いで行ったところです。

また、榛東村教育委員会では、昨年12月に南部コミュニティセンターで、SNSにかかわる問題をテーマにした青少年非行化防止講演会を開催して、村内に啓発を図っております。

また、県内の他市町村に先駆けて、平成26年から榛東村教育委員会とあとは村内PTA、また青少年育成推進連絡協議会が、3者が連携いたしまして、携帯電話やスマートフォン等の安全な使用に係る通知を出して、保護者の方にご理解とご協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） よろしくお願ひします。

それと、上毛新聞は、このSNSについては相当記事として出していただいているんですね。例え

ば、15歳前後の人が書いているのはこうですよ。見えないつながりを断つとか、最低限のマナーを守ろうとか、常に警戒心を抱いて。やっぱり15歳前後の女の子に書いていただくと、こういうことを書いていると。

この辺も含めて、やっぱり今後この事故というのは相当起きてくるだろうと私も思っているんですね。それが榛東村に入らないように、家庭とよく連絡をとりつつお願いをしたいなど。よろしく願いします。

それでは、3番目の広報。私は、あの榛東村のゆるキャラは大好きです。そういう中で、今のゆるキャラグランプリの順位は、間違っていたら言ってください、446位。いいですか、もっと上、上がりましたか。

○議長（南 千晴君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） すみません、今把握しているところでは、2017年の結果では658位かと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 2017年を拾いましたら、446位だと思います。これ、初めて知りました。

「しんとうちゃん」はブドウの妖精として、2016年8月1日に誕生しました。頭のブドウとハートの耳がチャームポイントで、人懐っこく優しい性格です。ピンクの体と優しい笑顔で、子どもたちに人気者です、こういうキャッチフレーズだったのね。それが何で446位なの、という話なんですね。やっぱり徹底してやりましょうよ、やるんなら。もっと上げましょうよ。

それで、例えば議会車両の後ろにゆるキャラのあれを張るとか、このしんとうちゃんを。村長車のフロントに張るとかね。やっぱりPRというのはそういうもんだと思うんです。バッチをみんなに配りましょうよ、榛東村の子どもたちに、このしんとうちゃんのバッチを。産業振興課長、どうですか、バッチを榛東村の子どもたちに配りましょうよ、どうですか。

○議長（南 千晴君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 一応、村内につきましては、いろんな広報またごみ袋等々で周知を図っておる次第です。バッチについては、対外的に交流市町村等に行った際に、普及するように活用している次第です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 若干悪い癖があるのではないかと私は思うんですね。例えばゆるキャラでしんとうちゃんを出したんだから、みんなでまとまってもっと順位上げましょうよとかっていう努力は、ああ、出したからもういいよ、これでは寂しい限りなんですね。だから、せっかくこんないいしんとうちゃんが出たんだから、このごろ汚いという人がいるのもう1体つくってもらいたいんですよ、そういうことをやっぱりして、これを売りにして頑張ってもらいたいと思うんですけども、どうですか、総務課長。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） しんとうちゃんのPRで、何でしたっけ……ステッカーとかそういうのを公用車に張ったりとかとの活用でのご質問かと思うんですが、今現在、具体的なしんとうちゃんのシール、マグネット等を使つてのPR計画はしておりませんが、公用車に係るPRについては、費用対効果を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 群バスとか中央、お金かなり補正でもやっているんだから、バスのところにしんとうちゃんをつけたっていいじゃないですか。頑張りましょうよ、みんなで。

そういう中で、今度はしんとうちゃんからちょっと離れて、情報というのは、私、広報の議会だよりを始めてから相当重視しているんですよ。

理由は、榛東村の行政、村長以下が一生懸命何かをしようとする、何かを実現した、これが村中に情報として流れなかったら、全然いいことも悪いことも村民の方は知らないんです。ここを何とかしていただきたい。要は、回覧板で流せばいいと思ったら、大間違いですよ。見ない人だっているんだから、全然。だから、その辺をやっぱり村として一生懸命やっているやつは、やっぱり大々的に情報として流す。これをするために、私は掲示板をつくったらどうかと思うんですね。プラス、広報車で回る、いいことをやるときは。そうやって村民の人に知らしめる。そうでなかったら、何もしていないと言われてしまうんですよ。だから、この情報の大切さというのはやっぱり再認識してもらいたいと思うんですけども、副村長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 行政の情報の伝達方法につきましては、今のところ「しんとう広報」並びにホームページ、あと回覧板等でございますので、今後どのような伝達方法が有効であるか、さらに充実を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私の掲示板というのは、そのコミセンに置くという考え方もあろうかと思うんですけども。区長さんにお任せなんですね。一番みんながいろいろ通ってくれる区の場所、そこに雨風をしのげる掲示板を設置する。そこに伝達したい事項、情報を流せるようにする。これが一番、私は大事だと思っているんですね。その辺を含めてご検討いただけたらいいなと思いますけれども、総務課長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの掲示板についてのご質問ですが、各行政区、区長会のほうからも何かお話しいただいている案件ではございますが、もう既に設置されている行政区もあり、もう老朽化しておるところもあったり、設置されていないところもあったりと聞いております。

21区全体で同じ状況の中での掲示板ということになりますと、ちょっとまだ検討しているというか、お話がまとまっていない段階なのでお答えできないのですが、掲示してくださっている行政区もあるように伺っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） よろしくご検討のほど、お願いをいたします。

それと、時間も残り12分になりましたから、喫煙について質問したいと思います。

村長もたばこを吸われるし、私もたばこを吸うし、そういう中で、実は、去年の12月22日に、福岡市ではこの2月1日から建物内全面禁煙、こう決めました。全職員に勤務時間中の喫煙を禁ずる通知を出しました、去年の12月22日、2月1日から実施しています。ただ、たばこを吸える時間、お昼休みそれと残業時間の休憩時間、これ以外は吸えません。

そういう中で、たばこを吸うところをどこにするのか。庁舎内は全部だめです。庁舎の外に喫煙場所をつくって、たばこを吸うと。私、いろいろ考えたんですね。例えば、1日、職員の方でタバコを吸う方が1時間ごとにタバコを吸って、この方が残業したらおかしいですよ、総務課長。おかしいと思いますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） このように厳密に考えると、例えば休み時間を10時なら10時、設けて、それでそのとき以外は、午後は3時、やらないと、公平ではないと私はこのごろ思うようになったんですね。いや、俺はたばこを吸っていたって、仕事しているからいいんだよってという方もいらっしゃる。ただ、普通の方は、たばこを吸っている時間プラス仕事、これを考えると、全然たばこを吸わない方に比べたら相当の時間ロスをされると思うんですね。

そんなことを含めて、私は今、この2020年のオリンピックに備えて、各都道府県、庁舎内禁煙とか、あと5,000万以下の席数100平方以下、これならいいですけどもほかはだめだよとやってやつは、どこでもやっている話なんですね、始めているんです、もう。

そういう中で、やはり庁舎内ではたばこは吸えない、吸わせない、庁舎外に喫煙所を設ける。こういう考えをもうしていったいい時期だと私は思うんですけども、いかがですか、総務課長。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 議員さんのおっしゃられているのはもっともと思いますが、既に灰皿は庁舎入り口付近に置いてあります。庁舎内での喫煙場所につきましては見直しをするとともに、喫煙可能時間帯を設定するなど、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 今国会で成立するかしないかわからないですけども、今のところ。ただ、やはり受動喫煙対策に違反したものに対しては、本人並びに施設管理者については50万円以下の罰金ではないですね、過料なんですけども、こういうふうなパターンにもうなりつつある中で、この受動喫煙というのは、吸っている人以上にリスクが高いんですね。

その辺を考えながら、やはりもう、前回もこれを質問しているんですけども、もう庁舎内はやめて、外につくるような方向に持っていったらいかがですかね。もう吉岡町だって中では吸っていませんよ、渋川もそう。どうですか。

ちなみに、福岡市の職員の喫煙率は17.5だそうです。約5人に1人かな、多く吸っているんですね、それをやめさせているんです。そういう考えからいけば、今後、私も榛東村の我々を含む職員、何%の喫煙率かその調査をさせていただきますけれども、それに基づいて、やっぱりそういう時代だと思わうんですね。最低限、庁舎内ではなくて外に喫煙場所を設ける、どうですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 先ほど答弁させていただきましたように、検討してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 全国に先立って、すべきことはどんどんやっていただきたい、このように思います。

本日の質問はこれで終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、9番松井保夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

開会を2時45分といたします。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで、教育委員会事務局長より、先ほどの善養寺議員の一般質問に対して答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 善養寺議員さんには大変お待たせをいたしました。先ほどご質問いただいた総合グラウンドの使用率のことと、代替施設のことについて回答をさせていただきます。

使用率ですが、野球のように何割何分何厘とお答えできないので、非常に回数ということでお答えをさせていただこうと思うんですが、28年度は土の入れかえ等があつて、全く使わなかった時期がありますので、27年度実績ということで回答させていただきます。27年度は多目的運動場は年間で166回、これは野球だけでなくほかの行事も含めての使用の回数がございました。これは、季節によってもあそこは当然使う回数が随分と偏りがございまして、寒い季節はやはり活用がなかなかないというところがございます。曜日に関しても、特に野球に関しては土曜日、日曜日の使用の回数が多くて、平日に関してはいつも余裕があるという状況になっております。

また、代替施設ということの質問なんですが、例えば予約をいただいていた団体がいざ使おうとしたときに、こちらの不備であつたり、グラウンドの不具合であつたりして、急遽使えない状況になってしまったということに関しては、例えば村内であれば北小学校のグラウンド、南小学校のグラウンド、スポ少がいつも使うんですけれども、スポ少の野球が使っていなければそこに関しては、もしそ

ここで問題ない、練習できるということであれば使っていただければというふうに考えております。ただ、もう事前に前の団体が当日使う予定が入っているところにご自身のチームが使いたいけれども、もう予約が入っていてほかの施設はということになったときの代替施設というのは、ちょっとご紹介はできないかなという状況です。

村内では、施設管理事務所のところで団体登録をしていただければ、調整会議のところに参加をして半年間の予定を優先的に組むことができますので、村内のグラウンドを向こう半年までいろいろと予定を詰めて使いたいというお考えの団体については、登録にお金はかかりませんので利用者登録をしていただければいろいろと便宜が図れるかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位6番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

きょうは入札制度について通告をしてあります。

まず、最初に一般競争入札が原則であるが、指名競争入札を行っているのはなぜか。②建設工事の入札においては、談合が行われていると思うが執行の認識は。③公正な入札が行われていると思えないが、実態はいかんということで、①、②、③と通告を出しておりますが、ちょっと順番を変えて、きょうは①番、③番、②番という順で質問をしたいと思います。

それでは、自席に戻って質問をいたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、早速ですが、村長、一般競争入札が原則でありますけれども、村では指名競争入札を行っておりますが、それはなぜですか。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは、答弁させていただきます。

一般競争入札というのは、ご存じのとおり入札情報を公告して参加申し込みを募り、条件を満たした全ての参加者、申込者同士で競争に付して契約者を決める方式であります。正しく運用すれば予算の無駄がなく、極めて公平かつ透明な制度となる反面、契約締結に長期間要し、手続が煩雑で小規模事業者には参入しづらいデメリットがあります。また、建設工事のように成果物のない状態で契約する場合には、他の地域での実績があっても地元で全く名前の知らない業者に発注するのは不安があり、以降保障の面でも安ければよいというわけにもいかなくなります。

また、指名競争入札は、地方公共団体が資力、信用、地域貢献としては消防団員とか交通指導員での地域での活躍、また災害時での積極的な活動等適切と認める特定業者を指名通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法に競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式であります。長所としては、一般競争入札にして不良、不適格業者を排除することができる。2番といたしまして、一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。3番目といたしましては、一般競争入札に比してその地域での企業育成ができ、地域貢献が期待できると。短所といたしましては、指名される業者が固定化する傾向があるというものでございます。他町村でも一般競争入札をする場合、条件つき一般競争入札として、金額や地域限定をし、指名競争入札と余り変わらない入札を行っているのが現状でございます。

以上により、村といたしましては、地方自治法、榛東村財務規則等々により今のところ指名競争入札を行っておるところでございます。これにより、村内業者の育成、地域雇用、地域経済の活性化を図っているところであり、また、建設業協力団体により村内クリーン作戦、春、秋による道路愛護、通学路除草作業、むらづくり産業祭等に毎年協力を願って賜っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、副村長が言ったことは、通常よく今まで私も一般競争入札、指名競争入札のそれぞれ長所、短所を今答弁もらったわけなんですけれども、私も今までそのようなことは何度か聞いてまいりました。

ただ、これは「談合破り！」という本なんです。これを書いた方は、桑原耕司さんといまして、清水建設に1960年に勤務して、28年勤務し、1998年に退職、直後に総合建設会社を設立し、「談合しない」をキャッチフレーズにしたわけです。この方は1級建築士で建築設備士で、特殊建築物調査資格者ということであります。その方が書いた本なんですけれども、その中にこのように書かれているんです。「なぜ、自治体発注者は指名競争入札を多用するのか。理由としてよく挙げられるのは、「工事实績、財務状況ともに信頼がある会社を選べるから」というものである。だが、これは表向きの理由にすぎない。役所にはホンネともいうべき理由が別にある。それは、「業者指名権」を手放したくないことだ。役所はこの権限を保持することによって、建設業に対して圧倒的な立場に立つことができる。それはまた、入札がコントロールしやすくなることも意味する」と、このように書かれています。

そこで、今の質問は今そういうことで、次の質問に移ります。

③です。私は、真塩村政において、不公正な入札が行われていると推察しているが、そんなことはない、公正な入札をしていると断言できますか。

○議長（南 千晴君） 挙手してください。

副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 公正な入札をしていると考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 例えば、これは何年になる、要するに庁舎建設をするとき、私は当時このように聞いているんですけども、それが、そういう事実は違うのかそうなのか、一部合っているのかお聞きしたいわけなんですけど、庁舎を建設するとき、当初予定した入札予定日を延期しました。それは、井上工業が県から指名停止を受けていたからで、村は指名停止が解除されるのを待って入札日を設定し、井上工業を指名し、落札させたと聞いております。それは事実ですか。事実じゃないか、一部事実なのか、その辺お答え願います。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それは事実ではございません。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ただ、ここは入札予定日を変更したというのは事実ですね。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それは事実でございます。当時全国的な建設談合問題が発生しまして、この庁舎は発注するに当たり、それなりの県外の大手の業者を選定するという、指名するというのもありまして、その業者をそろえるについては、その間を少し延期させてもらって、その大手の会社が入札できるまで延期したという事実はございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、井上工業が当初予定した入札予定日のときに、井上工業が県から指名停止を受けていたというふうに聞いておるんですけど、それは事実ですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それは当時は把握しておりません。あくまで全国的な大手ゼネコン、これを指名するためにその間少し延ばさせていただいたというのが事実でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、そのときは承知していなかったと言うけれども、後からはわかったんですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 後からも確認はしていません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これは、しかるべきところから聞いたんで多分これは間違いないと思うんです。指名停止をそのとき予定した日に指名停止になっていたということは。また、再度この後しかるべきところに、村はそう言ってないんですけれどもどうなんですかという確認をしたいとは思いますが、すけれども。

そういうことがありました。私も恐らくこの話はそういうことだろうと認識をしています。と申しますのは、こういう話を聞いたというのは1カ所からじゃないですから。かなり確度が高いんだろうと。ただ、全て間違いがないかどうかは私はわかりません。

じゃ、次にお聞きします。

村は、この間、私が先ほども出ましたけれども、内部告発文書が私のところにも届きました。それで、そのことが事実かどうか確認をしたいから、入札執行証書を初めとする関係書類を出してほしいと言いましたら、総務委員会でそういうふうにもう言いました。そしたら、村長は120%そういうことはないと言いました。その後、二、三日後でしたか、副村長のところ行って、改めてその資料請求をいたしました。そしたら、出せない。その理由は、議員には調査権がない。議会には調査権があるけれども、議員個人には調査権がないから出せないと言いました。ただ、今まではずっとそういうものは議員が要望すれば出していました。いきなりここに来て、確かに法律にはそうになっています。ここに来てその法律を持ち出して出せないというふうに言うのは、いかにも不自然。村長が120%そんなことはないと言っているんだから、出してむしろ、執行のほうだってそれを出して確認してもらったのがいいはずなんです。にもかかわらず出さない。それはまず1つ、本当に不自然なんです。もう一度、再度聞きます、ここで。なぜ出せないんですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 出せないということではなくて、しかるべき委員会等で審議するに当たり、この資料を提出してくださいということで議長名から提出されれば当然資料として出します。また、この資料につきましては、昨日の全協でも配付しましたが、議会事務局にはその資料として各議員さ

んに配っておるということで、まずはその議会事務局でその資料があるのを確認してから、それでなければそういう手続を踏むのは出せるというような考え方でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 一倉村長のとき、平成15年あたりでしたか、やはり談合の問題が全国的にありまして、私は多分その前じゃなかったかと思うんですけども、そのときに3年分の入札執行証書を出してくれと言って出してもらいました。そのとき分析しました。今もうその資料は当然持っていません。ただ、私の記憶にあるのは大体落札率が96、98、なおかつ7社か8社が入札しているのに皆びったり50万刻みです。そういう入札執行証書ありました。それも1枚じゃないです、何枚もありました。それで、そのときに、そのときだったか前だったかちょっとはつきりしないですけども、いずれにしても、請負議案を審議するときには、入札執行証書がなければその請負に対して賛成するか反対するかの判断がつかないと。せめて資料として入札執行証書を出すようにと言いまして、それ以来ずっと出してきたんです、請負契約のときには。それが、今回再登板したら出なくなって、私が言ったらば何回か出ました。改めてこういう文書が出たんで、それを確認したいから今までののはちょっとどこかにいっちゃったから確認したいから出してくれと言ったらば、それは出せない。さっき言った、議員に個人じゃ調査権がないからということで。私が、じゃ、何で以前出していたのに今出さなくなったんだと言ったら、村長は以前は議員個人調査権がないのは知らなかったからってどんどん出していたんだというふうに言いましたけれども。いずれにしても何か不自然です、不自然。

それはそれとしておきますけれども、そういうことですので、入札執行証書が手に入らないので、それに基づいた計算はできませんでした。ただ、これ何ていうんでしたっけ、入札執行状況一覧表から村内業者が受注した建設工事を抽出して契約額を比較いたしました、私なりに。そうしましたら、平成29年度は某建設会社1社で金額で57.2%も占めていました。これは余りにも不自然だろうと思います。何かそんなことは絶対ないと言えますか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 入札の金額をはじくには歩掛かりというものに使ってはじいております。村では県の工事歩掛かりというものを使っておるんですが、各事業者においては国土交通省から標準歩掛かりというものがもう公表されております。それはあくまで標準歩掛かりですので、多分東京等中心部における工事単価で標準歩掛かりというものをつくっていると思うんですが、それに基づき、各群馬県の業者においては群馬県の適応する物価本、それと積算資料等々により単価を決め、また機械、器具損料等も積算物価、積算資料に出ています。そして、人件費等を代入して積算歩掛かりに代

入し、諸経費を積み上げてはじいているというのが現状でございます。それと、それ以外に各社に後は企業努力として、この辺までなら工事として請負できるという判断のもと入札金額を決めて出しているということで、ある程度一定の数字は工事価格は出せるかなと把握はしております。あとは企業努力でここまでできるというような形で請け負っているというのが現状かと思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私の質問の仕方が悪かったのかな。今私が言ったのは、もうここに書いてある入札執行状況一覧表に書いてある契約額です。契約額を抽出して計算をして一覧表にして、その結果として、ある某建設会社1社が平成29年度については57.2%もとっているという話です。今の答弁ちょっと違ってましたよね。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） これにつきましては、契約約款等で現場代理人また主任技術者、また金額が大きくなれば現場管理という工事を見るための技師が必要でございます。当然大手の会社は従業員が多くおまして、この辺のスタッフが全部そろっていると。小っちゃい会社については1人2人というような形になりますと、当然現場を見られる方も少なくなるということが言えるかと思えます。その大手の会社はそういう形で人員が、スタッフがそろっているということで、ある程度の工事を受注できるというような判断をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の答弁、全然納得できない答弁なんですけれども、さっき言った井上戸舎建設の件、今の平成29年度の建設工事契約額の件、この2点からしてもやっぱりどうしたって公正な入札が行われているとは思えないんです。

それじゃ、続いて聞きます。

榎本鉄工所が平成28年度に2,808万円の公共下水道事業を受注しています。ところが、私が調べたところによると、このときには榎本鉄工所は建築式については経審の審査受けてもちろん資格があったんでしょうけれども、土木については経審の、要するに評価も受けていないし、資格がなかったんだというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 平成28年度ですので、このときには平成27、28年度の指名参加願というもので審査をしております。このときの、今言った業者の方は土木工事で499点のCクラス、プレスト

レスト・コンクリート491点のCクラス、建築工事で549点のBクラスということで、土木工事の許可があったという判断で公共下水道管渠築造工事を指名して落札したというような形で村のほうは捉えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私が手に持っているのは、もうご存じだと思うんですが経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書というのを持っているんです。これネットから引き出せるんです、インターネットから。それで許可の審査基準日です。これが平成28年9月30日になっています。ところが、今言った2,808万でしたか、の工事をとったのは日付が、これだから入札日は平成28年10月26日ですよ、これから約1カ月後ですよ。ならば当然資格はないということであつたんじゃないんですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 先ほど申し上げましたとおり、2年に一遍参加指名願を村のほうでは2年分をやります。この27、28の指名参加願は多分27年1月から27年2月で提出してもらい、そして適正な業者ということで一覧表を作成し、それを2年間使わせてもらっているのが現状です。そして、今初めてそういうことを聞いたんですが、もし会社内容でそういうものがなくなつたと、社長がかわつたり、そうした場合は変更届というものを出して、そしてその都度、指名参加願のところを訂正するというのが今までのやり方で、一々出したものについてそれが正しいか、正しくないかというところまで今のところ調査はそれ以降はしていません。あくまで会社のほうに変更になった場合届け出をしようというのが今の流れでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そんなずさんな形で入札をしているんですか。だって、9月30日に審査受けているんです。そんなことはどこの会社も審査とる基準日というのはまちまちみたいですが、だからなおさら一番新しい情報をもとに指名するということなんじゃないですか。いやいや、ちょっと待ってください。私はそう思うんです。もしそれをしなかつたら全く、何ていうんですか、指名全然資格のない業者に今までも幾つも指名していたということになっちゃいますよ、今みたいなやり方でやっていたなら。でもそんなことはないんだと思うんです。ちゃんとやっぱり新しい情報を確認してそれでやっているんだと思うんです。

それともう一つ、もし間違えても、万に一つ、万に0.1かな、間違えて指名しちゃったら、当然受

けたほうが資格を持っていないんだから、資格を持っていませんというふうに言ってくるはずでしょう。だって資格ないのに工事やっちゃったらその業者だって違法な行為をしたことになっちゃうわけでしょう。その辺どうなんですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 先ほどと同じような答弁になってしまうんですが、指名参加願、これを2年に一遍変えます。今使っているのは29、30年度の指名参加願というものでございます。当時の28年の工事だと27、28の指名参加願で一覧表をつくり、それに基づき指名をするというのが流れでございました。そして、先ほど言うように、一々それ以降チェックしていないかというご指摘もありますが、そのようなことは今まで過去においてもしていないというのが現状でございます。ただ、その会社の内容が変われば当然変更届というものを出示していただき、それに基づき台帳を変更して、それに基づき指名をさせていただいているというのが今までの流れということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） どう考えたってそんなことをしていると思えないんです、この長い間に。だって実際この、さっき言った経営規模等評価結果通知書というのは、私ネットから主な村の業者さんのやつを出してみました。確かにそれぞれ審査基準日というのはいろいろ違います。いろいろ違うから、当然のことから村として、だから今の言い方だと変更になったのを出さなかったのが悪いというふうにもなるんで、確かに変更になったら変更したということを出すべきでしょうけれども、それと同時に村は税金を使って、多額の税金を使って工事をしているんです。ならば、そんなずさんなやり方通らないでしょう。そのために確認をするということが必要でしょう。だってそういう制度になっていることは知っているわけでしょう。ずっとそれを、じゃ、村長聞きますけれども、経審はどのくらいの期間有効なんですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 経営審査というのは、何年にやるというのまで把握していないんですけれども、一応27年度の受け付け時の経営審査では2年間で、内容は平成26年と27年度の経営審査で受け付けをしているということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 経営審査というのは1年7カ月なんですって。何でそういう中途半端な数字なんかかというと、何か決算の問題があるみたいなんです。それでそういう中途半端な1年7カ月と

いうふうなあれでしているみたいですよ。ですから、そんな2年前の入札願を信用するということが自体がおかしな話で、なおかつ、もしそうやって間違えていたならば、なぜ指名を受けた業者のほうから、うちは違いますよという話が来ないんですか。普通だったそう言うてくるはずですよ。

ある村外の、私だってそれなりに顔は少しありますから、村内のそういう業者に聞いてみました。そしたら、そんなのが来たら連絡して持っていないと断るよ、そうじゃないなら工事なんかできないよというふうに言っていました。だから2重にも3重にもおかしなことが重なっているんです。結局はあれなんじゃないんですか。これ、今回、今言っている榎本鉄工所の入札には村が1枚も2枚もかんでいたんじゃないんですか。だからそういう2重、3重のおかしなことがあるんじゃないんですか。つまり官製談合の可能性があるのではないんですか、今の話じゃ。全然つじつまが合わないじゃないですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 先ほども答弁させていただきましたが、このときの入札参加願では、土木499点のCクラス、プレストレスト・コンクリート491点のCクラス、建築は549点のBクラスということに基づいて指名させていただいたというのが現実でございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、その入札指名願というのはいつに出されたのですか、何年何月ですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） これが27年の受け付けですので、1月か2月末までの受け付けで、3月でこの台帳整備して4月から使うというような流れでなっています。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、例えば27年1月に入札参加申込書が出てきたとすれば、この入札をしたのは28年の10月です。そしたら1年7カ月もうとっくに過ぎているじゃないですか。そしたら当然前のやつはもう切れているというのがわかるじゃないですか、その入札のときには。入札日のときには。だから今言ったようにおかしなことがどんどん出てくるんです。だから官製談合じゃないかって言っているんです。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 指名参加願というのは何百社出ます。これを毎年毎年チェックするという

ことになりますと膨大な事務量になってくると思っておりますし、今までの流れとすると2年間有効という形で進んでおりましたので、あくまで27、28につきましては、この指名参加願の資料に基づきまして使っているというのが現状でございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） あと、私直接本人に確認したわけではないから、榎本鉄工さんに。ただ、村ではもうこういう話は何人からも聞きました。榎本鉄工所はこのときの仕事は某建設会社に丸投げしたと、そういう話は何人からも聞いています。何かありますか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどは内部告発とかいろいろ話出ましたけれども、先ほど来、副村長のほうから答えているとおり、その当時執行部としてははっきりと把握していなかったということは本当に申しわけないというように思います。これについては、これから過去にさかのぼって調査をさせてもらいます。それで報告をさせてもらいます。今までそういうことがないということが、ふだん2年前に出されたものをそのまま2年間使うということでやってきたために、途中でそれを精査しなかったということに対しては、我々のほうのちょっと手落ちかなということがありますので、それを反省を込めて、過去にこういうことがあったかどうか確認をさせてもらいたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も過去にこういうやり方、2年に1回指名入札申込書ですか、それを受け取って、その資料に基づいて2年間も入札をしていたら、過去もそうだったのかというのは今現在では知る由もないんですけども、でも普通考えれば絶対おかしいことです、入札のことを。私なんか今までこの問題を今回取り上げるまではほとんど入札のことはわかりませんでした。ネットでいろいろ調べました。膨大な資料をネットから引き出しました。すると、引き出している中でこれも出せるということがわかったんです。でも、皆さんはそれ専門でしょう。専門なのにそのくらいのことはわかっているはずだと思うんです。1年7カ月だと、その経審の有効期間は。そうすれば、さっき言いましたように27年1月に申込書出されたやつ、28年10月に入札するなら、もう、あ、これは切れているなって考えるのが当然でしょう。それを考えないということはおかしいことだし、そんなことは絶対私あり得ないと思うんです。だから、さっき言ったように村が1枚も2枚もかんでいるんじゃないかということになるわけです。

私の質問はこれで終わります。

○議長（南 千晴君） 答弁要らないんですか。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） はい。

○議長（南 千晴君） 以上で、13番早坂通議員の一般質問を終了いたします。



◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成30年第1回定例会第1日目を散会といたします。
大変お疲れさまでした。

午後3時27分散会

平成30年第1回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

3月2日（金）

平成30年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成30年3月2日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年3月2日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第41号 自動車交通事故に関する和解について
- 日程第 3 議案第 4号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 4 議案第 5号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 7号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 8号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 9号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第10号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第11号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第12号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 榛東村債権管理条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 榛東村企業誘致促進条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 8 請願・陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 宏美君 | 2番 | 善養寺 孝君 |
| 3番 | 蜂 巢 實君 | 4番 | 村 上 慎一君 |
| 5番 | 川 田 敏彦君 | 6番 | 小野関 治義君 |
| 7番 | 高 田 清一君 | 8番 | 清 水 健一君 |
| 9番 | 枡 井 保夫君 | 10番 | 小 山 久利君 |
| 11番 | 山 口 宗一君 | 12番 | 岸 昭勝君 |
| 13番 | 早 坂 通君 | 14番 | 南 千晴君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 村 長 | 真 塩 卓君 | 副 村 長 | 倉 持 直美君 |
| 総 務 課 長 | 小 山 美子君 | 企 画 財 政 課 長 | 清 村 昌一君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦一君 | 住 民 生 活 課 長 | 山 本 正子君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦君 | 産 業 振 興 課 長 | 青 木 繁君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 清 水 義 美 君 |
| 会 計 課 長 | 清 水 喜 代 志 君 | 教 育 長 | 阿 佐 見 純 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢 一 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岩 田 健 一 | 書 記 | 津 久 井 久 美 |
|---------|---------|-----|-----------|

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回榛東村議会定例会、第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 昨日の早坂議員の一般質問の発言の中で、官製談合ですよという言語がございました。村内業者の信用にもかかわることで、これは不適當だと思います。議長において発言の取り消しを命ぜられることを要求いたします。

○議長（南 千晴君） ただいま小山議員から発言取り消しの動議が提出されました。小山議員の動議に対し、賛成者の方はおりますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成多数ということで、動議は成立いたします。

暫時休憩といたします。

午前9時1分休憩

午前10時18分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいま早坂通議員から、3月1日の会議における発言について、会議規則第61条の規定によってお手元にお配りしました発言の訂正の申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、早坂議員から発言の訂正の申し出を許可することに決定しました。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。

◎日程第1 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位7番川田敏彦議員の質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、おはようございます。日本共産党、5番川田敏彦です。

初めに、草津白根で殉職されました12旅団の隊員のご冥福をお祈りします。

質問の概要です。

通告の4つなんですが、1つ目は小規模企業の振興条例について、それから2つ目に住宅リフォーム助成制度について、それから3つ目に上野原での鉄鋼スラグのその後の対応についてです。それから4つ目に国保税の問題について届け出をしたんですけれども、私の時間の配分の都合上、3つにさせてもらいます。

以下、自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 質問を続けます。

1つ目の榛東村の「小規模企業振興基本条例」の制定と「基本計画」についてです。

今、小規模企業が、大型店の出店、これにはいいところもあるし、困ったところもあるかと思えます。両方あるかと思えます。それから商圈人口の流出、高齢者後継者不足など厳しい経営環境の中にあります。そんな中で、小規模企業振興基本法が平成26年に制定されました。これは、小規模企業、従業員20名以下、それから小企業、従業員5人以下の企業にとっては歓迎する内容です。この小規模企業に光を当ててもらったという内容です。

この基本法について、趣旨と、それから地方公共団体の責務というがあるので、これの紹介をお願いします。

○議長（南 千晴君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） こちらのほうで小規模企業振興法の施行に関して、その意味合いということでございますが、従来からありました中小企業基本法に基づき中小企業振興基本条例を定められたわけですが、この従来からありました中小企業基本法では常時使用従業員が300人以下を中小企業、20人以下を小規模企業と分類しておりましたが、小規模企業振興法では20人以下の小規模企業を、またそれを細分化しまして5人以下を小企業と整理しています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 小規模基本法の内容、今、教えてもらいまして、これは国の責務、それから地方公共団体の責務というのが明確にあります。この附帯決議で小規模企業のところが出ていましたので紹介しますと、小規模企業は経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、さらに伝統芸能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいうべき存在であると、こういうふうに規定しています。非常に小企業に光を当てていると思います。それから、7条の地方公共団体の責務というところで、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定すると。実施する責務を有すると。これを地方自治体に求めています。

これに基づいて、群馬県が平成28年に基本法を、群馬県小規模企業振興条例を制定しました。これは基本法に基づいて具体化するということで、大澤知事、それから高橋商工会連合会長、それからソガ商工会議所の会長、それから金子中小企業団体の中央会の会長などが群馬の小規模企業に元気になってもらうようにしっかりと取り組んでまいりますと言って激励をしています。

榛東村の商工会が、これが出てすぐ村に要望書を提出しました。それから翌年、平成29年には群馬県の商工団体連合会が要請書を提出しました。商工会の要望が、小規模企業振興に関する条例制定の要望というものが出されましたけれども、その内容をお願いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成28年8月26日付で商工会から出されました小規模企業振興に関する条例制定の要望についてということで、今、議員さんがおっしゃられました趣旨等を反映した記述で、榛東村においても法制定の趣旨を十分理解いただき、小規模企業対策の一層の推進を図るため、その事業の持続的発展や基本計画等の策定などを盛り込んだ小規模企業の振興を図る条例の制定につきまして、特段のご高配を賜りますようというような内容で要望書が提出されております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

これによりますと、榛東村の事業者数の9割を占める小規模企業、その振興が不可欠だというふうになっているわけです。榛東村において小規模企業対策の一層の推進を図ってほしいという内容があります。

そこで、榛東村の小規模企業の現状についてお聞きします。

まず、工業なんですけれども、平成15年と平成26年度がちょうど10年ぐらいになりますので、工業についての平成15年と平成26年の事業所数、それから従業者数、それから製造品の出荷額、この増減。これを教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 経済センサスの、工業統計調査の値を紹介します。

平成15年と平成26年でしたか。

[「26」の声あり]

○産業振興課長（青木 繁君） 工業の推移につきましては、平成15年が50事業所、従業者数が1,011人、出荷額が219億7,559万円、平成26年度は事業所数が38事業所、従業者数が954人、出荷額が172億5,720万円という状況でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

[5番 川田敏彦君発言]

○5番（川田敏彦君） それで、同じく商業に関して平成15年と平成26年の事業所数、従業者数、それから年間の商品の販売数、これもお願いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 商業の推移について、平成15年は事業者数が87事業所、従業者数が367人、商品販売額が62億3,700万円、平成26年は事業者数が69事業所、従業者数333人、年間商品販売額が48億5,500万円でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

[5番 川田敏彦君発言]

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

工業、商業が事業所数、それから従業者数、それから工業では出荷数、それから商業では商品の販売数なんですけれども、今の数で見まして、ここ10年ちょっとなんですけれども事業所が8割以下になっていると。従業者も9割何とか維持をしている。出荷に当たっても8割を切るというような状況だというふうに思います。

こういう大変な状況の中なんですけれども、ここで基本法の第7条というのが非常に特別な意味を持ってくると思います。この7条が地方公共団体の責務ということで言っているんけれども、それが、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するというふうにあるんですけれども、榛東の自治体の責務として、この区域の自然的経済的社会的諸条件を生かして施策を策定して実施しましょうというふうに言われているわけです。

この前、商工会に話を聞きに行きましたら、商工会がみなかみの条例を見せてくれたんですよ。このみなかみは基本法が制定されて、県がつくる前に、平成28年3月に制定したんです。この内容がいって見ましたら、本当に具体的によく書いてあるんですよ。そこでは、みなかみは中小企業も含めてなんですけれども、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例という言い方なんですけ

れども、その中には2つ、ああこれはというのがありました。

1つは、豊かな、これはみなかみ町ですけれども、豊かな自然環境に囲まれた明るく活力あふれるふるさとみなかみ町を築いていくというんです。豊かな自然環境と、これを第一に挙げています。

それから、もう一つが、町の地域資源を活用すること、これを基本的認識にすることなんです。これは、中小企業・小規模企業の振興ということなんですけれども、しかし、そのためには商工業や農業、観光をひとつとして捉えるという見方にしています。

榛東村のこれをつくろうと、つくれというわけですから、つくるということになりますと、1つは6次の榛東村総合計画、これが基本になるかと思えます。これの具体化ということになります。この6次の榛東村の計画の最初の真塩村長の冒頭の挨拶、これ私は何度も読んじゃうんですけれども、最初のところに、榛東は自然豊かな村だというふうにあるわけですよ。富士見峠からの眺望は、これで四季折々の風景、それから輝く夜景が観光スポットとなっているんだというふうに言われています。ここは景色の見事さ、夜景の見事さというのは多くの人が言っています。相馬原の一番高いところから見た夜景が忘れられないんだという旧12師団の人が言っていたのがガイドに載っていました。また教育委員のある方は、函館の夜景よりいいと言うんですよ。

私は聞いてみたんです。その函館を見て、榛東を見て、榛東のどこでっていったら富士見峠から見たところだと言うんですよ。それは、自分は函館も見たし、ほかのところも見たし、榛東も見たけれども、榛東のほうがいいんだと言うんですよ。これはすばらしい財産だというふうに思えます。

榛東村には、豊かな自然、地形、それから村長がいつも言う、人間、そして貴重な施設、資源、いっぱいあります。動線もありますし、4期工区もできるということになります。

先日、青木課長から榛東の自然と産業について詳しく説明を受けました。北から卯三郎こけしから、耳飾り館から、茅野遺跡、ワイナリーと夢工房、ふるさと公園、アリーナ、総合グラウンド、ふれあい館、創造の森、富士見峠と。そして長岡から広馬場まで続くぶどう郷、それから黒髪神社。本当に貴重な資源、施設、いっぱいあるかと思えます。これらの活用について昨日もありましたし、毎回、議員が質問、提案をしています。これをいかに生かすかということになるかと思えます。

また、農業と福祉、雇用を結びつける農福連携と。これは遊休農地、耕作放棄地対策、また第6次産業化も含めた国の施策というのも今出ています。大井町、大洗町、それから葛飾区との協定もその中で位置づけることもできます。ですから、今度つくる基本条例、市町村がつくる基本条例、また榛東村の基本条例も村の全産業と関連してくるということになります。そうすると、6次の総合計画の一環ということになります。

ここで、村長に聞きたいんですけれども、村長の構想、課題というのがいっぱいあると思いますけれども、時間が余りない、長く言われちゃったらあれなんですけど、この構想というのをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、川田議員のほうから、大分、みなかみのこととかそういうものを含めていろいろ榛東に置きかえたらというようなご質問がありました。

私も、この28年3月のときはたしか、みなかみは岸町長がやっていてグローバル化を推し進め、そしてみなかみは3町村が合併して新しくなったという中で、自然を生かすことが大事であるということで、今、着々と、みなかみにおいては利根川を利用したり、山を利用したりということで進めております。ことしになっても、岸さんともいろいろな話をさせてもらいました。本当にみなかみはその自然を生かして、あるいは観光を生かしてやるのがこれからのみなかみの生き方であるというようなことを熱く語っておりました。

そういう中において、私どものほうも本当に自然環境を大事にして、その自然をいかに生かして、そして他の榛東村以外の人たちも榛東へ行ってみたいというようなむらづくりをしたいということで考えております。そういう中で、私の名刺の中にも夜景を押して榛東村はこういういいところですよということを宣伝させてもらっているようなところですよ。

しかし、そういう中において、村のほうでも、言い方は悪いんですけども、ようやく若い人たちが立ち上がってくれて、榛東村のよさ、言いかえれば我々はずっと榛東に生まれ育った人間として、本当に自然とかそういうもののよさというのは普通にあるからわからないんだと。逆に村外の人たちとかそういう人たちが役場へ就職して、そういう人たちのほうがよくわかるということで、若い人たちが、YTFというんですかヤングタクスフォースというんですか、榛東村の魅力を発見し、それをマップとかそういうものをいろいろつくろうということで立ち上がっていただきました。

中間報告じゃないんですけども、それらを受けて、村のほうとしてもこの文化とか自然を含めた、特に来年度においては空き家対策を含めた施策を考えたい。30年度予算に一部そういうものを盛り込みをさせてもらいました。私もこれを、今、期待しているところでございます。

そういう中において、農業委員会も含め頑張っておりますけれども、耕作放棄地とかあるいは遊休地も含めて榛東村のよさ、そしてそれをPRしていくような方策、そして村がそれに沿った形で小企業等が、商店とかそういうのを含めて、それも一緒に産業もやっていけるような方策を、今、やっと動き出したというんですか、そういうところでございます。30年度にもそういうことを盛り込んだ予算編成をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

この榛東村のいいところを、いろいろこれからの施策にまた入れていくのに、議会と協力してやっていければと思います。

それから具体的な、そうすると榛東の条例ということになるんですけども、今、県内でも基本条例の制定が始まっています。今の進捗状況とか、この条例制定に当たっての準備、いつごろを予定して準備をしているか。それをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 県内には、小規模基本振興法が施行された後、10市町村が小規模企業振興条例、もしくは中小企業・小規模企業振興条例を制定しています。みなかみ町もその一つとなります。また小規模企業振興法の施行以前からあります中小企業基本法に基づいて、中小企業振興基本条例を定めている自治体が2市あります。

また、昭和30年代から商工業振興基本条例を定めている自治体が3市ありますが、もちろん新たな法制定関係の小規模企業への言及はしていないようです。

榛東村につきましては、今現在、商工業関係の状況は、先ほど統計で説明、お話ししたとおりですが、また群馬県内、非常に自動車関連産業でEVショックと呼ばれる自動車の電動化に伴います部品点数の減少が脅威となっております。制定が求められております小規模企業振興条例は法的な理念を定めているものであり、各市町村への普及がおくれているかもしれませんが、本村においても近隣市町村とともに制定に向けて検討をしなければならないと考えております。

なお、計画策定につきましては、既に最近条例を設けた10市町村でもその基本策定には至っていないような状況も伺えますので、そこら辺を精査しながら、兼ね合いを考えながら近隣市町村とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） いい案を出していただくよう期待をします。

それから、次に、住宅リフォーム助成制度についてです。

先ほどの基本条例制定とともに、この住宅リフォーム助成制度というのが、地域の循環、地域経済振興策として非常に注目されています。これ県内でも6割ぐらいの自治体で実施されているかと思えます。

榛東村でも25年4月から27年3月まであったんですが、その住宅リフォーム助成制度の概要、簡単でいいんですけども、説明をお願いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 補助の内容につきましては、20万円以上の工事で補助率10%、上限を10万円とし、そのうち2万円を商業振興券を交付するものでございました。住宅リフォーム補助金

制度の対象工事は建物の外部工事、内部工事、建築設備工事、改修に伴う取り壊し工事、バリアフリー化関係、二重サッシ等の建具や断熱材工事などで、村内業者が施工であること、また、あわせまして当該補助金以外の介護保険による住宅改修、高齢福祉の住宅改修、重度障害児・障害者の住宅改修といった村からの補助金を受けていないことが条件でございました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） その助成制度なんですけれども、非常に歓迎されていたと思うんですけれども、この2年間の実績、それから経済効果、これはどうだったでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成25年度、26年度の2年間の実績ですが、交付件数は127件、補助金の交付額は782万5,000円、商業振興券が193万2,000円、村から出たのは合わせて975万7,000円となりまして、自己負担金が1億5,965万円ほどとなっております。事業費総額は1億6,940万円余りとなります。

村内の業者につきましては、村内の住宅関連業者を登録させて行いました。その数は91社、単純平均で1社当たり186万円の売り上げとなりますので、相応に地域経済の活性化に寄与したものと評価されます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 2年間の実績が出されまして、91社が1社で160万円ですか、これの売り上げということで喜ばれたというふうに思います。

前に、これは渋川民商が対市交渉、対村交渉したときに渋川市も非常に効果を上げていまして、それが住宅リフォーム助成というは7年目になるということなんです。実績が123件で経済普及効果は30.4倍と。継続していきたいということなんです。この渋川の実績の123件、これは単年度ということだと思います。

榛東は、今、回答で127件、2年間であったということなんです。そうすると単純に、ちょっとこっちで勝手に計算させてもらって、渋川の2倍以上の村民が利用したということになるんです。ですから榛東は利用が高かったということなんです。その榛東の半分の渋川市がこれはよかったと、継続していきたいというふうに言っているわけです。これは非常に効果があるんだというふうに思います。

また、吾妻民商が対村交渉をしたときに嬭恋村の担当者がこういうふうに言っていたんです。大工などで制度がなくなったら食っていけない人が出ると。2019年3月が期限だが、これまでに3,700世

帯中1,000世帯強が利用しており、新たなスタートをすることも考えていると。店舗併用部分も対象になり10件の申請があったというようにあるんです。非常に喜ばれているということです。

この住宅リフォームの助成制度をぜひ復活してほしいというふうに思います。

これも2016年、渋川民商との懇談で榛東村が、要望があれば復活もあるというふうに回答してくれています。

榛東の建設業者にこういうふうに言う人がいたんです。大変ありがたい制度だったと。終わっちゃったですからね。売り上げが伸びた。伸びましたよね、1社当たり平均でみんな伸びていますから。お客にも喜ばれ好評だったと。2割が榛東村商工商業振興券というのがいいと。村の商店が潤ってうちもうれしいと。うちはチラシでこの制度を知らせたが、それでも3件電話があったというんです。榛東村はリフォーム助成制度がありますかと。私の前いたところではあったんですけども、どうでしょうか。これは転入者だと思うんですけども、そういう問い合わせがあったということなんです。

ぜひ、この制度を復活させてほしいと思いますが、今の計画というんですか、これに向けてどういうふうに考えているでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほど、2年間で127件というお話しましたが、平成26年4月は消費税が5%から8%に引き上げられたという社会背景もあり、多くの自治体が類似の制度を創設したと思われま。現在でも、県内の26自治体が住宅取得費補助や新築・増改築リフォーム補助を設けておりますが、経済対策よりも移住・定住対策の色合いが強く、実施市町村を見ると人口減少対策としてアピールしているようにも見受けられます。

本村でも、経済対策とは趣旨は異なりますが、空き家対策事業の一環として平成30年度から空き家対策補助金の中でリフォームを加えております。

消費税が平成31年10月から10%に引き上げられます。引き上げ後の消費の冷え込みに伴う経済対策、移住・定住対策、空き家対策といった総合的な観点から住宅リフォーム補助金制度のあり方を検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 具体的な対策というのでは、今の村民の要望なんかから見て、ぜひ優先してほしいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 30年度から空き家対策のほうでリフォームをやるわけですが、これも平成25年、26年度に実施したリフォーム補助金と同様に村内業者のほうにできるよう、今、担当課と調整を図っている次第です。でき得る限り、先ほど申しました介護保険、高齢者福祉、重度障害児・障害者の住宅改修といった補助金につきましても、こちらについては村内業者に限定していないわけなんですけど、使い勝手が悪いとか縁故でやりたいとかいろんな事情がございますので、そちらのほうの補助金についても極力村内業者を使うように呼びかけを図ればよいかと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひ、いろいろな施策よろしくをお願いします。

次に、上野原の鉄鋼スラグの砕石対策の進捗状況ということでお聞きします。

この前、上野原の生産森林組合の総会が開かれました。そこでの会長の挨拶や来賓で行かれた村長さんの挨拶ですか、私ども聞けませんので、それを紹介してください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 上野原地区の同組合が管理しております林業作業道に、鉄鋼スラグ類似物が疑われるということでございますが、一応、私も同組合の組合員の一人として参加をしたわけでございます。組合長が挨拶で、本件について調査中と述べたのみでございます。また村長も挨拶の中でそれに触れまして、でき得る限り協力して対応をしていきたいというような挨拶を申し上げておりました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） スラグが有毒かどうかと、これはまだわからないわけで、これも検査をする必要があるかと思えます。これは上野原の森林組合が独自で検査をすると。それはそれなんですけれども、村としても、森林組合は半ば、完全な民間というよりも、本当に村と一緒に生産をしていこうと、自治体と一緒にやっっていこうという公的な性格も持っていますから、そういうところの検査の問題、予算もとってやっっていくというのでは、今どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 上野原の森林組合の関係でございますけれども、村の見解ということでございます。

民間の対応ということで、現在、県の示す民間工事における鉄鋼スラグの使用箇所の解明及び環境

調査の指示というものがございませうけれども、これにより適切な対応をとるよう協議を重ねてまいりたいと考えております。先ほど申し上げました上野原の森林でございませうけれども、非常に深い山林内に位置してございませう。一般の村民が侵入するようなことは通常考えられない場所であるということで、協議の中では、大同に対しまして対応をしてくださいということで協議をしている現状でございませう。村が主体となって調査を行う段階ではないと判断をしております。

今後につきましても、引き続き県と連絡調整、必要な情報収集等、行政として支援ができる範囲で協力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 県と相談をしてやっていくというところで、安全対策というのはしっかりとっていただきたいというふうに思います。

この上野原の問題も、前回の村長の答弁でも、言い方はあれですけども、争いになってもと。しっかりとやるという意味だと思ふんですけども、やるべきことをやると。それは、村の所有とかそうでないということではなくて、全体について、村のほうに態度がちょっと甘いんじゃないかと私自身も感じているというふうに村長が言いました。それを指示しているということなんです。これからも住民の安全・安心を守るためにも、それから後々子供たちとか孫とかにそれを残していくわけにはいきませうので、これらを含めて強い態度で臨めということを示したということでありました。村長のその姿勢をぜひ担当課にも徹底指導してもらふことを望みます。

また、ここまではっきり言える首長というのは、渋川北群馬はもちろん群馬県にはないんですよ。ですから、これを引き続きこの姿勢でやってほしいというふうに思います。

それから、スラグに関連して、6月の議会で民家のスラグの問題も出ました。これは村の山子田で、そこは蛇ヶ見川も流れているわけですよ。ちょうどきのうの議会の開会日に新聞報道がされまして、その住民が自分のうちがスラグが使われて本当に危険な状態になっているわけですよ。それを前橋地裁に訴えたという記事が出ていました。

これも6月議会のとき、村長の答弁の中で、民間のものとはいっても公共のものと同じようにやってもらうように大同にも言うし、手順を踏んで努力したいと思ふというふうに言っているわけですよ。大同を訴えた住民は、この村長の言葉に本当に力を得ているわけですよ。もし事故でもあればということもありますので、これについて、また村長の姿勢、村のスラグ全体について、それから、この件についても、もし答えられましたらぜひお願いしたいと思ふます。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、川田議員おっしゃったとおり、去年の6月にも、何としても村民の健康、

あるいは安心・安全を守るためにも、これは公共の施設と離れてもやっぱり村全体の問題ですから、これは強い内容の中で我々も進めていかなきゃならない。これが今問題となっているのが、あのものについては大同特殊から出たものとかそういうものを確認できないというような話もあります。しかし、これを誰が出したということが、何しろあそこにあるということ自体が、私は違法であるというように考えております。そういうことで、強い意志のもとに、これは村の公共物以外にも個人のものであれ一生懸命努力をしていきたい。

そして、過日新聞で見たんですが、その中になんか六価クロムも含まれているというような新聞報道がありました。これについても、我々のほうも確認していないところでございますけれども、あそこには川田議員おっしゃるとおり、これはっきりと7区のところを、この辺についても前も山口議員のほうからもそんなような話を受けて、実際、私も見たところなんです、ひどいもんです。あんなひどいことは通常ならできない。これは六価クロムまた入っているとすれば、これは村民の安心・安全のためにも強い気持ちで私は臨んでいくということを、また新たに表明をさせてもらいたいというように思っております。

これからも、それに向けて努力をしたいと。職員にもその旨を伝えてありますので、やりたいと思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） どうもありがとうございます。

村全体として取り組んでもらうような方向を、ぜひ望みます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。開会を11時20分といたします。

午前11時7分休憩

午前11時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第41号 自動車交通事故に関する和解について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第41号 自動車交通事故に関する和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第41号の説明を申し上げます。

議案書は133ページ、また議案参考資料につきましては166ページになります。

まず、本件事故の概要でございますが、議案参考資料でございますとおり、昨年12月25日17時30分ごろ、前橋市総社町内県道6号線大渡橋西詰交差点付近におきまして、赤信号で停車中の本村公用車後方に相手方の不注意により追突された自動車交通事故でございます。

議案書の133ページになりますが、和解の内容でございますけれども、和解の相手方につきましては、静岡県磐田市に所在する記載の法人でございます。和解の内容でございますが、1つといたしまして、相手方は、本件事故につき10割の過失責任を負う。2つ目といたしまして、本村の損害は金88万1,324円で、（1）に掲げます過失責任により相手方の本村に対する損害の賠償額は金88万1,324円であると。3つ目といたしまして、本村及び相手方の間には、今後本件に関して双方とも、裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、本案は報告のみといたします。

暫時休憩といたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

本案は報告のみといたしますを、訂正いたします。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 自動車交通事故に関する和解についてを原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第4号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第4号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第4号について説明申し上げます。

本補正予算は、第1条におきまして歳入歳出予算を、第2条におきまして繰越明許費を、第3条において債務負担行為を補正するものでございます。

議案書1ページでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、総額からそれぞれ1億5,527万3,000円を減額するものでございます。

主要事項につきましては、この後、事項別明細書により説明をさせていただきます。

議案書6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

1番、追加といたしまして、記載の4事業を追加いたすものでございます。

公用車管理費110万8,000円は、交通事故により、先ほど和解のご議決いただきましたけれども、庁用自動車が全損となったため新規に調達するための経費でございます。

次の地域子育て支援事業4,299万9,000円は、中央保育園で実施いたします児童福祉施設の建設に対して補助を行うものでございます。

3つ目の農地有効利用促進事業205万円でございますが、こちらにつきましては農業用機械の購入に対して補助を行うものでございます。

4番目、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業5,539万8,000円につきましては、堂塚9号線の保障算定の業務委託及び2号計画道路の改良舗装工事等でございます。

いずれの事業につきましても、平成29年度中の完了が見込めないため、平成30年度に繰り越しを行うものでございます。

また、下表に変更とございますけれども、社会資本整備総合交付金事業につきまして、事業費の確定見込みにより限度額を減額いたすものでございます。

続きまして、下のページになります7ページでございますけれども、第3表 債務負担行為の補正でございます。

議会一般経費につきましては、議会だより、議会広報の印刷製本業務に係る経費でございます。

文書管理費につきましては、印刷用紙の購入に係る経費でございます。

終わりに、広報費でございますけれども、こちらは村の広報紙、広報しんとうの印刷製本業務でございます。

この3事業を追加いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主要事項について、議案参考資料により説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

1款村税でございますけれども、1項村民税、2項固定資産税、次のページになりますけれども、4項のたばこ税については減収見込みとなったため補正減といたし、3項軽自動車税につきましては298万円の増額補正を行ってございます。

続きまして、6ページから7ページにかけて、2款の地方譲与税から8款の自動車取得税交付金までにつきましては、本年1月までの交付状況を踏まえ、収入見込み額を増減してございます。

続きまして、9ページから13ページに15款国庫支出金、それから16款の県支出金でございますけれども、こちらにつきましては事業費の確定、または確定見込みにより増減をいたしております。

13ページになります。

18款寄附金でございます。

篤志1名の方から寄附を受納したことに伴います補正でございます、いわゆるふるさと納税ではございません。

続きまして、歳出になります。

16ページをお願いいたします。

歳出予算、冒頭申し上げましたけれども、事業費の確定、または確定見込みに伴う増減及び今議会に上程してございます各特別会計の予算補正に伴う繰出金の増減でございますが、減額が主なものとなっております。

主だった増額補正について説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費、18節90万6,000円の増でございますけれども、先ほど繰越明許費補正で説明申し上げました庁用自動車の新規調達経費で、登録費用、公課費等と合わせ全額を30年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

最上段ですけれども、12目の公共交通対策費、備考欄、その他負担金197万6,000円でございますけれども、こちらにつきましては委託バス運行費負担金、それから車両購入費補助市町村負担金の交付額の確定により増額補正を行ってございます。

28ページになります。

6款1項1目農業委員会費、1節報酬285万円でございますが、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の平成29年度中の成果実績の確定により、いわゆる成果報酬分を増額してございます。

36ページになります。

上の表になりますけれども、10款1項2目事務局費、25節の積立金3,000万円でございますが、教育施設整備基金への積み立てを行うものでございます。

以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 松井保夫議員。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） この一般会計の補正については、私、毎度言っているんですけれども、要は原理原則なり規則に基づいて、やっぱり補助金とか交付金があった場合については速やかに実施をするとかそういう村の体制です。この時期に1億5,000万の減額という話で一般会計補正予算を組んでいるんですけれども、割と原則をいかに村として守っていくか。いや、3月の年度末に減額なり増額すればいいんだと。補正すればいいんだと。こういう考えを排除していかないと。緻密な村の経営というのはできていかないんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（南 千晴君） 清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、3月、年度末になりまして多くの事業について事業費の確定、または確定見込みが行えるということで、このタイミングでの減額ということになっているわけでございますけれども、中には、例えば12月にも補正予算があったわけでございますけれども、その時点でも減額ができるものというようなものも一部含まれてございます。そういったことのないように、今後、適時適切な時期に予算を補正できるようにしてまりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 19ページ。先ほど説明をいただきました。

公共交通対策費、それのその他の負担金197万6,000円。これの委託バスに増額して払っているわけですが、先ほどの説明からいくと、当初決めていた金額以上にここで群バスなり地方バスに払った。こういう認識でよろしいですか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 委託バスの運行負担金、それから車両購入費補助市町村交付金につきましては、当初予算を計上する段階においてはいかほどかというのが見込めないといいたまいますか、毎年度毎年度その運行実績によりまして変化をいたします関係で、当初予算では前々年度実績等に基

づいた額を計上いたし、この時期に一年間のその運行の実績が出るということから、今回は増額補正をさせていただいているというところでございます。

また、車両購入費につきましては、これは日本中央バスへの交付金になるわけでございますが、毎年度更新を行うと、新しいバスを購入しているということではございませんで、今回、29年度に新たに1台車両を整備するというので、関係市町村、それから県と合わせまして関係自治体で交付をいたすものでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第5号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第5号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第5号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

議案書は8ページになります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,518万を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,984万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料42ページをお願いします。

議案参考資料によって説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

1款1項一般被保険者医療給付費分（現年度分）911万7,000円の減と滞納繰越分714万8,000円の増は、収入見込みによるものでございます。

4款1項療養給付費等負担金から10款1項財政安定支援事業繰入金は、歳入額確定見込みによるものでございます。

12款1項一般被保険者滞納延滞金290万円は、滞納繰越分の収納見込みの増加によるものでございます。

続きまして、歳出です。

2款4項出産育児一時金126万円の減は、事業確定見込みによる減でございます。

7款1項高額医療費共同事業拠出金1,138万4,000円の減と保険財政安定化事業拠出金2,187万4,000円の減は、国保連合会からの拠出額確定によるものでございます。

9款1項国民健康保険基金積立金5,999万4,000円の減は、歳入歳出事業費確定見込み等により基金への積み立てを減額するものでございます。

11款1項一般被保険者国県支出金償還金965万6,000円は、過年度の療養給費等国庫負担金の額確定による償還金でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)について

○議長(南 千晴君) 日程第5、議案第6号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長(安田 睦君) それでは、議案第6号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

議案書は11ページでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,872万1,000円とするものです。

今回の補正は、歳入歳出ともに事業確定見込み等による補正でございます。

続きまして、議案参考資料52ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料、補正額67万8,000円の増は、滞納繰越分普通徴収保険料の徴収見込みの増加によるものです。

2款1項一般会計繰入金、補正額10万8,000円の減と次の4款2項償還金及び還付加算金、補正額10万8,000円の増は、保険料の過年度還付金及び還付加算金が後期高齢者医療広域連合会から還付されるため一般会計からの繰入金を減額し、広域連合会からの保険料還付金を増額するものでございます。

続きまして、歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額67万8,000円の増は、滞納繰越分普通徴収保険料の増収見込みによる納付金の増額です。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第7号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号） について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第7号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第7号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は14ページでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,218万8,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億523万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料58ページをお願いします。

主な項目について説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1款1項特別徴収保険料、補正額401万7,000円は、保険料徴収見込みによる増でございます。

3款1項介護給付費負担金から5款1項介護給付費負担金までは、介護給付費等の事業費確定見込みによる国支払基金及び県からの歳入の補正となります。

6款1項介護予防支援費224万8,000円の増は、包括支援センターが介護予防サービス計画を作成することによる国保連合会からの歳入でございますが、当初見込みより計画作成件数がふえているため増額をするものです。

8款1項一般会計繰入金、補正額725万円の減は、介護給付費等の確定見込みによる減額でございます。

次に、歳出です。

2款1項居宅介護サービス給付費から3款3項任意事業までは、事業費確定見込みによる減額でござ

ざいます。

4款1項介護給付費準備基金積立金1,791万6,000円は、歳入歳出事業費確定見込みにより基金へ積み立てをするものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） すみません、聞き間違いでしたら申しわけ……

○議長（南 千晴君） 起立して。

○10番（小山久利君） はい。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,218万8,000円と聞こえたんですが、間違いはない……1,000円で……申しわけございません。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 申しわけございません。訂正をさせていただきます。

4,218万1,000円を減じでございました。失礼しました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第8号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予

算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第8号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第8号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

今回の補正は、款項の区分ごとの金額を補正するもので、総額に変更はございません。

議案参考資料の70ページをお願いいたします。そちらで説明をさせていただきます。

事項別明細書、歳入でございます。

2款1項1目繰入金、補正額61万円は、貸付金元金の回収が伸びなかったため一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

3款1項1目貸付金元利収入、補正額61万円の減額は、貸付金元金回収及び貸付金利子回収金の徴収実績により予算補正を行うものでございます。変更の内容については説明、備考欄のとおりでございます。

次のページに歳出がありますが、財源内訳の変更のみでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第9号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
(第5号) について

○議長(南 千晴君) 日程第8、議案第9号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

[上下水道課長 清水義美君発言]

○上下水道課長(清水義美君) それでは、議案第9号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,283万8,000円を減じ、総額をそれぞれ4億2,291万9,000円とするものです。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも事業費の確定及び確定見込みに伴う補正、及び起債の借入限度額を工事費の確定見込みにより減額するものでございます。

議案参考資料72ページをお願いいたします。

概要についてご説明いたします。

初めに、歳入予算です。

1款1項負担金、補正額236万3,000円の増は、受益者負担金の確定見込みによる増額でございます。

2款1項使用料、補正額133万円の増は、下水道使用料の確定見込みによる増加です。

2款2項手数料、補正額1万円の減は、排水設備指定工事店手数料の確定見込みによる減額でございます。

3款1項国庫補助金、補正額522万円の減は、汚水処理交付金の確定による減額でございます。

4款1項県補助金、補正額20万円の減は、公共下水道事業費県補助金の確定見込みによる減額でございます。

5款1項繰入金、補正額610万1,000円の減は、公共下水道事業の確定見込みによる一般会計繰入金の減額でございます。

8款1項村債、補正額2,500万円の減は、特定環境保全公共下水道事業債及び公共下水道事業債の確定による減額でございます。

歳出予算では、1款1項総務費、補正額42万7,000円の減は、確定による減額でございます。

2款1項建設費、補正額2,330万円の減は、確定見込みによる減額で、主に工事費2,300万円の減、

流域下水道建設負担金47万8,000円の減でございます。

3款1項管理費、補正額911万1,000円の減は確定見込みによる減額で、主に電気料、マンホールポンプの機械器具修繕費の減、工事費の減、また流域下水道維持管理負担金の減額でございます。

2の地方債の補正については、特定環境保全公共下水道事業債で、補正前3,330万円から補正後2,370万円に、公共下水道事業債で補正前1億650万円から補正後9,110万円に借入限度額を補正するもので、事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

80ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

2の一般職(1)総括の表の区分の欄の共済費、補正後395万8,000円、補正前373万8,000円、比較22万円の増額となっております。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番岸昭勝議員。

[12番 岸 昭勝君発言]

○12番(岸 昭勝君) 78ページ、工事請負費が2,300万の減になっていますけれども、この内容というか予定と大分違うんですけれども、内容を説明お願いいたします。

○議長(南 千晴君) 上下水道課長。

[上下水道課長 清水義美君発言]

○上下水道課長(清水義美君) 工事請負費の関係ですけれども、当初は国庫補助金が7,500万円を用意しておりましたが、国のほうの補助金が6,900ちょっとですか、減額されたことに伴いまして工事費の削減を行ったものです。

以上です。

○議長(南 千晴君) よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。よろしく願いいたします。

午前11時58分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第9 議案第10号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第10号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

[上下水道課長 清水義美君発言]

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第10号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ711万3,000円を減じ、総額をそれぞれ1億6,291万4,000円とするものでございます。今回の補正は、歳入歳出とも事業費の確定及び確定見込みによる補正でございます。

議案参考資料81ページをお願いいたします。

概要についてご説明申し上げます。

初めに、歳入予算です。

1款1項分担金及び負担金、補正額75万1,000円の減は、下の表の長岡地区分担金24万円の減、広馬場地区分担金55万円の減、広馬場地区分担金の滞納繰越分3万9,000円の増で確定見込みによるものでございます。

2款1項使用料及び手数料、補正額89万2,000円は、下の表の長岡地区下水道使用料31万7,000円の減、広馬場地区下水道使用料100万円の増、長岡地区の下水道使用料の滞納繰越分16万5,000円の増、広馬場地区下水道使用料滞納繰越分4万4,000円の増で確定見込みによるものでございます。

4款1項繰入金、補正額725万4,000円の減は、事業費の確定見込みによる一般会計の繰入金の減額でございます。

歳出予算では、2款1項管理費、補正額711万3,000円の減は、主に事業費で電気料や機械器具修繕費で393万円の減でございます。委託料で、施設管理委託料などで112万3,000円の減額、工事請負費で公共ます設置工事、処理場等の補修工事、マンホールポンプ修繕工事で202万7,000円の減額となっております。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第11号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第11号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第11号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書26ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万6,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,787万7,000円とするものでございます。

議案参考資料の89ページをお願いいたします。

主なものについて説明をさせていただきます。

事項別明細書の歳入です。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額211万1,000円の減は、歳出予算の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

90ページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目総務管理費、11節需用費、学校給食センター維持管理費が1万円の増額ですが、内訳は、電気料34万円は実績に基づき減額、上水・下水道料5万円は、感染症予防のため手洗いや調理器具洗浄の徹底をしていることにより不足が見込まれるため増額をお願いするものです。また、事業用燃料費30万円は、重油の価格高騰により増額をお願いするものです。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第12号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第12号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第12号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出について、水道事業収益は、既決予定額に439万4,000円を加え、総額を3億1,236万1,000円とし、水道事業費用は、既決予定額から89万6,000円を減じ、総額を2億7,233万6,000円とするものです。

30ページをお願いいたします。

第3条資本的収入及び支出について、資本的収入は既決予定額から500万円を減じ、総額を554万円とし、資本的支出は既決予定額から725万8,000円を減じ、総額を5,774万4,000円とするものです。

31ページをお願いいたします。

第4条については、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額の既決予定額に9万9,000円を加え、総額を221万円とするものです。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる補正でございます。

議案参考資料97ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）の説明書によりご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入です。

1款1項2目その他営業収益、1節手数料、補正予定額19万8,000円の増です。加入申し込み件数の増加に伴うものでございます。当初は100件、見込みは176件となっております。1款2項4目雑収益、1節新規加入負担金、補正予定額419万6,000円の増です。加入申し込み件数の増加によるものです。当初70件、見込み115件でございます。

98ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項2目配水及び給水費、7節動力費、補正予定額139万2,000円の減です。確定見込みによる減額です。3目総係費、10節通信運搬費、補正予定額10万1,000円の増でございます。これは、集中管理システムの電話回線が1回線ふえたことによるものでございます。4目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費、補正予定額36万6,000円の減です。減価償却費の確定によるものでございます。2項1目支払利息、1節企業債利息、補正予定額16万9,000円の減です。企業債利息の確定によるものです。2目消費税、1節公租公課費、補正予定額93万円の増です。平成29年度実績見込みに伴う消費税の納付額の変更増でございます。

99ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入です。

1款1項1目企業債、1節企業債、補正予定額500万円の減で、企業債の借り入れの確定に伴うものでございます。

100ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目建設費、2節委託料、補正予定額142万6,000円の減、4節建設改良費、補正予定額584万6,000円の減で、確定見込みによるものです。2項1目企業債償還金、1節企業債償還金、補正予定額16万7,000円の減です。企業債の借入額の確定によるものでございます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、蜂巢 実議員。

起立してください。

〔3番 蜂巢 実君発言〕

○3番（蜂巢 実君） この説明、何か98ページの一番下の欄に、平成29年度の見込みに伴う、伴うが二重になっている。単純なことです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 大変失礼しました。今後、このようにないように気をつけます。

ご指摘ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 2 議案第 1 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

[総務課長 小山美子君発言]

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第13号の説明を申し上げます。

議案書は32ページから33ページです。議案参考資料につきましては101ページから102ページになります。

議案参考資料101ページをお願いいたします。

概要でございます。

趣旨・目的は、特別職の職員で非常勤のものの報酬額について、所要の改正を行うものです。

関係法令は、地方自治法第203条の2によります。

予算措置は、平成30年度当初予算に計上するものでございます。

102ページをお願いいたします。

新旧対照表になります。こちらで説明をさせていただきます。

第1表の鳥獣被害対策実施隊員の項の次に、右側の改正案のところの職名の欄に、宅地開発委員会委員、報酬の額の欄に年額1万6,000円を加え、次、下の別表第3になりますが、現行の国民健康保険運営協議会委員の項の名称の欄中なんですが、国民健康保険運営協議会委員を、改正案の右側になります、改正案の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に改めるものです。次に、現行の宅地開発委員会委員の項を削り、次に、温泉資源保全審議会委員の項の次に、職名の欄、空き家等対策協議会委員、報酬の額の欄に日額7,000円を加えるものでございます。

議案書33ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第14号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第14号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第14号の説明を申し上げます。

議案書は34ページから36ページでございます。議案参考資料につきましては103ページから109ページとなっております。

議案参考資料103ページをお願いいたします。こちらで説明をさせていただきます。

概要でございます。

趣旨・目的は、1では第2条関係になります。雇用保険法の改正法附則において地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、条例で定める場合に、非常勤職員について、特に必要と認められる場合に2歳に達する日まで育児休業を延長できるとされたことから、当該延長の要件等について規定するものでございます。

2では、第3条及び第4条関係となります。地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項の条件で定める特別の事情（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）等の具体例として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを規定し、これまで運用により認めていたものを明文化するよう改正するものでございます。

次に、議案書36ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第15号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第15号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第15号の説明を申し上げます。

議案書は37ページから39ページで、議案参考資料につきましては110ページから113ページでございます。

議案参考資料110ページをお願いいたします。こちらで説明をさせていただきます。

概要でございます。

趣旨・目的は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、榛東村行政機関の保有する個人情報の

保護に関する条例の一部について所要の改正を行うものです。

なお、主な改正は次のとおりでございます。

1は、第2条関係です。個人情報の定義の明確化がされました。身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等です。例といたしまして、DNA、虹彩、運転免許証の番号、マイナンバー等によります。

2では、要配慮個人情報の定義の明確化と取り扱いについてです。例として、人種、信条、社会的身分、病歴等についてでございます。

取り扱いとしては、第8条関係で、個人情報の収集等の一般的制限として、実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならないと規定されたものでございます。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第16号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案書40ページ、議案参考資料は114ページになります。議案第16号について説明申し上げます。

参考資料の114ページでございますが、改正の趣旨でございますけれども、地方財政法第7条第1項におきまして、決算剰余金の2分の1を下らない金額は基金へ積み立てることとされております。この法律の規定を受けまして、本村ではこれまで財政調整基金へ決算剰余金の2分の1を下回らない、下らない金額を積み立ててきたところでございますけれども、他の基金への積み立てを行うことができるよう、この条例の改正を行おうとするものでございます。

115ページに新旧対照表ございます。

財政調整基金条例第4条でございますけれども、右の欄、現行にございますとおり、当該剰余金の2分の1を下らない金額は、この基金に積み立てるということで規定をされてきたわけでございますけれども、積み立てる額につきましては、改正案にございますとおり、歳入歳出予算で定める額とするというふうに改正を行おうとするものでございます。

また、施行日につきましては、公布の日からの施行ということで上程をさせていただいております。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第17号 榛東村債権管理条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第17号 榛東村債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第17号について説明申し上げます。

議案書は42ページ、それから参考資料は116ページになります。

この条例は、村の債権管理の適正化を図るため、管理基準の統一化や公債権と私債権の分類に応じた取り扱いを明確にした上で、徴収可能な債権額を適正に把握し、徴収に努める徴収手続及び徴収不能な債権の処理基準等に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案書の43ページ、条文でございますけれども、条文の説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますけれども、この条例制定の目的。

第2条は定義でございます。村の債権を村税、公課、その他の債権として分類しているものでございます。

第3条は、他の法令との関係で、法令または他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるものとしてございます。

第4条及び第5条につきましては、村の債権を適正に管理すべき村長の責務及び村の債権を適正に管理するため台帳を整備することを定めるものでございます。

第6条は、村の債権を履行期限までに履行しない者に対する督促について定めるもの、第7条は村税及び公課の滞納処分等については、法令に定める要件に従って的確に行わなければならない旨を定めるものでございます。

第8条につきましては、その他の債権につきまして、督促後も履行されない場合の強制執行等の措置をとる場合及び強制執行等の措置をとらなくてもよい場合について定めるものでございます。

第9条でございますけれども、村の債権につきまして、債務者の信用状態に不安が生じた場合等の履行期限の繰り上げについて定めるもの、第10条は、村の債権について債務者が強制執行等を受けた場合の債権の申し出及び村の債権を保全するための仮差し押さえ等について定めるものでございます。

第11条は、法人が事業を休止したり債務者が所在不明になった場合のその他の債権につきまして、徴収停止の措置について定めるものでございます。

第12条は、その他の債権につきまして、債務者が生活困窮等の場合の履行期限の延長について定めるもの、第13条は、債務者の無資力等により履行延期の特約等を行った債権の免除について定めるものでございます。

第14条は、その他の債権の放棄について定めるもので、村の債権、時効の完成につき時効の援用を要しないものを除くのうち、徴収困難な一定のものについては債権の放棄を行うことができるものとし、これにより債権放棄を行った場合には、村議会に報告しなければならないとしてございます。

第15条は、この条例を執行するために必要な細目的事項の定めについて、村長に委任することを定

めるものでございます。

また、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 榛東村債権管理条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第18号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第18号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

改正議案文は、議案書48ページからになります。

説明については、議案参考資料にて行います。議案参考資料118ページをごらんください。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点としまして、1つ目は、地域決定型地方税特例措置についてで、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に直接供されている施設並びに特定事業所内保育施設に特例割合に2分の1を乗じて固定資産税を減免しようとするもので、特例割合は準則のとおりとなっております。

2つ目は、個人村民税における用語のうち、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものです。

3つ目は、榛東村税条例の一部を改正する条例附則第6条の改正を行い、削除された軽自動車税の環境性能割の新設等に伴う読みかえ字句等の改正を行うものです。

以上、説明といたします。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第19号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第19号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第19号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては51ページから52ページです。

議案参考資料125ページをお願いします。

今回の改正の目的は、住民へのわかりやすさを重視する国の方針を受け、所要の改正を行うものでございます。

関係法令としましては、持続的な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律でございます。

126ページをお願いします。

新旧対照表です。

まず、この村が行う国民健康保険を、改正案としまして、この村が行う国民健康保険の事務に改めるもので、次に、国民健康保険運営協議会を、村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。

議案書52ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第20号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第20号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第20号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は53ページから56ページです。議案参考資料は127ページからになります。

議案参考資料127ページをお願いします。

改正の概要は、地方税法及び航空機燃料譲与法の一部改正に伴い、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、所要の改正を行うものです。あわせて、国民健康保険事業の安定的な事業運営と財政の健全化を図りつつ、被保険者の負担軽減を目的に、保険税率を改正するものでございます。

改正点としましては、まず第2条関係は、法律の改正に伴い財政責任主体が都道府県になることにより、課税額の定義を変更するものでございます。

次に、第3条から第9条関係で、保険税率の改正です。

上の表をごらんください。

医療費分基礎課税分としまして、所得割を現行7.1%を6.52%に、資産割を現行20%を廃止に、均等割額を現行2万9,500円を2万6,000円に、平等割額を現行2万9,000円を1万9,000円に、次の後期高齢者支援金分、所得割額、現行2.6%を2.226%に、均等割額、現行9,500円を9,000円に平等割額、現行1万円を7,000円に、介護納付金分としまして、所得割額、現行1.8%を1.92%に、均等割額、現行1万500円を1万円に、平等割額、現行7,000円を5,000円に改めるものでございます。

次に、下の表になります。

第21条関係です。国民健康保険税の減額について、保険税率改正により均等割、平等割の軽減を表のとおり改めるものでございます。

議案書55ページをお願いします。

施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。適用区分につきましては、改正後の榛東村国民健康保険条例の規定は平成30年度以後の年度区分の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

[発言する声あり]

○健康保険課長（安田 睦君） 一部、すみません、読み間違いがございまして、第6条関係の後期高齢者支援金分のところを、現行2.6%を変更は2.26%に変更ということで訂正をさせていただきます。申しわけございません。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第21号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第21号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第21号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては57ページから58ページです。議案参考資料139ページから140ページになります。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。

改正の概要は、平成30年度から平成32年度の保険料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

関係法令は、介護保険法です。

予算措置は、平成30年度当初予算に措置させていただいております。

140ページをお願いします。新旧対照表です。

第2条中、現行、平成27年度から平成29年度を、平成30年度から平成32年度に改めるものでございます。

議案書58ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成30年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第22号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第22号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第22号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は59ページからです。議案参考資料は141ページからになります。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。

改正の概要は、高齢者と障害児者がともに利用できる共生型サービスとして対応できるよう、基準等を改正するものでございます。

関係法令は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準でございます。

予算措置はございません。

142ページをお願いします。新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条中、指定地域密着型サービスを、共生型地域密着型サービスに改め、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という）の次に、第78条の2の2第1項第1号及び第2号を加えるものです。

143ページをお願いします。

第3条第2項中、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を、村に改め、同条第3項中、法人の次に、又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）を加えるものです。

議案書60ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第23号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第23号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第23号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は61ページからです。議案参考資料144ページからになります。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

145ページをお願いします。新旧対照表です。

第4条中、法第5条の2の次に、第1項を加えるものでございます。

議案書62ページをお願いします。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第24号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第24号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第24号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及
び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書63ページからお願いします。議案参考資料については146ページです。

この条例は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定等が都道府県から市町村に権限
移譲されることに伴い、居宅介護支援事業所の基準等を定めるため、条例を制定するものでございま
す。

関係法令は、介護保険法です。

予算措置はございません。

議案書の64ページをお願いします。

第1条から第4条関係は、条例の趣旨、指定居宅介護支援の事業の基本方針等を定めるものです。

65ページをお願いします。

第5条及び第6条関係は、指定居宅介護支援事業者の人員、従業者の員数と管理者に関する基準を
定めるものが定められております。

65ページから76ページの第7条から第32条関係につきましては、指定居宅介護支援の提供の内容及
び手続の手順、具体的な取り扱い方針、運営規程、記録の整備等の運営基準に関する基準を定めてお
ります。

77ページをお願いします。

第33条関係は、基準該当居宅介護支援に関する基準を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。第16条第20号
の規定は、平成30年10月1日より施行するものでございます。

経過措置としまして、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援
専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第40条の66第1号イ（3）に規定する主任
介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができるものとしております。

〔発言する声あり〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません、第140条の66でした。失礼いたしました。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第25号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第25号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第25号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は78ページから80ページです。議案参考資料147ページから151ページになります。

それでは、議案参考資料により説明をします。

改正の趣旨・目的は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

関係法令は、介護保険法です。

予算措置はございません。

主な改正につきましては、148ページからの新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第4項ですが、介護保険施設の次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業所を加えます。

それから、149ページ、第5条関係につきましては、内容及び手続の説明及び同意についての改正でございます。

それから、31条関係は150ページをお願いします。

第31条の具体的な取り扱い方針のところですが、必要と認める情報を、利用者等の同意を得て主治の医もしくは歯科医師、薬剤師に提供するものを加える改正でございます。

議案書80ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番岸昭勝議員。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 12番、岸です。

○議長（南 千晴君） マイク立ててください。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） この条例改正なんですけれども、人員及び運営の基準を定めるというんですけれども、具体的に人員とか基準、そういうものは村で、具体的に人員とかは書いていないんですけれども、村で定めるものかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今回の改正には、人員の数とかそういうところの改正はない、改正はされていないのですが、人員の内容ですよね。

ちょっと休憩してもらっていいですか。すみません。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。
健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません。失礼しました。
今回の基準を定める条例ということですが、人員に関する改正については改正はございませんので、現行どおりでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） よろしいですか。大丈夫ですか。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第25号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 議案第26号について説明申し上げます。

議案書は81ページから82ページ、議案参考資料152ページをごらんください。

提案理由は、群馬県小口資金融資促進条例の改正に伴い、条例の設備資金について土地を除くとともに、条例の不足において小口資金融資に係る借りかえ措置期間を延長するものでございます。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明させていただきます。

153ページの新旧対照表をごらんください。

左側改正案、右が現行でございます。下線部が改正部分となっております。

初めに、第5条第2号中、設備資金の次に、（土地を除く。）を加えます。

附則の第2項中、現行では平成30年3月31日を、改正案では平成31年3月31日に改めるものでございます。

議案書82ページをごらんください。

附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第27号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第27号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、議案第27号について説明申し上げます。

議案書は83ページから85ページ、議案参考資料154ページをごらんください。

提案理由は、国において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成29年7月31日から施行されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

一部改正でございまして、新旧対照表により説明させていただきます。

155ページの新旧対照表をごらんください。

左が改正案、右が現行でございまして、下線部が改正部分となっております。

初めに、条例名を榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例から、榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例へ、上位法に沿って改めます。

以下、第1条中の法令名を初め、各条文の字句を上位法の内容に合わせて改めております。

議案書85ページをごらんください。

附則です。この条例は平成30年4月1日から施行し、平成30年度以降の固定資産税について適用するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第27号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第28号 榛東村企業誘致促進条例を廃止する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第28号 榛東村企業誘致促進条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、議案第28号について説明申し上げます。

議案書は86ページから87ページ、議案参考資料157ページをごらんください。

提案理由は、趣旨・目的にあるとおり、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が平成29年7月24日に施行され、農村地域工業等導入促進法第10条で規定されていた地方税の課税免除または不均一課税の規定が削除されたため、当該条例第2条に規定されている固定資産税の免税措置がなくなります。

なお、当該条例第3条に規定されている固定資産税の課税免除措置を適用させる工業再配置促進法は、同法を廃止する法律が平成18年4月26日に施行されております。

また、第6条に規定されている特別土地保有税の非課税措置についても、平成15年度の地方税法改正により、平成15年度以降の特別土地保有税の新たな課税は停止されており、適用対象がなく、必要性がなくなっております。

以上、榛東村企業誘致促進条例の運用に当たり、適用をつかさどる法律の廃止などにより適用対象が皆無となったことを受けて、当該条例を廃止するものでございます。

議案書87ページをごらんください。

附則です。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第28号 榛東村企業誘致促進条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第28 請願・陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第28、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづりにより付託を行います。

陳情一覧表をごらんください。

小畑孝平氏から陳情のあった受理番号第1号 夫婦別姓の実現を求める意見書提出に関する陳情から受理番号第6号 上尾市職員採用試験の不正に対する抗議決議を求める陳情までにつきましては、資料配付といたします。

受理番号第7号、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長、田村照代氏及び渋川支部支部長、町田孝比古氏連名で陳情のあった、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設を求める陳情につきましては、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

受理番号第8号、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長、田村照代氏及び渋川支部支部長、町田孝比古氏連名で陳情のあった、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情につきましては、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成29年第1回定例会第2回目を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時14分散会

平成30年第1回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

3月5日（月）

平成30年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

平成30年3月5日（月曜日）

議事日程 第3号

平成30年3月5日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算について
 - 日程第 2 議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 3 議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
 - 日程第10 議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 宏美君 | 2番 | 善養寺 孝君 |
| 3番 | 蜂 巢 實君 | 4番 | 村 上 慎一君 |
| 5番 | 川 田 敏彦君 | 6番 | 小野関 治義君 |
| 7番 | 高 田 清一君 | 8番 | 清 水 健一君 |
| 9番 | 枡 井 保夫君 | 10番 | 小 山 久利君 |
| 11番 | 山 口 宗一君 | 12番 | 岸 昭勝君 |
| 13番 | 早 坂 通君 | 14番 | 南 千晴君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 村 長 | 真 塩 卓君 | 副 村 長 | 倉 持 直美君 |
| 総 務 課 長 | 小 山 美子君 | 企 画 財 政 課 長 | 清 村 昌一君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦一君 | 住 民 生 活 課 長 | 山 本 正子君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦君 | 産 業 振 興 課 長 | 青 木 繁君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 清 水 義 美 君 |
| 会 計 課 長 | 清 水 喜 代 志 君 | 教 育 長 | 阿 佐 見 純 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢 一 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岩 田 健 一 | 書 記 | 津 久 井 久 美 |
|---------|---------|-----|-----------|

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席でありますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、平成30年度榛東村一般会計予算について説明申し上げます。

議案書は92ページになります。

第1条の第1項でございますが、平成30年度榛東村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ56億3,870万円でございます。

第2条におきまして、債務負担行為の期間及び限度額を定めてございます。

第3条におきまして、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条におきまして、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条におきまして、給料、職員手当及び共済費につきまして地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、項を超えての流用が行えるものとしてございます。

議案書の99ページになります。

債務負担行為でございます。

総合行政システム費につきましては、セキュリティポリシーの策定業務委託につきまして、平成31年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

環境衛生対策一般経費につきましては、ごみ袋の製造卸業務委託につきまして、平成31年度までの債務負担行為とするものでございます。

100ページをお願いいたします。

地方債でございます。

平成30年度におきましては1億8,500万円を限度額といたしまして、臨時財政対策債を発行する予

定としてございます。

続きまして、歳入歳出予算の主要事項につきまして、別冊の平成30年度予算説明資料により説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款村税につきましては、前年度から2,289万円減の14億8,049万円を計上してございます。

2 款地方譲与税から6 款地方消費税交付金までにつきましては、平成28年度の決算、平成29年度の交付状況及び地方財政計画を踏まえての計上となっております。

11 款地方交付税でございますが、地方財政計画における減少率を踏まえ、前年度から2,500万円減の12億7,500万円を計上してございます。

15 款国庫支出金ですけれども、前年度から8,843万6,000円減の6 億8,443万8,000円でございます。

19 款繰入金でございますが、前年度から2 億6,288万3,000円減の5 億1,865万円を計上してございます。大幅な減となっておりますけれども、減額の要因につきましては、平成29年度におきまして基金の統廃合を行いました。そのため平年よりも多額の繰り入れとなっておりますが、平成30年度は平年ベースに戻ったということによるものでございます。

22 款の村債でございますが、先ほど第3表で説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債のみの計上となっております。

続いて、下のページになります。

15ページ、歳出でございます。

1 款議会費につきましては、前年度から160万1,000円増の9,619万7,000円で、増額の要因といたしますと、議場及び委員会室の機械器具の修繕費の計上によるものでございます。

2 款総務費は、前年度から2 億6,374万1,000円減の8 億8,476万5,000円でございます。主な減額要因といたしましては、いわゆるふるさと納税に対する返礼品等の経費の減でございます。

3 款民生費、子ども・子育て支援給付金の増などによりまして、前年度よりも3,696万1,000円増の19億6,771万7,000円を計上してございます。

4 款衛生費及び5 款労働費につきましては、前年度とほぼ同程度の予算規模となっております。

6 款農林水産業費は、小規模農村整備事業、農業集落排水事業会計、農業集落排水事業特別会計繰出金の減などにより前年度から3,504万3,000円減の4 億2,717万1,000円でございます。

7 款商工費及び8 款土木費につきましては、前年度と同規模の予算規模となっております。

9 款消防費につきましては、消防ポンプ自動車整備事業の終了によりまして、前年度から849万5,000円減の2 億5,371万9,000円となっております。

10 款教育費は、前年度から2 億5,838万2,000円減の6 億6,251万9,000円でございます。大幅な減額の要因といたしましては、屋外運動場改修事業の完了及び平成29年度においては、基金の統廃合を行

ったことによるものなどでございます。

最後に、12款公債費でございますけれども、平成29年度におきましては、将来負担を抑制するため、村債の繰り上げ償還を実施いたしました。平成30年度につきましては、定時償還のみの計上となっております関係で、6,510万6,000円の減となっております。

議案第31号の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的な質問のみとし、1人3問までといたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第31号については、議長を除く議員全体で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第31号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時8分休憩

午前9時19分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した予算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いたします。

まず、委員長に高田清一議員、副委員長に杉井保夫議員が就任いたしました。

ここで、就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会委員長、高田清一議員、よろしくお願いいたします。

7番高田清一議員。

〔予算審査特別委員会委員長 高田清一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（高田清一君） ただいま議員の皆さんの互選によりまして、委員長という大役を拝命いたしました高田です。

数字には非常に疎いほうで、ましてや村の財政を預かる予算の委員会の委員長ということ、こんな大役は私にとっては大変重荷でございますけれども、議員の皆様の負託に応える、なおかつ村民のよりよいむらづくりのためにしっかりと予算策定を行う、このようなことを意識して進めさせていただ

きたいと思っています。

大変、皆さんには慎重なる審議をお願いすると同時に、やっぱり忌憚のない意見の交換、また意見、提案、質問、それを委員会を通じてやっていただいて、よりよい予算づくりに向けて努力していきたいというふうに思っております。皆さんの絶大なるご協力をお願いし、就任の挨拶といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（南 千晴君） 続きまして、副委員長、松井保夫議員、よろしく願いいたします。
9番松井保夫議員。

〔予算審査特別委員会副委員長 松井保夫君登壇〕

○予算審査特別委員会副委員長（松井保夫君） 副委員長ということで、委員長の高田副部長の縁の下の力持ちで補佐をさせていただきます。なお、榛東村の平成30年度一般会計予算でございますので、チェックを間違いなくしていきたいなど、このように思います。皆さんのご協力をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしく願いいたします。

◇

◎日程第2 議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 続きまして、日程第2、議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書101ページをお願いします。

第1条でございますが、平成30年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ15億1,506万8,000円でございます。

第2条、一時借入金は、借り入れの最高額5,000万円と定めております。

第3条につきましては、歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入歳出予算の主要事項につきましては、別冊の予算説明資料により説明を申し上げます。

204ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でご説明いたします。

初めに、歳入です。

1 款国民健康保険税については、前年度から8,579万1,000円の減の3億1,183万7,000円でございます。これは被保険者数の減少と国保税の税率の引き下げによるものでございます。

4 款国庫支出金については、前年度から3億7,837万7,000円減の1,000円でございます。こちらは、県が財政運営の主体になることにより、国からの交付金につきましては県へ交付されることとなるためでございます。1,000円につきましては、災害臨時特例補助金として、災害が発生した場合に特例的に補助金が交付される場合があるため、1,000円のみ計上しております。

5 款の療養給付費交付金は、平成29年度以前の療養給付費を精算した結果、交付される場合があるため、1,000円のみ計上をしております。

6 款の県支出金は、前年度から9億5,768万7,000円増の10億5,481万5,000円でございます。これは保険給付費に必要な全額を国の負担金と合わせて県から交付されるものでございます。

8 款の繰入金は、前年度から3,964万8,000円減の1億4,259万3,000円でございます。こちらは、一般会計繰入金8,759万3,000円と基金繰入金5,500万円を見込んでおります。減額の要因は、一般会計繰入金の中の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分と財政安定化支援事業の繰入金の減の見込みによるものでございます。前期高齢者交付金から療養給付費等交付金につきましては、本年度から県が財政運営の主体となるため、県へ交付されることになるため不用となっております。

次に、205ページ、歳出をお願いします。

1 款総務費については、前年度から444万8,000円減の1,357万3,000円でございます。減額の要因は、前年度データヘルス計画及び特定健康診査等事業策定経費がありまして、その減によるものでございます。

2 款の保険給付費は、前年度から9,830万3,000円減の10億5,460万9,000円でございます。保険給付費につきましては、県が算定した金額を参考に計上をしております。先ほどご説明しました歳入6 款の県支出金をこちらに充当するものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金4億2,319万6,000円は、本年度からの改正によりまして、県が財政運営の主体になるため市町村から県へ納付するものでございます。これは、過去3年の医療費水準や所得水準等から県が算定したものでございます。

5 款保健事業費は、前年度から383万円増の2,029万1,000円でございます。こちらは、特定保健指導の受診率の伸びが少ないため、そちらを強化するため個別で受けられるように事業を検討して委託料の増でございます。

平成30年度からの改正によりまして、後期高齢者支援金から予備費までにつきましては、原則県が支出するためになるため、不用となっております。

以上で議案第32号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問は1人3問までといたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第32号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第3 議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計について説明申し上げます。

議案書は106ページをお願いします。

第1条でございますが、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億2,655万6,000円でございます。

第2条につきましては一時借入金でございますが、借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、別冊の平成30年度予算説明資料により説明申し上げます。232ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

初めに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料については、前年度から1,234万4,000円増の8,569万円でございます。これは高齢者人口の増加による被保険者数の増加によるものでございます。

3款繰入金については、前年度から299万1,000円増の4,037万2,000円でございます。こちらは一般会計からの繰り入れとなります。

次に、233ページの歳出をお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合会納付金については、前年度から1,541万2,000円増の1億2,346万1,000円でございます。これは後期高齢者医療広域連合会に納付する事務費負担金と保険料等負担金でございます。こちらも高齢者人口の増加による被保険者数の増によるものでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第33号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第4 議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書109ページをお願いします。

第1条についてですが、平成30年度介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ12億1,144万4,000円でございます。

第2条につきましては、一時借入金借り入れの最高額について5,000万円と定めております。

第3条につきましては、歳出予算の流用について定めてございます。

歳入歳出予算の主要事項については、別冊の予算説明資料により説明を申し上げます。

241ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料については、前年度から1,159万8,000円増の2億7,097万3,000円でございます。これは高齢者人口の増加による被保険者数の増加によるものでございます。保険料につきましては、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画により、前年度と同じ金額で定めさせていただいてあります。

2款国庫支出金については、前年度から94万3,000円減の2億7,273万6,000円でございます。給付費に対して国から交付されるものでございます。

3款支払い基金交付金については、前年から1,144万4,000円減の3億1,321万5,000円でございます。こちらは介護保険の国庫負担金等に関する政令により、第2号被保険者負担割合が1%減の27%に引き下げられたことによりです。

5款介護予防支援費については、前年から307万3,000円増の739万8,000円でございます。こちらは地域包括支援センターが計画作成する介護予防計画の件数の増加により増加するものでございます。

7款繰入金については、前年から543万3,000円減の1億7,217万5,000円でございます。減額の主な要因は、前年度の第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定経費分が減額になったため、事務費一般会計繰入金が減額になっております。

次に、242ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費については、前年から481万7,000円減の2,242万8,000円でございます。こちらは先ほど申し上げましたように、介護計画事業費等の策定経費分が減額になっております。

2款保険給付費については、前年から1,925万9,000円減の11億1,348万2,000円でございます。主に前年度の給付状況により算定しておりますが、制度改正に伴い居宅介護サービス給付費及び介護予防給付費の通所デイ、訪問介護に係る経費が3款に移行しているための減額と地域密着型介護サービス給付費と施設介護サービス給付費が増額をしております。

3款地域支援事業については、前年から2,213万8,000円増の7,428万円でございます。こちらは先ほどの2款から移行した介護予防生活支援サービス事業費の通所デイ、訪問介護サービスに係る給付費の増と生活支援体制整備事業費などの増額によるものでございます。

議案第34号の説明は以上とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第34号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書114ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080万5,000円と定めております。歳入歳出

予算の主要事項については、別冊の平成30年度予算説明資料の歳入歳出予算事項別明細書について説明させていただきます。

266ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款県支出金については、前年度と同額の9万円となっております。償還事務に係る補助金でございます。

2 款繰入金については、前年度から141万2,000円減の49万4,000円となっております。これは一般会計からの繰入金でございます。

3 款諸収入については、前年度から80万8,000円減の1,022万1,000円。これは貸付金元利回収金となっております。

次に、歳出になります。

次のページをお願いいたします。

1 款総務費については、前年度と同額の12万5,000円です。これは償還金回収に係る事務費でございます。

2 款公債費については、前年度から222万円減の1,068万円となっております。これは還付生命保険への起債元利償還金でございます。

272ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番右側の欄、現在高見込み額とありますが、平成30年度末現在高は2,251万2,000円を見込んでいます。

以上で、議案第35号の説明といたします。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第35号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につきまして説明いたします。

議案書117ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,321万1,000円とするものです。

第2条、地方債の限度額を定めるものでございます。

第3条、一時借入金の最高限度額を2億円と定めるものでございます。

120ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。起債の目的及び限度額は、特定環境保全公共下水道事業債3,220万円、公共下水道事業債8,580万円、合計1億1,800万円とするものでございます。

予算説明資料274ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括により説明いたします。

初めに、歳入です。

1款分担金及び負担金、本年度予算額2,343万7,000円、比較381万2,000円の増は、新規加入の増加や山子田のリハビリ施設の加入などにより増額としたものでございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額5,501万円、比較282万8,000円の増は、公共分約960戸、特定環境分810戸で前年度実績、今年度の実績見込みや新規使用者の見込みを考慮し増額としたものでございます。

3款国庫支出金、本年度予算額7,500万円は、汚水処理交付金の内示見込み額を計上したものでございます。

4款県支出金370万円、これは公共下水道事業の県補助金で、内示見込み額を計上したものでございます。

5款繰入金1億8,458万8,000円、比較2,050万円の増は、マンホールポンプ更新工事、流域建設負担金、流域維持管理負担金、起債の元金償還費などの増額が主な増額の要因で一般会計繰出金を増額するものでございます。

7款諸収入347万5,000円、比較346万9,000円の増は、消費税の還付見込み額による増額です。

8款村債1億1,800万円、比較2,180万円の減は、建設工事の減額によるものでございます。

275ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、本年度予算額930万6,000円、比較320万7,000円の増は、公営企業経営戦略策定業務委託の計上により増額となったものでございます。

2款建設費、本年度予算額2億4,497万9,000円、比較1,189万9,000円の減は、主に単独管渠整備費

の割合が減少したことにより減額となったものでございます。

3款管理費、本年度予算額4,110万2,000円、比較678万9,000円の増は、マンホールポンプ更新工事及び流域下水道維持管理負担金の増額が主な要因でございます。

4款公債費、本年度予算額1億6,782万4,000円、比較1,071万2,000円の増は、元利償還金が5年据え置きが期限がなくなったため、増加が主な要因でございます。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第36号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第7 議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

議案書121ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,874万6,000円とするものでございます。

予算説明資料295ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書の総括によりご説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1款分担金及び負担金、本年度予算額360万1,000円、比較2万円の減で、新規加入負担金を前年度並みとして計上したものでございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,114万5,000円、比較46万5,000円の増は、前年度実績と新規加入分の見込みにより予算計上したものでございます。

3款繰入金、本年度予算額1億2,383万1,000円、比較1,784万9,000円の減は、電気料、修繕工事費及び起債償還費の減額が主な要因でございます。

296ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、本年度予算額1,357万7,000円、比較427万3,000円の減は、職員給料費の減が主な要因です。なお、公共下水道事業特別会計でも予算計上しました経営戦略策定業務委託の費用367万2,000円を計上しております。

2 款管理費、本年度予算額4,274万2,000円、比較819万2,000円の減は、電気料、処理場の修繕費の減額が主な要因でございます。

3 款公債費、本年度予算額1億242万7,000円、比較493万9,000円の減は、平成28年度より行った繰上償還により元金の償還が減額となったものでございます。

以上で、議案第37号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第37号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書124ページをお願いします。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,355万5,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の最高額について定めたものです。

歳入歳出の主要事項について予算説明資料で説明いたします。

313ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括。

初めに、歳入です。

1 款事業収入、これは給食費にかかわるものですが、前年度から29万3,000円減の6,250万5,000円。

減額の要因は、主に対象者数が若干減少する見込みであることによるものです。

2款使用料及び手数料は、前年度と変わらず7,000円です。

3款繰入金は、前年度から558万1,000円減の7,093万8,000円です。繰入金の内容は、学校給食センターの施設維持管理費や運営費等にかかわる一般会計からの繰り入れ、給食費の第三子無料化や10%相当額軽減に係る一般会計の繰り入れということになっております。

4款繰越金は、前年度と変わらず1,000円です。

5款諸収入は、前年度から9万9,000円増の10万4,000円で、これは消費税還付金を見込んだものになっております。

314ページ、歳出です。

1款総務費は、前年度から495万3,000円減の5,620万4,000円です。減額の主な要因ですが、29年度は修繕や工事が複数ありましたが、平成30年度は工事等が少ないためです。

2款事業費、これは賄い材料費にかかわるものですが、前年度から82万2,000円減の7,585万1,000円です。減額の要因は、先ほどご説明したとおり、対象者数が若干減少する見込みであることによるものです。

3款予備費は、前年度と変わらず150万円です。

議案第38号の説明は以上です。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第38号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書127ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で歳入歳出それぞれ3,220万9,000円とするものでございます。以下、別冊の平成30年度予算説明資料にて説明いたします。

323ページをごらんください。

グラフは描いてあります予算の概要となりますが、歳入の枠の中でございますが、比較増減の合計が三角29万9,000円とあるのは誤りで、正しくは三角9万9,000円です。また、その上の空欄の枠へ20万円を、その右欄に皆増、皆さんの「皆」にふえる「増」、皆増とそれぞれ記入をお願いします。おわびして訂正いたします。

歳入歳出予算総額は、それぞれ前年度当初より9万9,000円少ない予算額でございます。

324ページをごらんください。

事項別明細書の総括、歳入でございます。

1款事業収入は、前年度より28万8,000円少ない3,200万円でございます。内容は売電収入です。

4款雑入20万円は、平成29年11月に発生したパネル損傷例を受けて計上した歳出の修繕費に対する損害保険料収入を見込んでおります。

325ページをごらんください。

総括の歳出です。

1款総務費は、前年度より45万1,000円少ない2,727万2,000円。内訳は積立金、消費税、一般会計繰出金です。前年度当初と比べて消費税を20万円ほど多く計上する一方、繰出金を前年度当初と比べて65万円ほど少なく計上しております。

2款管理費は、前年度より35万2,000円多い493万7,000円で、需用費の機械補修、器具修繕費や委託料がふえているほか、役務費、借地料等は前年度当初と変わらない内容でございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第39号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成30年度榛東村上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書130ページをお願いします。

第2条、業務予定量は次のとおりとするものです。

1号の給水人口1万4,435人から8号の1件1日平均有収水量0.76立方と定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を水道事業収益3億882万7,000円、水道事業費用2億9,075万3,000円と定めるものでございます。

次の131ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を、資本的収入54万円、資本的支出5,424万8,000円と定めるものでございます。

第5条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第6条、予定支出の各項の経費の流用できる場合を定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、1号の職員給与費1,799万1,000円を定めるものでございます。

次の132ページをお願いいたします。

8条、たな卸資産購入限度額を578万4,000円と定めるものでございます。

続いて、予算に関する説明書の329ページをお願いいたします。

平成30年度の実施計画書になります。

329ページから330ページは収益的収入及び支出の予定額、331ページから332ページは資本的収入及び支出の予定額の内訳となっております。

333ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書になります。

1の業務活動から次の334ページ3の財務活動までにより、資金、現金、預金の減額を予測するもので、平成30年度につきましては、334ページ下のところ資金増加額3,025万4,940円を見込みに、資金期末残高を9億42万6,838円を予定するものでございます。

335ページから336ページは職員給与費明細書です。

341ページをお願いいたします。

平成30年度予定貸借対照表になります。貸借対照表では、財務状況を明らかにするため、保有する資産、負債、資本全てを明示するものでございます。

334ページ下段の負債資本合計は、33億6,743万8,368円でございます。

345ページから346ページは、平成30年度の重要な会計方針に係る事項に関する注記、347、348ページは、平成29年度の予定損益計算書、349ページから354ページは、平成29年度の予定貸借対照表、事

業事務に係る事項に関する注記です。説明は省略させていただきます。

355ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業会計予算説明書です。主なものについて説明いたします。

収益的収入及び支出の収入です。

1款1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額2億4,170万3,000円、比較20万5,000円の増は、1節の水道料金で給水実績などにより微増となったものです。2目その他の営業収益、本年度予算額482万8,000円、比較270万6,000円の増は、3節の他会計負担金で経営戦略策定業務委託に要する経費の2分の1を一般会計から繰り入れるもので増額となったものです。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度予算額170万2,000円、比較242万円の減は、定期預金及び群馬県公募公債の受け取り利息分の減少によるものです。

356ページをお願いいたします。

4目雑収益、本年度予算額936万8,000円、比較21万5,000円の増は、新規加入負担金で新築などの世帯数の増加が見込まれることから増額を予定したものでございます。

357ページをお願いいたします。

支出になります。

1款1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額6,973万8,000円の主なものは、3節の受水費6,859万1,000円で、県央第一水道の受水費用となります。2目給水及び配水費、本年度予算額6,401万8,000円、比較124万円の増は、2節委託料で備考欄の下の量水器交換業務の増額、次の358ページのその他営業委託料の561万7,000円で経営戦略策定業務委託が主な要因となっております。5節修繕費1,557万8,000円で前年度より341万1,000円の増、備考欄の既設交換量水器476万7,000円が主な要因で、823戸について計量法に基づく量水器の交換を予定しております。7節動力費は2,254万4,000円で、備考欄の公団補償施設使用分1,710万円は、農業用水電気料の水道分負担分で、割合は30%でございます。

361ページをお願いいたします。

3目総係費、本年度予算額2,514万4,000円の主なものは、職員給与関係になります。なお、下段の7節旅費17万5,000円、次の301ページ中段の12節の研修費26万6,000円は、水道技術管理者の資格取得のための支度をするための費用を計上しております。

361ページをお願いいたします。

4目減価償却費、本年度予算額1億1,502万9,000円、比較360万2,000円の増で、これは量水器交換や新規配水管費用の増加により増額となるものです。

2項営業外費用、1目支払い利息、本年度予算額774万4,000円は62万円の減少、2目消費税711万5,000円は消費税の納付見込み額で54万5,000円の増額となっております。

363ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入になります。

1 款資本的収入、本年度予算額54万円、比較1,000万円の減で、企業債の借り入れを行わないこととし、建設費に要する不足分につきましては、過年度分内部留保資金により補填することとしたものでございます。

364ページをお願いいたします。

支出です。

1 款 1 項 1 目建設改良費、本年度予算額2,494万3,000円で老朽管の布設替え工事を行うほか、災害時において南部P C配水池、梨子木平P C配水池、新長岡配水池から直接給水が可能となる給水装置を設ける工事費用を計上しております。

2 項 1 目 1 節企業債償還金2,841万2,000円、比較104万7,000円の増で、元金の償還金の増額によるものでございます。

以上で、議案第40号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終了し、ただいま議題となっております議案第40号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成30年第1回定例会第3日目を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時10分散会

平成30年第1回

榛東村議会定例会会議録

第4号

3月16日(金)

平成30年第1回榛東村議会定例会会議録第4号

平成30年3月16日（金曜日）

議事日程 第4号

平成30年3月16日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 日程第 3 議案第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 日程第 4 議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算について
 - 日程第 5 議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
 - 日程第10 議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第11 議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
 - 日程第12 議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
 - 日程第13 議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について
 - 日程第14 議案第29号 村道の路線の認定について
 - 日程第15 議案第30号 村道の路線の変更について
 - 日程第16 委員会審査報告書について（総務産業建設常任委員会）
 - 日程第17 委員会審査報告書について（総務産業建設常任委員会）
 - 日程第18 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
 - 日程第19 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
 - 日程第20 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
 - 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第24 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第25 発委第 1号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について
 - 日程第26 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 宏美君 | 2番 | 善養寺 孝君 |
| 3番 | 蜂 巢 實君 | 4番 | 村 上 慎一君 |
| 5番 | 川 田 敏彦君 | 6番 | 小野関 治義君 |
| 7番 | 高 田 清一君 | 8番 | 清 水 健一君 |
| 9番 | 裕 井 保夫君 | 10番 | 小 山 久利君 |
| 11番 | 山 口 宗一君 | 12番 | 岸 昭勝君 |
| 13番 | 早 坂 通君 | 14番 | 南 千晴君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 村 長 | 真 塩 卓君 | 副 村 長 | 倉 持 直美君 |
| 総 務 課 長 | 小 山 美子君 | 企 画 財 政 課 長 | 清 村 昌一君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦一君 | 住 民 生 活 課 長 | 山 本 正子君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦君 | 産 業 振 興 課 長 | 青 木 繁君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 清 水 義 美 君 |
| 会 計 課 長 | 清 水 喜代志君 | 教 育 長 | 阿 佐 見 純 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢一君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岩 田 健 一 | 書 記 | 津 久 井 久 美 |
|---------|---------|-----|-----------|

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第1回榛東村議会定例会第4日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） （録音漏れ）

それでは、議案第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員である小山三治さんの任期が、本年3月31日で満了となります。

これに伴い、平成30年4月1日から固定資産評価審査委員会の委員の選任が必要となります。

そこで、引き続き、榛東村大字新井1470番地1にお住いの小山三治さんを固定資産評価審査委員会の委員に選任したいと思っております。

小山さんにつきましては、昭和24年10月22日にお生まれになり、現在68歳でございます。

前橋工業高校を卒業後、榛東村に勤務され、その間、税務課にも所属し、税制の知識が豊富な方で、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思ひ、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、選任したいと考えておりますので、議会のご同意をお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） （録音漏れ）

午前9時2分休憩

午前9時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 提案のほうでございますけれども、議案第2号及び第3号につきましては、現在の任期が6月30日ということになって、次の議会に間に合うように思うかもしれませんが、これについて法務大臣のほうへ推薦するというところで、今回提案をさせてもらっているところでございます。

それでは、議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

これまで長きにわたりまして人権擁護委員をされていた堀内礼子さんが6月30日をもって任期満了を迎えるということに当たりまして、新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくものでございます。

今回推薦させていただく西富美代子さんは、昭和31年1月26日にお生まれになり、榛東村の山子田1455番地2、これは通称5区にお住まいで、今はご主人と長女の3人で生活をされております。

美代子さんは、平成13年から榛東村社会福祉協議会に勤務されまして、平成28年からは群馬県身体障がい者福祉団体連合会に勤務されております。現在に至っているところでございます。

障害者や障害児に関する仕事に携わり、側面から障害者を支えてきました。

経歴からもおわかりいただけるかと思いますが、障害のある方をはじめとする弱い立場の方たちに対する理解と見識があり、人権擁護委員としての活躍が期待されております。

このようなことから、人権擁護委員法の第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞き、法務大臣に対して推薦をしたいというふうに思っております。

任期につきましては、30年の7月1日から33年の6月30日までの3年間になります。

ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明をさせていただきます。

今まで人権擁護委員をされていた小山隆弘さんが6月30日をもって任期満了を迎えることとなりました。新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくものでございます。

今回推薦させていただく小山広一さんは、昭和33年5月17日生まれ、榛東村新井1121番地の2、9区にお住まいで、今は奥様と長女、実父の4人で生活をされております。

小山さんは、大学を卒業後、昭和62年に榛名女子学園に教務官として採用され、赤城少年院等に勤務されておりました。29年の3月31日をもって早期退職をされております。

退職後におきましては、実父の介護の傍ら、休日にはスポーツ少年団のサッカーの指導等のボランティア活動をされております。

30年間の少年院勤務を通して知り得た子どもに対するいじめや虐待の実情、在院した子どもたちに対する教育経験を人権問題の解決に役立てていただけると、人権擁護委員としての活躍を期待したいというように思います。

このようなことから、人権擁護委員法の第6条第3項の規定によりまして、議会のご意見をいただき、法務大臣に推薦をしたいというように考えております。

任期につきましては、先ほどの議案第2号と同じでございます。

ご同意くださいますよう、お願い申し上げます、推薦の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

ここで、予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

7番高田清一議員。

〔予算審査特別委員長 高田清一君登壇〕

○予算審査特別委員長（高田清一君） おはようございます。

平成30年第1回定例会における予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る3月5日、本委員会に付託されました、議案第31号 平成30年度榛東村一般会計予算について、3月8日、村長、副村長、教育長、関係課長並びに局長、議長、委員出席のもと、慎重な審査を行いました。

本案については、1月の全員協議会時に副村長査定段階における説明を執行部側から受けていることから、当日は、副村長査定段階から大きく変わった点、また全員協議会で取りまとめた、議会側の要望がどう村長査定に反映されたかの2点を中心に説明を受けました。

質疑終了後、直ちに採決を行い、全員賛成により、本委員会は平成30年度榛東村一般会計予算について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本特別委員会終了後、小委員会を開催し、平成30年度予算を執行する上での、次のように要望事項をまとめました。

1つ、村税収納率は94.4%以上を目指すこと。

1つ、ふるさと納税については返礼品3割引き下げに伴い、影響を他市町村の例を分析しながら歳入動向を見極めること。

1つ、公共バスのダイヤ改正には、村民の声を反映させること。

1つ、ゴミ袋の製造卸業務については、より効果的な施策を講じること。

1つ、村民プールの解体に伴う用地の返還については、地権者の意見を聞くこと。

1つ、空き家対策については、計画通り実施すること。

1つ、南新井前橋線（上毛大橋延伸道）の計画に基づく接続道（橋を含む）は、県と協議し検討すること。

以上、要望事項とし、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、予算審査特別委員会委員長、高田清一。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日、当委員会に付託されました、議案第32号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、3月7日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

平成30年度から県主体となるのに伴う村の負担軽減、短期被保険者証交付の状況等について質疑がありました。

また、ジェネリックの周知方法については、リーフレットを作成し、住民に配布しているとの回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日、当委員会に付託されました、議案第33号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、3月7日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

対象者の現状と推移について質疑があり、平成30年1月1日現在、1,660人程度だが年度末には100人から150人くらいふえる見込みとの回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算につい

て、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日、当委員会に付託されました、議案第34号 平成30年度榛東村介護保険特別会計予算について、3月7日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

介護保険に対する村の現状と取り組みについて質疑がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日、当委員会に付託されました、議案第35号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特

別会計予算について、3月7日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

特に質疑もなく、採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第35号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました、議案第36号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、3月6日午前9時より301会議室において、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

なお、平成30年度に実施する経営戦略において、将来にわたって安定的な事業を継続していくため

の、中・長期的な経営の基本計画を策定され、今後の経営方針と経営の安定化に努められるよう要望いたします。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、総務産業建設常任委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第36号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました、議案第37号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、3月6日、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

なお、接続率の状況については質疑があり、平成30年1月末現在で長岡地区83.3%、広馬場地区

59%で、供用開始年度に6年の差はあるものの、接続率の低い広馬場地区については、未接続者を対象に接続を促す説明会を開催したい、との答弁がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決するものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第37号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日、当委員会に付託されました、議案第38号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、3月7日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

村の食材をなるべく使うようにとの意見がありましたが、安全、安心に提供するため異物混入のチ

エック体制が課題であるとの答弁がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第38号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました、議案第39号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、3月6日午前9時より、全委員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

事業収入と施設管理の計画などについて質問がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第39号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

ここで、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました、議案第40号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算について、3月6日午後9時より、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

なお、平成30年度に実施する経営戦略において、将来にわたって安定的な事業を継続していくため、中・長期的な経営の基本計画を策定され、今後の経営方針と経営の安定化に努められるよう、要望いたします。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第40号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第29号 村道の路線の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第29号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（南 千晴君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、村道の路線に認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づき路線認定の議決をお願いする路線は、4路線でございます。

議案書89ページが路線認定調書、議案参考資料の159ページから162ページが路線認定図でございます。

議案書89ページの路線認定調書をお願いいたします。

初めに、路線番号2341、路線名北谷地11号線。起終点は山子田字北谷地1518番4地先から山子田字北谷地1518番1地先まで。延長は74.9メートル、幅員は4.5メートルでございます。

議案説明資料159ページをお願いいたします。北谷地11号線の路線認定図でございます。

この路線は、山子田北交差点の西に位置し、村道北谷地北野線から北に入る宅地開発地内に造成された道路でございます。

次に、路線番号3255、路線名下の前38号線。起終点は広馬場字下の前275番1地先から広馬場字下の前275番7地先まで。延長は73メートル、幅員は6.1メートルでございます。

議案参考資料160ページをお願いいたします。下の前38号線の路線認定図でございます。

この路線は、16区コミセンの北に位置し、村道下の前34号線から南に入る宅地開発地内に造成された道路でございます。

次に、路線番号3256、路線名八之海道47号線。起終点は広馬場字八之海道1067番4地先から広馬場字八之海道1067番4地先まで。延長は34.8メートル、幅員は5メートルでございます。

議案参考資料161ページをお願いいたします。八之海道47号線の路線認定図でございます。

この路線は、しんとう南部公園の東に位置する宅地開発地内に造成された道路でございます。

次に、路線番号3257、路線名長谷津23号線。起終点は新井字長谷津2492番3地先から新井字長谷津2492番1地先まで。延長は34.3メートル、幅員は5メートルでございます。

議案参考資料162ページをお願いいたします。長谷津23号線の路線認定図でございます。

この路線は、下新井の信号の西に位置し、村道長谷津26号線から西に入る宅地開発地内に造成された道路でございます。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 松井保夫議員。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 先ほど、認定する路線が4カ所ございました。

まず、下の前と八之海道、長谷津、この3線についてはですね、行きどまりだという認識を持っています。法的に行き止まりでも村道の認定については可なのか、これを伺いたいと思います。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 宅地開発内の行きどまりの道路につきましては、現在、位置指定道路ということで建築基準法上の指定されている道路ということになってございます。

位置指定道路でございますけれども、そのままでも構わないということですが、そのまま位置指定道路のままということで残りますと、その部分が個人の共有名義として残ってしまいまして、時間の経過というだけが経過していつてしまうということで、村で行う公共事業等の支障に來すおそ

れが考えられるということでございます。

こうしたことから、行き止まりの認定道路であっても、村で規定する基準を満たしていれば、道路構造を満たしていれば寄附を受け、また、これを今回のように認定道路として認定することは特に問題がないということで、今回お願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 再三確認します。

認定する話で、今、法的に問題はないのですよね。行きどまりといっても。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 特に問題はございません。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 村道の路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 村道の路線の変更について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第30号 村道の路線の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田議会事務局長

〔事務局長朗読〕

○議長（南 千晴君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、村道の路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定に基づき議決をお願いする路線は、3路線でございます。

路線変更する3路線は、高崎渋川線バイパスの第5号計画道路が県道高崎安中渋川線まで完成したことに伴い、路線の起終点の変更を行うものでございます。

議案書の91ページの路線変更調書をお願いいたします。

初めに、路線番号0104、路線名反田北下線。変更前の起終点は、長岡字反田526番1地先から長岡字大内675番2地先まで。延長は601.1メートル、幅員は8.6メートルから4.75メートル。

変更後の起点は変更前と同じく、長岡字反田526番1地先から終点は長岡字杉之木693番2地先まで、全長は714.31メートル、幅員は11メートルから5.98メートルでございます。

次に、路線番号1026、路線名大内4号線。変更前の起終点は、長岡字反田557番1地先から長岡字杉之木693番2地先まで。延長は579.11メートル、幅員は11メートルから8メートル。

変更後の起終点は、長岡字反田557番10地先から長岡字大内675番2地先まで。延長は438.26メートル、幅員は8.6メートルから4.75メートルでございます。

次に、路線番号1035、路線名反田7号線。変更前の起終点は、長岡字反田557番10地先から山子田字乙倉海戸351番まで。延長は565.07メートル、幅員は7.5メートルから4.8メートル。

変更後の起点は、長岡字反田597番1地先から終点は変更前と同じで山子田字乙倉海戸351番地まで。延長は556.26メートル、幅員は7.5メートルから4.8メートルでございます。

議案参考資料の164ページが変更前の路線図、165ページが変更後の路線図でございます。

説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 村道の路線の変更について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時2分休憩

午前10時32分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第16 委員会審査報告書について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第16、委員会審査報告書についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第73条の規定により報告いたします。

受理番号、平成29年陳情第5号。村道柳沢17号及び柳沢15号線溝蓋設置工事について。

審査の結果、趣旨採択。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま委員長の審査報告が終了いたしました。

ここで質疑を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

9番松井保夫議員。

[9番 松井保夫君発言]

○9番（松井保夫君） 本議案の中で、趣旨採択という話を、今、伺ったんですけども、この溝蓋云々の陳情の中でこの趣旨だけを採択する、趣旨採択の趣旨の理由を求めます。

○議長（南 千晴君） 10番。

[総務産業建設常任委員長 小山久利君発言]

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） ただいま質問ございました趣旨採択についてを回答いたします。

陳情者の要望はわかったということでございます。工事等の内容は執行にお任せするという
こと
でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

委員会審査報告書について、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。



◎日程第 17 委員会審査報告書について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第17、委員会審査報告書についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第73条の規定によ
り報告いたします。

受理番号、平成29年陳情第7号。件名、村道柳沢2号線溝蓋設置工事について。

審査の結果、趣旨採択。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま委員長の審査報告が終了いたしました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

委員会審査報告書について、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◎日程第 18 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会小山久利委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 19 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会清水健一委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第71条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありません。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 20 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会清水健一委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則

第71条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第24 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第24、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第21から日程第24までを一括議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第25 発委第1号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（南 千晴君） 日程第25、発委第1号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番山口宗一議員。

〔議会運営委員長 山口宗一君登壇〕

○議会運営委員長（山口宗一君） 11番山口です。

会議規則の変更について説明いたします。

発委第1号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について。

地方自治法第112条第1項及び榛東村議会会議規則（昭和32年榛東村議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

平成30年3月16日提出。提出者、榛東村議会運営委員会委員長山口宗一。

提案理由、議員が活躍できる環境を整え、議会活動の活性化を図るため所要の改正を行うもの。

3枚目をご覧ください。

右側が原稿でございます。左側が改正案でございます。

2枚目にお戻り願います。2枚目をごらんください。

朗読して説明に変えます。

第2条を次のように改める。

（欠席の届出）第2条、議員は疾病、看護、介護、忌引、災害その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2、議員は出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。

附則、この規則は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第26、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一議員より報告を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

平成30年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を申し上げます。

平成30年2月21日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、平成30年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合定例会が行われました。

当日の議案は、報告1件、議案4件が告示されました。その中から、報告と議案1件について報告します。

まず報告は、和解及び損害賠償の額を定めることについてです。

平成29年6月21日午前7時40分ごろ、群馬県北群馬郡榛東村大字新井2224番地4、小規模多機能ホーム、グループホームしんとう十二前において、消防署本署救急隊の出動中、現場到着後にストレッチャーを室内に搬送する際に木製のドアにストレッチャーを接触させ、同部分を破損させ損害を与えたことにより、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び管理者において、専決処分することができる事項の規定により（平成23年2月17日）により、次のとおり専決処分するということです。

なお、当事者は医療法人健英会理事長、小中俊太郎氏、損害賠償額は12万5,280円であります。

次に、議案について報告します。

議案は第1号から第4号までで、議案第1号は条例の一部を改正する条例、議案第2号は平成29年度の一般会計補正予算、議案第3号は負担金分賦割合について、議案第4号は平成30年度一般会計予算についてであります。

冒頭に申し上げましたように、ここでは議案第4号平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について、概略の報告をします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億150万3,000円と定めるものです。

歳入の主なる項目は、負担金27億841万1,000円、手数料2億1,496万4,000円、組合債6,980万円等です。

歳出の主なる項目は、清掃費9億5,395万9,000円、消防費15億918万9,000円、公債費3億3,416万4,000円等でございます。

なお、市町村の負担金は、渋川市18億5,463万2,000円、吉岡町4億8,918万2,000円、榛東村3億6,459万7,000円で、榛東村は13.46%の負担となります。

参考までに、消防庁舎建設等事業で用地購入費として3,214万3,000円が計上されております。これは、南分署移転に伴う用地購入費でございます。

なお、全ての議案が賛成多数で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 山口宗一議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで閉会に当たり、一言申し上げます。

3月1日の開会以来、本日までの16日間、7名の議員による一般質問、条例改正、補正予算、平成30年度当初予算などの議案について、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされ、議決をいただき、本定例会が閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今月6日、総務省の町村議会のあり方に関する研究会が、小規模な町村議会などを対象に、議員の兼職、兼業制限を条件つきで緩和するなどの地方議会の新制度を提言する方針で報告書をまとめると報道され、地方議員のなり手不足問題について研究がなされているところであります。

近隣の地方議会をみますと、玉村町議会が昨年10月の改選より、議員定数を16人から13人に削減し、また、先月2月28日には渋川市議会において、現行22人の議員定数を18人に減らす条例改正案が可決されました。

議員定数削減に至った理由としては、さまざまなことが上げられると考えられますが、それぞれの議会で議論され、出された結果でございます。

住民にもっとも身近な地方議会は、地方の発展のため、将来のためにと、住民の声を反映する住民の代表機関という役割があります。その職責を果たすためにも、本議会においても現状に満足することなく、将来のため、議会のあり方について議論を重ねていくことが重要であります。

最後に、各委員会におきましては、閉会中も本定例会で決定した継続審査、継続調査を積極的に行い、諸課題解決や政策提言につなげられるよう、活発な委員会活動をしていただきますよう、切に願います。

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成30年第1回定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 村 上 慎 一

榛東村議会議員 川 田 敏 彦